

令和2年度

枚方市包括外部監査結果報告書

〔補助金等に係る財務事務の執行について〕

令和2年12月

枚方市包括外部監査人
公認会計士 石崎 一登

目次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 監査対象年度	1
5. 監査の方法	2
6. 監査対象部署	4
7. 監査の実施期間	4
8. 補助者	4
9. 利害関係	4
第2 監査対象の概要	5
1. 「負担金補助及び交付金」の概要	5
(1) 負担金の概要	5
(2) 補助金の概要	5
(3) 交付金の概要	5
(4) 負担金、補助金及び交付金の違い	5
2. 枚方市における「負担金補助及び交付金」の支出状況	6
(1) 「負担金補助及び交付金」の年次推移	6
(2) 「負担金補助及び交付金」の決算額の款別内訳	7
3. 枚方市における補助金等交付事務の概要	8
(1) 枚方市補助金等交付規則の概要	8
(2) 個別の補助金等に係る「要綱」又は「要項」	8
(3) 補助金等交付事務の基本的な流れ	8
4. 枚方市における補助金等の見直しに向けた取組	10
(1) 枚方市新行政改革実施プラン	10
(2) 補助金の見直しに関する方針	11
5. 監査対象とした補助金・負担金	14
(1) 監査対象とする所管課及び補助金の選定	14
(2) 個別の監査対象とする負担金の選定	17
第3 監査の結果及び意見（総論）	18
1. 監査の結果及び意見の一覧	18
2. 補助金に係る個別の監査の結果及び意見を踏まえた総括意見	23
3. 負担金に係る調査を踏まえた意見	38

第4 監査の結果及び意見（各論）	43
1. 市長公室 市民活動課	43
(1) 自治会館建設等助成金	43
(2) 地域づくりデザイン事業補助金	51
(3) 校区コミュニティ活動補助金	56
(4) NPO活動応援基金補助事業補助金	61
(5) 多重債務等相談事業補助金	65
(6) 勤労市民会活動補助金	68
2. 観光にぎわい部 農業振興課	71
(1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金	71
(2) 穂谷地区農空間活用支援事業補助金	74
(3) 景観形成推進事業補助金	77
(4) 農業振興事業補助金	80
(5) 農業次世代人材投資事業補助金	83
(6) 新規就農者農地集積支援事業奨励金	85
(7) 新規就農者経営安定化支援事業補助金	88
(8) 公共施設維持管理事業補助金	91
(9) 土地改良事業等補助金	93
(10) 多面的機能支払交付金事業補助金	95
(11) 農業振興課補助金全般	98
(12) 津田地蔵池コミュニティ協議会負担金	101
3. 観光にぎわい部 スポーツ振興課	104
(1) 監査対象とした補助金の概要	104
(2) スポーツ協会関係補助金	106
(3) 体育団体活動補助金	121
(4) スポーツ少年団活動補助金	123
4. 健康福祉部 健康福祉総務課	125
(1) 監査対象とした補助金の概要	125
(2) 枚方休日歯科急病診療所運営補助金	126
(3) 社会福祉協議会に対する補助金に係る共通事項	132
(4) 枚方市福祉活動・福祉団体等補助金	136
(5) 枚方市献血推進事業補助金	139
(6) 民生委員協議会・日本赤十字社・共同募金会事務補助金	141
(7) 枚方市保護司会運営事務補助金	143
(8) 枚方・交野地区更生保護サポートセンター支援補助金	146
(9) 健康・医療・福祉フェスティバル開催経費負担金	148

5.	健康福祉部 地域健康福祉室（長寿・介護保険担当）	150
	(1) 老人クラブ活動補助金	150
	(2) 老人クラブ連合会事務費補助金	153
	(3) 高年齢者能力活用推進事業補助金	156
6.	健康福祉部 地域健康福祉室（健康増進・介護予防担当）	160
	(1) 街かどデイハウス事業補助金（通常分）	160
7.	健康福祉部 地域健康福祉室（障害福祉担当）	165
	(1) 重度障害者等住宅改造助成事業補助金	165
	(2) 障害者（児）歯科診療事業補助金	168
	(3) 精神保健福祉推進事業補助金	172
	(4) 重症心身障害者宿泊訓練補助金	174
	(5) 基準該当障害福祉サービス（生活介護・自立訓練）運営補助金	176
8.	都市整備部 住宅まちづくり課	178
	(1) 修景補助金	178
9.	都市整備部 連続立体交差推進室	181
	(1) 光善寺駅周辺市街地再開発事業補助金	181
10.	土木部 交通対策課	183
	(1) 枚方交野交通安全協会補助金	183
	(2) 枚方市交通対策協議会補助金	185
11.	上下水道経営部 営業料金課	189
	(1) 私設メーター取替事業補助金	189
12.	教育委員会 総合教育部 学校安全課	195
	(1) 遠距離通学児童・生徒通学費補助金	195
	(2) 枚方市学校園安全共済会補助金（小）、（中）	200
13.	教育委員会 学校教育部 教育支援推進室	203
	(1) 枚方市奨学金	203

(注：本報告書の表記方法等について)

1. 端数処理等について

報告書中の数値は、原則として、金額の表示単位未満については切り捨て、比率の表示単位未満については四捨五入しており、端数処理の関係で表中の合計が合致しない場合がある。

また、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等の出所は、原則として、枚方市が公表している資料、又は、所管課（室）から提供を受けた資料である。一方、報告書の数値等のうち、これら以外の資料を出所とするものや包括外部監査人が作成したものについては、その出所等を明示している。

3. 監査の結果及び意見

本報告書では、監査の結論を【監査の結果】と【意見】に分けて記載している。

【監査の結果】は、今後、枚方市において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合規性に関すること（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断した場合についても同様に、【監査の結果】として記載している。

また、【意見】は【監査の結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、枚方市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するものである。

4. 用語について

本報告書における各補助金の名称については、原則として、枚方市のホームページに掲載された「補助金一覧（令和元年度）」によっており、正式名称と異なる場合がある。「要綱」、「要項」、「要領」という用語については、それぞれの補助金に係る「要綱」等を意味するものとする。したがって、特に文中での判別が困難になる場合などを除いて、原則として「要綱」等の正式名称は記載していない。また、文中では、原則として、所管課（室）の正式名称は使用せず、単に「所管課」と記載している。

第1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

補助金等に係る財務事務の執行について

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

補助金は、地方公共団体が、特定の事業等を助成、奨励するために、公益上必要があると認めた場合に対価なく支出する給付金であり、その執行にあたっては高い透明性を確保し、費用対効果などの説明責任を果たすことが求められる。

また、枚方市における令和元年度の一般会計歳出決算額 135,607 百万円のうち、「負担金補助及び交付金」は 14.8%を占める 20,125 百万円となっており、重要な歳出項目といえる。

枚方市では、平成28年3月に策定した「枚方市新行政改革実施プラン」のもと、同年9月に策定した「補助金の見直しに関する方針」に基づき、補助金等交付部署だけでなく、行政改革実施本部会議における検討など、見直しに向けた全庁的な取組を行ってきた。そして、令和2年3月には、「枚方市新行政改革実施プラン」の後継として、「行財政改革プラン2020」を策定し、「新たな改革ステージ」にチャレンジすることとしている。

このような状況のもと、包括外部監査において、補助金等に係る財務事務の執行について、枚方市補助金等交付規則等に準拠して適正に行われているかとはもとより、補助金の公益性、必要性などについて、第三者の立場から検証することは、今後の「行財政改革プラン2020」の着実な推進のためにも有用であると判断し、特定の事件（監査テーマ）として選定した。

4. 監査対象年度

原則として、令和元年度

（必要に応じて平成30年度以前の各年度及び令和2年度についても対象とした。）

5. 監査の方法

① 監査要点

本年度の包括外部監査における監査要点（監査手続によって検証すべき事項）は、以下のとおりである。

- ・公益性：公益上必要なものが補助の対象となっているか。
- ・合规性：補助金の申請、決定、交付等の手続きは規則等に定める手続きに沿って行われているか。
- ・経済性・効率性：補助金の算定方法や交付時期が合理的な基準によって明確に定められているか。
- ・有効性：補助事業の実績報告が適切に行われているか。また、その確認結果に基づいて、被補助者への指導・監督が適切に行われているか。さらに、補助事業の効果測定が適切に行われているか。

② 監査手続

「①監査要点」に記載したそれぞれの事項を検証するために、実施した監査手続は、以下のとおりである。

・監査要点：公益性

1. 補助金交付要綱等の内容を確認する	
①	補助金の交付目的は明確に規定されているか
②	被補助者は明確に規定されているか
③	補助対象事業の内容は明確に規定されているか
④	補助対象経費は明確に規定されているか
2. 補助目的が公益性に寄与するものか確認する	
3. 補助対象事業は補助目的を達成するために必要な内容か確認する	
①	補助金交付以外に支援していることはないか（人的支援、場所の提供等）
②	補助制度創設時の前提条件が変化していないか
③	想定どおりの利用件数、金額があるか （予算と実績の比較（件数及び金額））
④	従来からある補助金の内容が実質的に変わっていないにもかかわらず、名称のみ変更している補助金がないか
⑤	補助対象事業に複数の取組が含まれている場合、個々の取組について、補助対象としての妥当性が検討されているか
4. 委託の性格がある事業（事業の実施主体が実質的に枚方市と考えられる事業）が、補助として取り扱われていないか（補助と委託の区分の明確化）	

5. 補助金額は補助対象事業を実施する上で適正な金額か、また、支出内容は、補助対象事業を実施する上で必要なものか確認する
6. 補助金の交付が特定の団体に限定されていないか。限定されている場合、明確な理由はあるか確認する

・ 監査要点：合規性

1. 補助金の申請、決定、交付等の手続きが定められた手順によっているか確認する	
①	必要な書類はすべて徴取され、定められた審査、確認が行われた上で交付決定されているか
②	被補助者から徴取した書類、所管課における審査文書、交付書類の写しは適切に保存されているか
③	実績報告の際に領収書又は領収書に代わるものの提出を受けているか
2. 再補助や再補助に類する分配行為が行われていることはないか	

・ 監査要点：経済性・効率性

1. 補助金額の算定方法及び交付時期の妥当性について確認する	
①	補助金額の算定方法は妥当か
②	補助金額が要綱等に定める方法によって計算されているか
③	補助金の審査手続きの簡略化や審査期間の短縮化に努めているか

・ 監査要点：有効性

1. 補助事業の実績報告が適切に行われているか確認する	
①	補助事業の実施状況の確認は、定められた手順で実施されているか
②	実績報告は要綱、交付申請書等と整合しているか
③	実績報告の提出時期は妥当か
④	補助金により取得した財産の維持・管理・処分についての定めがあるか、また、その定めに従った取扱いが実施されているか
2. 被補助者への指導・監督が適切に行われているか確認する	
①	実績報告、収支報告の審査が適切に行われているか
②	補助金の使用状況は適切か
③	被補助者独自の収入と混同されていないか
④	補助事業の収支報告において多額の繰越金が発生していないか
3. 補助事業の効果測定が適切に行われているか確認する	
①	補助事業に適切な成果指標を設定しているか
②	成果指標や実績等に基づき、補助事業の必要性を検証しているか

6. 監査対象部署

補助金等交付部署を対象とした。

7. 監査の実施期間

令和2年6月10日から令和2年12月24日まで

8. 補助者

公認会計士 金 志煥

弁 護 士 田端 聡

公認会計士 道幸尚志

公認会計士 中川美雪

公認会計士 野田敏男

弁 護 士 福岡智彦

公認会計士 脇山侑典

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1. 「負担金補助及び交付金」の概要

本年度の包括外部監査における検証の対象は、歳出予算に係る節の区分において「19 負担金補助及び交付金」から執行される支出額が該当する。

「19 負担金補助及び交付金」は、文字どおり、負担金、補助金及び交付金の3つの細節から構成されており、それぞれの内容は以下のとおりである。

(1) 負担金の概要

負担金とは、法令、契約等に基づいて国や他の地方公共団体等に対して負担しなければならない経費である。例えば、国直轄事業の負担金、大阪府の土木建設事業の負担金のように法令上の支出義務のあるものと、市長会、議長会、その他各種協議会又は講習会、研修会等に対するものや枚方市が共催する事業等に対する任意負担金がある。

(2) 補助金の概要

地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」とされている。すなわち、補助金とは、事業、研究の育成等、公益上の必要性があると認めた場合に、反対給付を求めることなく交付する金銭的給付である。

本来、枚方市が独自の判断によって支出する直接補助が多いが、一方では国や大阪府の施策に基づき、国、大阪府からの補助を受けて枚方市が間接的に補助をする場合もある。

(3) 交付金の概要

法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して、枚方市の事務を委託している場合において、当該事務処理の報償として支出するものであり、委託料が法令の規定又は私法上の契約による行政事務執行上の委託であるのに対し、交付金は専ら報償として一方的に交付される点で異なる。

(4) 負担金、補助金及び交付金の違い

補助金は公益上の必要性があると認めた場合に自発的に支出するものであり、枚方市に支出の義務はないのに対し、負担金は法令、契約等に基づいて支出が義務となっているものである。

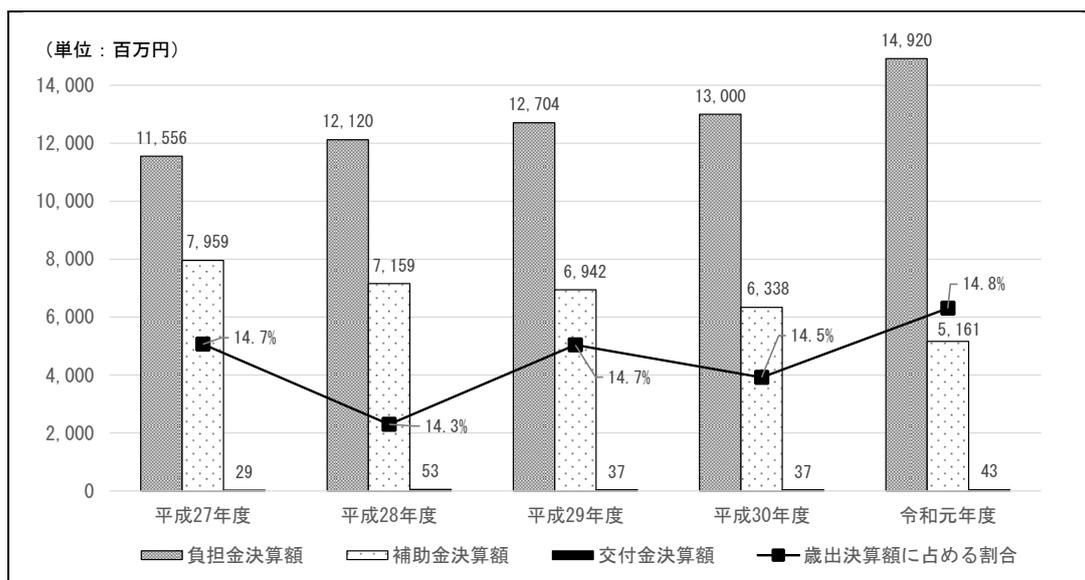
また、補助金の場合は、事業の実施主体は補助金の交付先の団体であるのに対し、交付金は、本来の事業の実施主体は枚方市であるが、何らかの事情で事務を委託している場合に支出するものである。

2. 枚方市における「負担金補助及び交付金」の支出状況

(1) 「負担金補助及び交付金」の年次推移

過去5年間の枚方市の一般会計における「負担金補助及び交付金」の決算額の推移は、【図1】のとおりである。

【図1】枚方市の一般会計における「負担金補助及び交付金」の決算額



負担金の決算額をみると、民生費、衛生費、土木費及び消防費において増加傾向にあり、平成27年度の11,556百万円から令和元年度には14,920百万円に増加している。

一方、補助金の決算額をみると、民生費及び土木費において減少傾向にあり、平成27年度の7,959千円から令和元年度には5,161百万円に減少している。

一般会計の歳出決算額に占める「負担金補助及び交付金」の割合については、概ね14.5%前後で推移している。

(2) 「負担金補助及び交付金」の決算額の款別内訳

令和元年度の「負担金補助及び交付金」の決算額について、款別の内訳を示すと、【表1】のとおりである。

【表1】「負担金補助及び交付金」の決算額の款別内訳（令和元年度）

区分	款	金額（百万円）	割合（％）
負担金	議会費	1	0.0
	総務費	167	1.1
	民生費	4,051	27.2
	衛生費	2,028	13.6
	農林水産費	8	0.1
	商工費	12	0.1
	土木費	3,440	23.1
	消防費	5,162	34.6
	教育費	47	0.3
	合計	14,920	100.0
補助金	総務費	154	3.0
	民生費	2,877	55.8
	衛生費	140	2.7
	農林水産費	44	0.9
	商工費	43	0.9
	土木費	1,412	27.4
	消防費	228	4.4
	教育費	259	5.0
	合計	5,161	100.0
交付金	議会費	17	40.8
	総務費	12	28.2
	衛生費	13	31.0
	合計	43	100.0
総計		20,125	

負担金については、枚方寝屋川消防組合に対する負担金 4,316,330 千円が含まれている消防費が最も多額となっており、次いで、民生費、土木費が多額となっている。

補助金については、子ども・子育て支援事業補助金 1,361,114 千円が含まれている民生費が最も多額となっており、次いで、土木費が多額となっている。

また、交付金については、政務活動費 17,732 千円が計上されている議会費が最も多額となっている。

3. 枚方市における補助金等交付事務の概要

(1) 枚方市補助金等交付規則の概要

枚方市においては、補助金等の交付事務について統一的に規定する規則として、枚方市補助金等交付規則（以下「規則」という。）を制定し、補助金等の交付に係る基本的事項を規定している。

ただし、規則の対象とする「補助金等」は「補助金、給付金等の名称で予算の範囲内で相当の反対給付を受けないで交付する金銭」と定義されており（規則第2条第1号）、負担金及び交付金については規則の対象外である。

(2) 個別の補助金等に係る「要綱」又は「要項」

個別の補助金等に係る交付事務については、規則のほか、所管課において「要綱」又は「要項」を制定し、補助対象事業や補助対象経費等、各補助金等に関する固有の事項を規定している場合のほか、その都度、補助対象事業や補助対象経費等についての起案、決裁を行い、交付決定している場合がある。

なお、「要綱」とは、各所管課において作成し、形式等について総務部コンプライアンス推進課によるチェックを受けた後、制定されるものであり、「要項」とは、各所管課限りで制定されるものである。

(3) 補助金等交付事務の基本的な流れ

規則に規定された補助金等交付事務の基本的な流れは、以下のとおりである。

① 補助金等の交付の申込み（申請）（規則第5条）

補助金等の交付を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申込書を、別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

- ・ 補助金等の交付を受けようとするものの氏名又は名称及び住所又は所在地
- ・ 補助対象行為の目的、内容、効果及び公益性
- ・ 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- ・ 補助対象行為に要する経費のうち補助金等で賄われない部分の負担者並びにその負担金額及び負担方法

② 補助金等の交付の決定（規則第6条）

市長は、補助金等の交付の申込みがあったときは、当該申込みに係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、当該申込みに係る補助金等の交付が法令、条例、規則その他の補助金等の交付に関する事項及び予算で定め

るところに違反しないかどうか、補助対象行為の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、補助金等の交付の決定をするものとする。

③ 補助金等の交付の決定の通知（規則第 8 条）

市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容及びこれに条件を付した場合には当該条件を、当該申込者に通知するものとする。

④ 実地調査等（規則第 14 条）

市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、被補助者に報告を求め、又は職員に実地に調査を行わせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問をさせることがある。

⑤ 実績の報告（規則第 15 条）

被補助者は、補助対象行為が完了した場合（補助対象行為を中止し、若しくは廃止した場合又は補助金等の交付の決定を取り消された場合で、既に経過した期間に係る部分があるときを含む。）その他市長が定める場合は、別に定める期日（当該補助金等に係る予算に係る履行期限までの日に限る。）までに補助対象行為の実績を市長に報告しなければならない。当該補助金等の交付の決定を受けた年度の末日においても、また、同様とする。

⑥ 補助金等の額の確定（規則第 16 条）

市長は、実績の報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、当該報告に係る補助対象行為の実績が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに対する条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとする。

⑦ 補助金等の交付の方法の特例（規則第 17 条）

市長は、補助金等の交付の目的、補助対象行為の内容等に照らしてその必要があると認めるときは、被補助者が補助対象行為を完了する前に、補助金等を概算払又は前金払により交付することがある。この場合において、市長は、補助金等を分割して交付することがある。

4. 枚方市における補助金等の見直しに向けた取組

(1) 枚方市新行政改革実施プラン

今後の社会状況の変化や市民ニーズに的確に対応していくとともに、都市基盤整備や子育て支援・学校教育の充実をはじめ「新しい枚方の創造」に向けた施策を展開していくためには、より健全な行財政運営を進めていく必要があることから、自主財源の確保や事務事業等の見直しなど、平成28年度から令和元年度までの4か年に取り組む行政改革の具体的な計画として、平成28年3月、「枚方市新行政改革実施プラン」（以下「プラン」という。）が策定された。

プランにおいては、次の4つの改革を柱として行政改革の取組を進めることとしている。

- | |
|---|
| (1) 自主財源の確保と受益者負担の適正化
(2) 事務事業等の見直し・最適化
(3) 行政の役割と責任を踏まえた効率的・効果的な行政運営
(4) スリムで機動力を持った組織体制の確立 |
|---|

補助金等の見直しについては、上記の「(2) 事務事業等の見直し・最適化」に関連しており、具体的な取組課題として、下記のとおり記載されている。

No. 12 事務事業・補助金の見直し

効率的・効果的な行政運営を図るため、全ての事務事業・補助金について、公益性、必要性、公平性等の観点から検証を行い、そのあり方や方向性を決定する仕組みを構築し、さらなる見直しを進める。また、補助金については、 <u>サンセット方式を導入するなど、定期的に検証・見直しを行う仕組みを構築する。</u>
--

(注) 下線は監査人が追加。

(2) 補助金の見直しに関する方針

プランを受けて、補助事業においても費用対効果を意識するとともに、行政の担う役割を明確にし、より一層の適正化・最適化を図ることが重要であることから、平成28年9月、「補助金の見直しに関する方針」（以下「見直し方針」という。）が策定され、補助金の見直しを実施するものとしている。

見直し方針に掲げられた見直しの基本方針は、次の3つである。

(1) サンセット方式の導入と定期的な見直し

全ての補助金についてサンセット方式を導入し、終期にあわせて制度の継続可否を含めた補助金の見直しを定期的実施する。

なお、終期の設定は3年とする。ただし、他の法令等で終期が定められている場合はそれによるものとする。

※サンセット方式：補助制度等について、あらかじめ制度の終期を条例や規則、要綱等で明示しておくことをいう。

(2) 補助金の検証と透明性の確保

各補助金の目的、効果、交付対象、補助対象経費、補助率、補助額等について検証し、より適正な制度となるよう見直す。また、本市の補助金制度の透明性を確保するため、積極的に市ホームページ等で公表を行う。

(3) 的確なニーズ把握や効果測定の実施

補助金交付の費用対効果が最大となるよう、的確なニーズ把握や効果測定を行い、より効果的な補助金への転換を図る。

また、見直し方針の対象は、予算科目（細節）において「補助金」として支出している全補助金であり、負担金や交付金は含まれない。ただし、「補助金」であっても、法令で義務づけられているなど枚方市の裁量が及ばない補助金や繰出金としての性質を有する企業会計への補助金、概ね3年以内で終了する単発の補助金については対象外とされている。

具体的な見直しの実施にあたっては、以下の「①補助金交付の基本的な視点」と「②補助金性質分類別の視点」の2つの視点から見直しを進めるものとなっている。

①補助金交付の基本的な視点と方向性	
公益性	事業目的や内容に、補助を行うに足りる公益性が客観的に認められるか。 →社会情勢の変化等により公益性が失われた補助金については廃止する。
必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが高く、真に補助すべき事業であるか。 →ニーズ把握の具体的な手法を確保する。 →すでに当初の目的を果たしている補助金やニーズが低い補助金については廃止する。 →交付申請数が著しく少ない補助金については廃止を検討する。
有効性	交付する補助金が期待する効果をあげているか。 →補助金交付の効果を測る効果測定的手法を確保する。 →費用と比較し、期待する効果が得られていない場合は廃止を含めた補助金のあり方を検討する。 →委託や直接執行など補助金交付と比較し、より効果的な手法がある場合は転換を行い、補助金は廃止する。
公平性	受益が偏ることなく、他団体や市民との間で公平性が保たれているか。 →公平性が確保できていない補助金については、補助交付対象の見直しを行う。
妥当性	補助金は、その対象となる経費や補助率、補助金額が妥当なものであるか。 →原則として全額補助は行わない。 →補助対象経費や補助率等を明確にし、必要に応じて要綱化等を検討する。 また、これらの情報は市ホームページ等により積極的に情報公開する。
②補助金性質分類別の視点と方向性	
制度的補助	法令等に基づき交付する補助金。 →国、府等で制度が継続実施される限りは本市においても補助金交付を実施する。ただし、原則として市単独による上乗せ補助等を行わない。
団体運営補助	団体等の運営のために交付する補助金。 →原則廃止する。現在交付している団体運営補助金についても、目的と用途が明確な事業費補助金へ移行する。
事業費補助	団体等が実施する事業（イベント、建設事業、地域事業含む）に対して交付する補助金。 →市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定し補助金交付を行う。また、補助金交付を行うにあたっては、交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付の要否を検討する。
その他	上記いずれにもあてはまらない補助金（個人に対して給付される補助金など）。 →社会情勢やニーズに合致しているか、他の類似制度と重複が無いかなどを厳格に見極めたうえで補助金交付を行う。

（出所：見直し方針（抜粋））

そして、これら2つの視点をさらに具体化した「補助金チェックシート」を用いて各補助金の見直しを進めることされており、枚方市のホームページには、各補助金の「補助金チェックシート」と「補助金チェックシート」の概要を一覧表形式にまとめた「補助金一覧」が公表されている。

見直し方針が策定された平成28年度から継続している補助金については、最初のサンセット期間が平成29年4月1日から令和2年3月31日となっており、令和元年度においては、多くの補助金について見直しを実施され、「補助金チェックシート」の更新が行われている。

5. 監査対象とした補助金・負担金

(1) 監査対象とする所管課及び補助金の選定

本年度は、補助金等に係る財務事務について、横断的に検証することとしたが、過去3年間に包括外部監査の対象となった部署（【表2】参照）については、補助金等を含めた事務について監査が実施されているため、本年度の監査対象からは除外することとした。

【表2】包括外部監査の監査テーマと監査対象部署

年度	監査テーマ	主な監査対象部署
平成29年度	中核市への移行に伴う移譲事務（衛生に関する事務を中心として）について	健康部（保健所）等
平成30年度	産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出に関する財務事務の執行について	総合政策部、 産業文化部
令和元年度	子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について	子ども青少年部

なお、保健所及び産業文化部については、上記のとおり、過去3年間において包括外部監査の対象となっていることに加え、新型コロナウイルス感染症拡大への対応にあたり業務が繁忙となっていることが想定されることも監査対象から除外した理由である。

その結果、健康部（保健所）、産業文化部（農業振興課を除く。）及び子ども青少年部を除く各所管課のうち、「補助金一覧」に記載された補助金の決算額について、過去2年間において500万円以上のものがある所管課における補助金の執行について、500万円未満の補助金も含めて監査対象とすることとした。

以上により、監査対象とした所管課及び補助金の一覧は、【表3】のとおりであり、「補助金一覧」において令和元年度以降も継続するとされている補助金142件のうち71件が監査の対象となった。

なお、枚方市においては、令和2年4月の機構改革により、部課名が大幅に変更されているため、「所管課名」の欄には、令和元年度及び令和2年度の名称を併記している。また、「第4 監査の結果及び意見（各論）」については、令和2年度の所管課名により区分して記載している。

【表 3】 監査対象とした所管課及び補助金の一覧

(単位：千円)

所管課名		補助金名	令和元年度 決算額
令和元年度	令和2年度		
市民安全部 市民活動課	市長公室 市民活動課	自治会館建設等助成金（新築・建替え）	10,000
		自治会館建設等助成金（土地賃借）	300
		自治会館建設等助成金（水洗化）	-
		自治会館建設等助成金 （耐震診断・耐震改修・バリアフリー化）	33
		自治会館建設等助成金（土地取得）	-
		地域づくりデザイン事業補助金	-
		校区コミュニティ活動補助金	54,159
		NPO活動応援基金補助事業補助金	2,911
		NPO情報発信イベント事業補助金	1,738
		多重債務等相談事業補助金	1,300
		勤労市民会活動補助金	12,584
産業文化部 農業振興課	観光にぎわい部 農業振興課	経営所得安定対策等推進事業費補助金	289
		穂谷地区農空間活用支援事業補助金	920
		景観形成推進事業補助金	3,476
		農業振興事業補助金	1,695
		農業次世代人材投資事業補助金	8,238
		新規就農者農地集積支援事業奨励金	652
		新規就農者経営安定化支援事業補助金	5,101
		公共施設維持管理事業補助金	6,695
		土地改良事業等補助金	16,577
		多面的機能支払交付金事業補助金	766
社会教育部 スポーツ振興課	観光にぎわい部 スポーツ振興課	健康スポーツ普及事業補助金	12,028
		新春走ろうかい事業補助金	8,113
		市民スポーツ振興事業補助金	6,641
		スポーツサポーターズバンク事業補助金	5,093
		市民オリンピック事業補助金	998
		体育団体活動補助金	700
		スポーツ少年団活動補助金	250
健康部 健康総務課	健康福祉部 健康福祉総務課	枚方休日歯科急病診療所運営補助金	11,000
福祉部 福祉総務課		枚方市福祉活動・福祉団体等補助金	5,741
		枚方市福祉サービス利用援助事業補助金	12,482
		枚方市小地域ネットワーク活動推進事業補助金	38,658
		枚方市献血推進事業補助金	5,514
		民生委員協議会・日本赤十字社 ・共同募金会事務補助金	35,245
		枚方市保護司会運営事務補助金	8,464
		枚方・交野地区更生保護 サポートセンター支援補助金	301

所管課名		補助金名	令和元年度 決算額
令和元年度	令和2年度		
長寿社会部 長寿社会総務課	健康福祉部 地域健康福祉室 (長寿・ 介護保険担当)	老人クラブ活動補助金	17,824
		老人クラブ連合会事務費補助金	5,108
		公的介護施設等整備補助金	73,096
		軽費老人ホーム事務費補助金	204,604
		広域型老人福祉施設等整備補助金	-
		高齢者能力活用推進事業補助金	5,064
健康部 国民健康保険室	健康福祉部 地域健康福祉室 (健康増進・ 介護予防担当)	国民健康保険被保険者 人間ドック受診費用補助金	19,498
長寿社会部 地域包括ケア推進課	健康福祉部 地域健康福祉室 (健康増進・ 介護予防担当)	街かどデイハウス事業補助金(通常分)	40,420
福祉部 障害福祉室		枚方市地域元気づくり教室補助金	-
		重度障害者等住宅改造助成事業補助金	15,208
福祉部 障害福祉室	健康福祉部 地域健康福祉室 (障害福祉担当)	障害者(児)歯科診療事業補助金	13,416
		京阪ブロック身体障害者(児)体育大会 運営経費補助金	200
		精神保健福祉推進事業補助金	11,553
		社会福祉施設等施設整備費補助金	-
		重症心身障害者宿泊訓練補助金	343
		基準該当障害福祉サービス (生活介護・自立訓練)運営補助金	9,617
		枚方市グループホーム新規開設等整備 補助金	8,390
		枚方市グループホーム運営費補助金	28,757
		都市整備部 景観住宅整備課	都市整備部 住宅まちづくり課
建築協定締結補助金	-		
枚方市市街地再開発事業補助金	-		
枚方市組合等区画整理事業補助金	-		
都市整備部 開発指導室 建築安全課	都市整備部 住宅まちづくり課	木造住宅耐震改修補助金	59,332
既存民間建築物耐震診断補助金 (特定既存耐震不適格建築物・共同住宅等)		1,000	
都市整備部 連続立体交差推進室	都市整備部 住宅まちづくり課	既存民間建築物耐震診断補助金 (木造住宅)	3,510
		光善寺駅周辺市街地再開発事業補助金	12,680
土木部 交通対策課	土木部 交通対策課	枚方交野交通安全協会補助金	3,048
		枚方市交通対策協議会補助金	10,402
上下水道経営部 上下水道経営室	上下水道経営部 営業料金課	私設メーター取替事業補助金	11,014
学校教育部 児童生徒支援室	総合教育部 学校安全課	遠距離通学児童通学費補助金	-
学校教育部 学務課		遠距離通学生徒通学費補助金	9,355
	枚方市学校園安全共済会補助金(小)	3,379	
	枚方市学校園安全共済会補助金(中)	1,790	
	枚方市奨学金	16,257	
	学校教育部 教育支援推進室	枚方市交通災害遺児奨学金	780

(2) 個別の監査対象とする負担金の選定

本年度の監査対象のうち、補助金に関しては、枚方市がホームページにおいて公表している「補助金一覧」及び「補助金チェックシート」に基づいて交付の状況を把握することが可能であったが、負担金に関しては、一覽的に整理した資料が作成されていない状況であった。

そこで、令和元年度決算額が100万円以上の負担金について、その目的や性質等を把握するため、各所管課に対してアンケート調査を行うとともに、補助金について監査対象とした所管課において執行されている負担金のうち、アンケート調査の結果、枚方市の裁量の余地があると考えられる2件について、個別に監査対象とすることとした（【表4】参照）。

【表4】個別に監査対象とした負担金

所管課名		負担金名	令和元年度 決算額
令和元年度	令和2年度		
産業文化部 農業振興課	観光にぎわい部 農業振興課	津田地蔵池コミュニティ協議会負担金	1,598
健康部 健康総務課	健康福祉部 健康福祉総務課	健康・医療・福祉フェスティバル 開催経費負担金	2,300

なお、負担金に関する調査の結果については、「第3 監査の結果及び意見（総論）3. 負担金に係る調査を踏まえた意見 ①負担金に係る調査の概要」（38ページ）を参照されたい。

第3 監査の結果及び意見（総論）

1. 監査の結果及び意見の一覧

本年度の包括外部監査における監査の結果は 19 件、意見は 74 件であり、その一覧は【表 5】のとおりである。

【表 5】 監査の結果及び意見の一覧

監査の結果及び意見	ページ	区分 (番号)	
		結果	意見
第3 2. 補助金に係る個別の監査の結果及び意見を踏まえた総括意見			
補助金のあり方等に関する事項			
効果的な補助金の交付について	23		1
補助依存度の高い事業の実施手法等の検討について	24		2
人件費に対する補助のあり方について	25		3
枚方市による任意団体事務局業務の取扱いについて	25		4
補助対象事業及び補助対象経費に関する事項			
補助対象経費の明確化について	27		5
補助対象経費に含まれる消費税相当額の取扱いについて	27		6
実績報告の審査に関する事項			
実績報告における収支決算書に係る証憑書類の確認について	29		7
再補助先の実績報告等の入手及び暴力団排除のルール化について	31		8
補助事業における工事請負等に係る入札又は相見積りの実施について	32		9
補助金等の執行に係る統一的なガイドライン等の必要性について	32		10
補助金に係る情報公開に関する事項			
「補助金一覧」及び「補助金チェックシート」のわかりやすい開示について	33		11
「補助金チェックシート」の開示内容について	36		12
第3 3. 負担金に係る調査を踏まえた意見			
負担金の見直しの必要性について	41		13
第4 1. 市長公室 市民活動課			
自治会館建設等助成金			
助成対象事業の不断の見直しについて	47		14
地域づくりデザイン事業補助金			
より利用しやすい制度への見直しについて	52		15
校区コミュニティ活動補助金			
均等割額及び人口割額の比率の見直しについて	57		16
NPO活動応援基金補助事業補助金			
補助金利用の促進について	62		17

監査の結果及び意見	ページ	区分 (番号)	
		結果	意見
多重債務等相談事業補助金			
補助事業の抜本的な見直しについて	66		18
勤労市民会活動補助金			
収支予算書における補助対象経費の明示について	69	1	
事業実施状況の確認について	70	2	
第4 2. 観光にぎわい部 農業振興課			
経営所得安定対策等推進事業費補助金			
公共的団体の非常勤の役員等への就任における決裁及び合議の手続きについて	72	3	
再生協議会に対する補助金の審査に係る独立性の担保について	73		19
再生協議会への補助金支出について	73		20
穂谷地区農空間活用支援事業補助金			
補助対象経費と補助対象外経費の区分について	75		21
穂谷地区におけるイベント開催の継続性について	76		22
景観形成推進事業補助金			
補助対象等の見直しについて	78		23
農業振興事業補助金			
直販団体に対する補助金の今後の対応について	81		24
本補助金の履行確認における決算書の添付の必要性について	82		25
農業次世代人材投資事業補助金			
持続可能な認定新規就農者の発掘と支援について	84		26
新規就農者農地集積支援事業奨励金			
新規就農者と既存農家のマッチングの促進について	86		27
新規就農者経営安定化支援事業補助金			
年度末近くの補助金申請について	89	4	
公共施設維持管理事業補助金			
決算見込み額の検証について	92		28
土地改良法改正に伴う補助事業の見直しと管理について	92		29
土地改良事業等補助金			
土地改良法改正に伴う補助事業の見直しと管理について	94		30
事業者の選定に係る枚方市の関与及び管理について	94		31
多面的機能支払交付金事業補助金			
補助金交付先の拡大の可能性について	96		32
農業振興課補助金全般			
農業振興のあり方やビジョンについて	98		33
評価指標の見直しについて	99		34
津田地蔵池コミュニティ協議会負担金			
枚方市による事業の直接執行に向けた検討について	102		35

監査の結果及び意見	ページ	区分 (番号)	
		結果	意見
第4 3. 観光にぎわい部 スポーツ振興課			
スポーツ協会関係補助金			
補助事業の実績報告書及び補助対象事業の決算書の調査について	113	5	
補助金交付要綱の制定について	115		36
補助対象経費の人件費の算定について	115	6	
補助金依存度が高い補助事業について	116		37
「新春走ろうかい」の実施方法の見直しについて	117		38
補助事業の効果の測定等について	119		39
補助対象経費に含まれる消費税相当額の取扱いについて	120		40
体育団体活動補助金			
補助対象経費（スポーツ協会加盟負担金）について	122		41
補助金給付の銀行口座について	122		42
スポーツ少年団活動補助金			
補助対象団体の事務局機能について	124		43
第4 4. 健康福祉部 健康福祉総務課			
枚方市休日歯科急病診療所運営補助金			
診療収入に係る報告額の再検証と補助金返還請求に向けた協議について	127	7	
補助対象経費積算の明確化について	129	8	
領収書等根拠資料の確認について	130		44
休日歯科急病診療所の自立化の促進について	131		45
社会福祉協議会に対する補助金に係る共通事項			
人件費に対する補助のあり方について	133		46
補助金に係る消費税等の仕入税額控除の把握について	135		47
枚方市福祉活動・福祉団体等補助金			
福祉団体助成金の交付金額の決定方法について	137	9	
再補助における暴力団排除のあり方について	138		48
枚方市献血推進事業補助金			
献血推進協議会に係る実績報告等の入手について	140	10	
民生委員協議会・日本赤十字社・共同募金会事務補助金			
事業ごとの収支報告の必要性について	142		49
枚方市保護司会運営事務補助金			
再補助先である枚方・交野地区保護司会の予算・決算の把握について	144	11	
枚方・交野地区更生保護サポートセンター支援補助金			
国（大阪保護観察所）からの補助金との関係についての明確化について	147		50
健康・医療・福祉フェスティバル開催経費負担金			
決算報告における模擬店出店に係る収支の取扱いについて	149		51

監査の結果及び意見	ページ	区分 (番号)	
		結果	意見
第4 5. 健康福祉部 地域健康福祉室（長寿・介護保険担当）			
老人クラブ活動補助金			
関係帳簿及び証拠書類のチェックについて	152		52
老人クラブ連合会事務費補助金			
法人格を持たない任意団体であることについて	154		53
高齢者能力活用推進事業補助金			
補助対象事業及び補助金の算定の明確化について	157		54
効果測定の指標について	158		55
補助金に係る消費税等の仕入税額控除の把握について	158		56
第4 6. 健康福祉部 地域健康福祉室（健康増進・介護予防担当）			
街かどデイハウス事業補助金（通常分）			
基本補助額の算定に係る要綱の規定について	162		57
利用者の個人情報の保護について	162		58
補助事業者における保険への加入について	163		59
効果測定の指標について	164		60
第4 7. 健康福祉部 地域健康福祉室（障害福祉担当）			
重度障害者等住宅改造助成事業補助金			
調査事務の委託に係る事業計画書の入手について	166	12	
委託による調査業務の見直しについて	167		61
障害者（児）歯科診療事業補助金			
診療収入に係る報告額の再検証と補助金返還請求に向けた協議について	169	13	
補助対象経費積算の明確化について	169	14	
精神保健福祉推進事業補助金			
活動助成金に係る活動内容の確認について	173	15	
重症心身障害者宿泊訓練補助金			
重症心身障害者宿泊訓練補助金のあり方について	175		62
基準該当障害福祉サービス（生活介護・自立訓練）運営補助金			
証跡の不備について	177	16	
報告様式の整備について	177		63
第4 8. 都市整備部 住宅まちづくり課			
修景補助金			
補助事業の実施状況確認の文書化について	180		64
第4 9. 都市整備部 連続立体交差推進室			
光善寺駅周辺市街地再開発事業補助金			
補助事業の実施状況確認の文書化について	182		65
第4 10. 土木部 交通対策課			
枚方交野交通安全協会補助金			
補助事業の実施状況確認報告について	184		66
本補助金を充当して購入した物品の転用について	184	17	

監査の結果及び意見	ページ	区分 (番号)	
		結果	意見
枚方市交通対策協議会補助金			
補助金の申請及び交付決定における双方代理について	186		67
市職員の交対協事務局業務への従事について	187		68
事業計画書に記載されていない費目への補助金の充当について	187		69
第4 1 1. 上下水道経営部 営業料金課			
私設メーター取替事業補助金			
私設メーター取替事業補助金のあり方について	192		70
協定及び要綱に基づく報告書類の一元化について	193		71
第4 1 2. 教育委員会 総合教育部 学校安全課			
遠距離通学児童・生徒通学費補助金			
学期中に通学していない期間がある場合の補助金額の算定方法について	197	18	
補助金交付申請書の様式について	197		72
枚方市学校園安全共済会補助金（小）、（中）			
補助金の概算払について	201	19	
第4 1 3. 教育委員会 学校教育部 教育支援推進室			
枚方市奨学金			
支給要件の明確化について	204		73
奨学生募集のしおり等の記載について	205		74

2. 補助金に係る個別の監査の結果及び意見を踏まえた総括意見

「第4 監査の結果及び意見（各論）」に記載している個々の補助金に係る監査の結果及び意見は、一義的にはその補助金の所管課の責任において措置することが求められるが、これらの監査の結果及び意見の中には当該補助金のみならず他の補助金においても当てはまるものが想定されるものがある。

本年度の包括外部監査において監査の対象とした補助金は、【表3】（15ページ）に記載した71件であるが、「補助金一覧」において令和元年度以降も継続するとされている補助金は142件あり、半数は監査の対象としていない。

今後、枚方市においては、監査対象とした補助金に対する措置はもとより、監査対象としていない補助金についても同様の状況が発生している可能性がないか積極的に検討すべきであるし、場合によっては、全庁的な対応方針の検討が必要となることも考えられる。

以下では、そのような場合の検討の一助とするために、「第4 監査の結果及び意見（各論）」において共通的に見受けられた事項や補助金等の管理に係る全般的事項について記載することとする。

① 補助金のあり方等に関する事項

ア) 効果的な補助金の交付について【意見1】（公益性）

監査の対象とした補助金の中には、利用件数が低調な水準にとどまっているものが見受けられた。

その要因としては、様々なものが考えられるが、一つには、補助金額に対して補助金申請の手続きに係る作業の負担が重いことが挙げられる。

公金を支出する以上、補助金の交付決定にあたっては厳格な審査が求められるのは当然のことであるが、結果的に、利用が低調な水準にとどまっているのであれば、補助制度を創設した所期の目的を達成しているものとは言えない。したがって、このような補助金については、補助金の審査に必要十分な範囲において、補助金申請や報告の手続きの簡素化を検討する必要がある。

また、他の要因として、補助制度を創設した当時から現在に至るまでの社会・経済的状況の変化に伴い、補助制度が補助対象者の状況やニーズから乖離したものとなったことが挙げられる。

見直し方針においても、サンセット方式を導入し、終期にあわせて制度の継続可否を含めた補助金の見直しを定期的に実施することとしており、このような補助金については、廃止、統合、補助対象事業の見直しなど、所要の見直しを行う必要がある。

【第4 監査の結果及び意見（各論）における関連項目】

ページ	所管課名	補助金名	監査の結果及び意見
52	市民活動課	地域づくりデザイン事業補助金	より利用しやすい制度への見直しについて【意見15】
62		NPO活動応援基金補助事業補助金	補助金利用の促進について【意見17】
78	農業振興課	景観形成推進事業補助金	補助対象等の見直しについて【意見23】
86		新規就農者農地集積支援事業奨励金	新規就農者と既存農家のマッチングの促進について【意見27】

イ) 補助依存度の高い事業の実施手法等の検討について【意見2】（公益性）

補助金も委託料も、団体や個人（以下「団体等」という。）に対する支出であることは同様であるが、補助金における事業の実施主体は団体等であり、地方公共団体は団体等が行う事業を支援する立場にある点で、事業の実施主体が地方公共団体である委託料とは区分される。

したがって、補助金は、その性質上、一定期間、団体等が行う事業への支援を行い、団体等による自立した事業の実施への誘導を目的とするものといえるが、補助対象経費の全額あるいは大部分を補助金で賄っている状況が長期間継続している場合には、事業そのものが「補助金ありき」で存立しているものと考えられる。

このような場合においては、①事業の実施主体を枚方市とし、直営又は委託料による執行とする、②団体等が自立して事業を継続する、③所期の目的を達成し役割を終えたものとして廃止する、といった検討が必要となる。

一方、このような補助事業の中にも、枚方市の計画において重点的な施策として位置づけられるなど、廃止が考えにくい事業も存在するため、中長期的な課題として、事業実施の手法として補助が適切であるかどうかも含め、総合的に検討する必要がある。

【第4 監査の結果及び意見（各論）における関連項目】

ページ	所管課名	補助金名	監査の結果及び意見
98	農業振興課	農業振興課補助金全般	農業振興のあり方やビジョンについて【意見33】
116	スポーツ振興課	スポーツ協会関係補助金	補助金依存度が高い補助事業について【意見37】
117			「新春走ろうかい」の実施方法の見直しについて【意見38】

ウ) 人件費に対する補助のあり方について【意見3】(公益性)

見直し方針では、団体運営補助を原則廃止し、目的と用途が明確な事業費補助へ移行するとされていることを受け、枚方市においては、近年、特定の団体に対する運営補助を複数の事業費補助に再構築して移行させる動きがある。

この点、再構築された事業費補助についてみると、補助対象経費に占める人件費の割合が高く、結果的に、団体における人件費をカバーすることを念頭においた補助金の仕組みとなっており、外見的には、従来の団体運営補助を複数の事業費補助に細分化したともいえる状況となっている。また、現在のところ、事業費補助に移行した補助金についても、補助対象経費の額のうち、人件費については、当該団体の平均給与額により決定されている。

この点、団体運営補助であれば、団体において実際に発生する人件費に着目して補助対象経費の額が決定されることは、補助金の性質と整合的といえるが、事業費補助であれば、事業の実施に必要な経費と団体において実際に発生する人件費の額の間には、必ずしも、比例的な関係があるとは限らないこととなる。つまり、事業の実施に必要な人件費は、団体における人員構成の変化やベースアップによる人件費の増加といった個別的な事情により変動するものではないであろう。

一方、団体が枚方市の施策の推進にあたって重要な役割を果たしていると評価しうる存在であるとするれば、枚方市が人件費等、団体そのものの運営に必要な経費を補助することの合理性が否定されるものではない。

よって、事業費補助への移行の趣旨と団体に対する財政的援助の必要性との均衡を図りながら、人件費に対する補助のあり方を検討する必要がある。

【第4 監査の結果及び意見(各論)における関連項目】

ページ	所管課名	補助金名	監査の結果及び意見
115	スポーツ振興課	スポーツ協会関係補助金	補助対象経費の人件費の算定について【監査の結果6】
133	健康福祉総務課	社会福祉協議会関係補助金	人件費に対する補助のあり方について【意見46】

エ) 枚方市による任意団体事務局業務の取扱いについて【意見4】

(公益性/合規性/有効性)

監査の対象とした補助金等の中には、任意団体に対する補助金について、当該任意団体の事務局業務を枚方市(当該補助金等の所管課)が担っているものが見受けられた。

補助金等交付先の任意団体の事務局業務を所管課が担うことについては、①所管課において公金外現金が保管されることとなる、②補助金の実績報告等を作成する主体と審査する主体が同一で自己チェックとなることから、外観上、補助金のチェックが機能していないと捉えられる可能性がある、③団体に対して補助金と人的支援の二重の支援を行っていることになるといった問題点がある。

加えて、枚方市に依存しなければ、補助金に係る収支の管理を行うことができない団体として、被補助者としての適格性を欠いた団体と評価される可能性もある。

また、所管課の職員が任意団体の役員等に就任する場合に公共的団体の非常勤役員等への就任に係る決裁が必要となるのか、あるいは、所管課の職員が任意団体の事務局業務を担当する場合に職務専念義務の免除が必要となるのかといった検討も必要となる。

このため、施策の推進にあたって枚方市が任意団体の事務局業務を担う特別の理由がある場合を除き、原則として、任意団体の事務局は枚方市から独立させる必要がある。

過去の団体設立の経緯などから、事務局業務の取扱いを即座に解消することは困難と考えられるが、既存の補助金に関しては、サンセット方式における終期に合わせて解消に向けた検討を行うとともに、新規に任意団体への補助金等を創設する場合は、事務局は枚方市の外部に設置されることを前提とした制度設計とする必要がある。

【第4 監査の結果及び意見（各論）における関連項目】

ページ	所管課名	補助金名	監査の結果及び意見
72	農業振興課	経営所得安定対策等推進事業費補助金	公共的団体の非常勤の役員等への就任における決裁及び合議の手續きについて 【監査の結果3】
73			再生協議会に対する補助金の審査に係る独立性の担保について【意見19】
124	スポーツ振興課	スポーツ少年団活動補助金	補助対象団体の事務局機能について【意見43】
187	交通対策課	枚方市交通対策協議会補助金	市職員の交対協事務局業務への従事について【意見68】

② 補助対象事業及び補助対象経費に関する事項

ア) 補助対象経費の明確化について【意見5】(公益性/合规性)

補助金を交付するにあたっては、補助の対象となる経費を明確化することが重要である。そして、補助対象事業に係る一切の支出を補助対象経費として許容するのではなく、補助の目的を明確化した上で、補助対象経費をその目的を達成するために真に必要な経費に限定すべきであると考えている。

この点、監査の対象とした補助金をみると、要綱等が制定されておらず、補助対象経費の区分が恣意的な取扱いとなる可能性があるものや、要綱等が制定されている場合であっても、「〇〇が実施する事業のうち、市長が適当と認めたもの」というように包括的な記載となっているものが見受けられた。

要綱等を制定し、補助対象事業を明確に記載するとともに、補助対象経費についても、費目ごとに補助対象経費又は補助対象外経費を一覧表形式にした別表を定めるなど、補助対象事業及び補助対象経費の明確化に努める必要がある。

【第4 監査の結果及び意見(各論)における関連項目】

ページ	所管課名	補助金名	監査の結果及び意見
69	市民活動課	勤労市民会活動補助金	収支予算書における補助対象経費の明示について【監査の結果1】
75	農業振興課	穂谷地区農空間活用支援事業補助金	補助対象経費と補助対象外経費の区分について【意見21】
115	スポーツ振興課	スポーツ協会関係補助金	補助金交付要綱の制定について【意見36】
157	地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	高齢者能力活用推進事業補助金	補助対象事業及び補助金の算定の明確化について【意見54】
187	交通対策課	枚方市交通対策協議会補助金	事業計画書に記載されていない費目への補助金の充当について【意見69】

イ) 補助対象経費に含まれる消費税相当額の取扱いについて【意見6】(公益性)

消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)は、生産、流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」という。)する仕組みが採られている。

そして、補助金の収入については、消費税が課税されないため、消費税込みの経費を基礎として補助金の交付を受けた被補助者が、当該経費に係る消費税相当額を確定申告において仕入税額控除したときには、消費税相当額が還付されることになる（【表 6】参照）。

【表 6】補助対象経費に係る仕入税額控除

【収入】	補助事業	その他	合計
事業収入（課税売上げ）	0	110	110
補助金収入（不課税売上げ）	110	0	110
うち消費税等 A	(0)	(10)	(10)
【支出】			
物件費支出（課税仕入れ）	110	110	220
うち消費税等 B	(10)	(10)	(20)
【収入】－【支出】	0		
消費税納付額 A-B (△は還付)	△10	0	△10

※消費税相当額 10 が還付となり、被補助者に利益が残ることになる。

このように、消費税相当額について、補助及び還付として、被補助者に対して二重に利益を与えることとなるため、国の補助制度においては、消費税の確定申告において、消費税相当額の還付が明らかになった場合には、これを返還させる取扱いとしているのが通例である。また、地方公共団体においても、同様に返還させる取扱いとしている例もある。

ただし、免税事業者や簡易課税を選択している事業者については、補助金に係る消費税相当額の還付が生じることはない。また、公益法人や社会福祉法人において、一定の要件に該当する場合には、消費税額の計算上、補助金を財源とした課税仕入れに係る消費税額については控除できないとする仕入税額控除の特例が適用され、原則として補助金に係る消費税相当額を返還させる必要はないと考えられる。

この点、枚方市においては、これまで、補助対象経費に含まれる消費税相当額の還付の存在について十分に認識しておらず、補助金の返還の可否についての検討が行われていなかった。

ただし、仮に消費税相当額の返還を求めるとしても、結果的に、少額にとどまることも考えられ、事務処理の簡便化の観点から、全ての補助金について、厳密な取扱いとする意義は乏しいとも考えられる。しかし、一方で、国の補助制度と整合性を図る必要もある。

したがって、まずは、被補助者のうち、消費税の課税事業者について、消費税の確定申告書入手するか、申告後に別途、仕入控除額の報告を受けるなどして、補助対象経費に含まれる消費税相当額の実態を把握した上で、返還請求の必要性について検討する必要がある。

【第4 監査の結果及び意見（各論）における関連項目】

ページ	所管課名	補助金名	監査の結果及び意見
120	スポーツ振興課	スポーツ協会関係補助金	補助対象経費に含まれる消費税相当額の取扱いについて 【意見 40】
135	健康福祉総務課	社会福祉協議会関係補助金	補助金に係る消費税等の仕入税額控除の把握について 【意見 47】
158	地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	高齢者能力活用推進事業補助金	補助金に係る消費税等の仕入税額控除の把握について 【意見 56】

③ 実績報告の審査に関する事項

ア) 実績報告における収支決算書に係る証憑書類の確認について

【意見7】（合規性／経済性・効率性／有効性）

補助対象経費の支出が実在するものであることを確認するため、実績報告に添付される収支決算書の審査にあたっては、原則として、領収書等、支出の事実を証する証憑書類を確認する必要がある。

この点、監査の対象とした補助金について収支決算書の審査の状況をみると、補助対象経費の支出に係る全ての領収書等を入手し、詳細に確認しているものから、収支決算書における収入及び支出の額に不自然な点があるにもかかわらず、提出された収支決算書を特段の検討を行わずに受け入れているものまで、その取扱いに差異が見受けられた。

確かに、補助金の有効性を確保する観点からは、被補助者への監督を可能な限り厳格に行うことが求められる。反面、経済性・効率性の観点からは審査手続きの簡略化が求められる。

確かに、それぞれの補助金の性質によって、重視すべき観点は異なってくると考えられるため、収支決算書の審査方法に係る一律の基準を設けるのは困難である。

しかし、支出 1 件あたりの金額や被補助者のガバナンスの状況などを勘案して、一定の基準を設けることは可能であると考えられる。

例えば、横浜市においては、「横浜市補助金等の交付に関する規則」第 14 条において、原則として補助金等の収支計算に係る支出を証する領収書等の提出を求めることとした上で、以下のように、領収書等の提出を省略することができる場合について規定している。

- | |
|--|
| (1) 補助事業等に係る支出で、1 件の金額が 100,000 円未満のものに係る領収書等
(2) 補助事業等に係る電気料金、ガス料金、放送受信料、通信回線使用料並びに電話使用料及び通話料並びに水道料金(下水道使用料を含む。)の領収書等
(3) 国又は地方公共団体による財務又は会計に関する調査、監査、監察等を定期的を受けていることにより補助金等の適正な執行が担保されていると市長が認める補助事業者等が行う補助事業等に係る領収書等(前 2 号に掲げるものを除く。) |
|--|

(出所：「横浜市補助金等の交付に関する規則」第 14 条第 5 項 抜粋)

また、実務上の収支決算書の審査方法に関して、被補助者のガバナンスの状況、つまり、補助金に係る収支を管理する能力の程度を勘案して、次のような被補助者の類型ごとの一定の基準を設けることも可能であると考えられる。

すなわち、①個人や任意団体については、実績報告にあたり、収支決算書だけでなく、その根拠となる出納簿及び領収書等の添付又は提示を求めることを原則とする、②法人格を有する団体については、原則として、実績報告時には領収書等の添付又は提示を求めることまではせず、規則第 14 条に定める実地調査等を定期的実施し、収支決算書の内容を審査するといったことが考えられる。

ただし、収支決算書の内容に不自然な点がある場合には、その都度、被補助者へのヒアリング等により、確認を行う必要があるのは当然の前提である。

また、領収書等だけでは補助対象経費に該当するかどうか判断できない場合には、被補助者への追加的なヒアリングが必要となる。

一方、枚方市が経営状況の点検・評価等を行う対象としている外郭団体等については、所管課が日常的に行っているモニタリングに合わせて、補助金に係る収支の管理状況の検証を行うことも考えられる。

そして、いずれの方法によっても、収支決算書の確認のために確認した領収書等の内容や被補助者へのヒアリング結果等について、確実に文書化して保存しておく必要がある。

なお、【表 7】に支出科目別に実施すべきと考えられる手続きの例を記載したので参考にされたい。

【表 7】 補助対象経費の支出に関して実施すべき手続き（例）

科目	実施すべき手続き（例）
人件費	予算書の内訳（人数・単価）からの乖離の有無の確認 出勤簿等による従事の実態の確認 従事者への報酬支払明細による報酬支払の確認 （月別に支出額総額の確認と個人別明細を抽出しての確認） 会計帳簿（総勘定元帳等）との整合性の確認
物件費	請求書、領収書との一致の確認（金額基準等により抽出） 会計帳簿（総勘定元帳等）との整合性の確認

【第 4 監査の結果及び意見（各論）における関連項目】

ページ	所管課名	補助金名	監査の結果及び意見
113	スポーツ振興課	スポーツ協会関係補助金	補助事業の実績報告書及び補助対象事業の決算書の調査について【監査の結果 5】
130	健康福祉総務課	枚方休日歯科急病診療所運営補助金	領収書等根拠資料の確認について【意見 44】
152	地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	老人クラブ活動補助金	関係帳簿及び証拠書類のチェックについて【意見 52】
180	住宅まちづくり課	修景補助金	補助事業の実施状況確認の文書化について【意見 64】
182	連続立体交差 推進室	光善寺駅周辺市街地再開 発事業補助金	補助事業の実施状況確認の文書化について【意見 65】
184	交通対策課	枚方市交通対策協議会 補助金	補助事業の実施状況確認報告 について【意見 66】

イ) 再補助先の実績報告等の入手及び暴力団排除のルール化について【意見8】
 （合規性／経済性・効率性／有効性）

直接の被補助者が枚方市からの補助金を原資として別団体に資金を交付する再補助は、原則として行うべきではなく、枚方市からの直接の補助とすべきであるが、再補助とする方が効率的であるなどの理由から再補助を行う場合においては、直接の被補助者だけでなく、再補助先における補助金の使途や具体的な収支（予算・決算）の状況についても報告を受け、評価を行う必要がある。

また、再補助先についても、直接の被補助者と同様の暴力団排除のルール（規則第 6 条第 2 項、第 18 条第 1 項第 6 号）を整備する必要がある。

【第4 監査の結果及び意見（各論）における関連項目】

ページ	所管課名	補助金名	監査の結果及び意見
137	健康福祉総務課	枚方市福祉活動・福祉団体等補助金	福祉団体助成金の交付金額の決定方法について 【監査の結果9】
138			再補助における暴力団排除のあり方について【意見48】
140		枚方市献血推進事業補助金	献血推進協議会に係る実績報告等の入手について 【監査の結果10】
144		枚方市保護司会運営事務補助金	再補助先である枚方・交野地区保護司会の予算・決算の把握について 【監査の結果11】
173	地域健康福祉室（障害福祉担当）	精神保健福祉推進事業補助金	活動助成金に係る活動内容の確認について 【監査の結果15】

ウ) 補助事業における工事請負等に係る入札又は相見積りの実施について

【意見9】（有効性）

補助事業において、一定金額以上の工事請負等を行う場合には、原則として、被補助者において競争入札によるなど、枚方市における契約事務に準じた手続きが行われる必要がある。

しかし、実際には、被補助者に入札の実施を求めることは難しい場合が多いと考えられるが、少なくとも2者以上による相見積りを求めるとともに、相見積りの際の業者選定の方法や実施結果などについて報告を受けるなど、枚方市としても、補助事業における支出についてより深く関与すべきである。

【第4 監査の結果及び意見（各論）における関連項目】

ページ	所管課名	補助金名	監査の結果及び意見
94	農業振興課	土地改良事業等補助金	事業者の選定に係る枚方市の関与及び管理について 【意見31】

エ) 補助金等の執行に係る統一的なガイドライン等の必要性について【意見10】

（合規性／経済性・効率性／有効性）

上記のア) からウ) までにおいて、実績報告等の審査に関して、留意すべき事項を記載したが、これらの事項については、今後、枚方市において、統一的な取扱いとなるよう、各所管課における事務に浸透させていく必要がある。

この点、「ア）実績報告における収支決算書に係る証憑書類の確認について【意見7】」で述べたように、横浜市では、「横浜市補助金等の交付に関する規則」において実績報告における領収書等の提出範囲に係る規定が置かれているが、それに加えて、同規則には、再補助先の実績報告の入手、工事請負等における入札又は相見積りの実施に係る規定も置かれている。

また、他の地方公共団体においても、補助金の執行に係るガイドラインを策定し、補助金の執行手続きを明確化している事例がある。

枚方市においても、必ずしも規則の改正によって対応する必要はないと考えられるが、上記の「ア）からウ）」を始めとした補助金等の執行手続きについて、全庁的に統一的な取扱いが行われるよう、ガイドライン等を策定することを検討されたい。

④ 補助金に係る情報公開に関する事項

ア) 「補助金一覧」及び「補助金チェックシート」のわかりやすい開示について

【意見11】（有効性）

1) 「補助金一覧」の記載項目

枚方市のホームページに掲載されている「補助金一覧」（令和元年度）には、令和元年度における補助金 142 件（令和元年度末をもって廃止・終了する 7 件を除く。）について、以下の項目が記載されている。

【「補助金一覧」の記載項目】

番号、補助金名称、所管部署、交付の目的、補助対象経費、補助率・補助額 交付先、補助金性質分類、サンセット始期、サンセット終期

しかし、補助金の決算状況等（予算額、決算額、財源）については記載されていない。確かに、「補助金チェックシート」をみれば、個別の補助金について、決算状況等の把握は可能であるが、一覧性に欠け、各補助金について、個別に確認する必要があり、各補助金の金額的重要性や総額に占める割合を把握することが困難な状況となっている。

したがって、少なくとも、決算額（補助金交付額）については、「補助金一覧」の項目に追加することを検討されたい。

2) 「補助金一覧」と補助金執行額の関係

「補助金一覧」（令和元年度）に記載された 149 件の補助金の内訳は、【表 8】のとおりである。

【表 8】「補助金一覧」（令和元年度）に記載された補助金の内訳

(単位：件)

区分	件数	備考
補助金一覧の件数 A	149	(令和元年度末をもって廃止・終了 7 件)
国民健康保険特別会計 B	1	国民健康保険被保険者 人間ドック受診費用補助金
介護保険特別会計 C	3	枚方市認知症カフェ設立支援事業 枚方市地域元気づくり教室補助金 認知症高齢者等家族支援事業補助金
水道事業会計 D	1	私設メーター取替事業補助金
下水道事業会計 E	1	水洗便所等改造資金補助金
一般会計分 F=A-B-C-D-E	143	
予算額・決算額がともに 0 の補助金 G	14	
予算額・決算額がともに 0 の補助金以外 H=F-G	129	

一方、「補助金一覧」の区分に合わせて、令和元年度決算における補助金の執行について財務会計システムから抽出したデータの件数等を集計したところ、【表 9】のような状況となっていた。

【表 9】補助金一覧と補助金執行データの比較（一般会計）

(単位：件、千円)

補助金一覧		補助金執行データ		差異	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
129	3,506,051	168	5,161,417	39	1,655,365

(注) 補助金一覧の件数には、予算額及び決算額が 0 の補助金を含まない(【表 8】の H)。

差異が発生しているのは、繰出金としての性質を有する補助金、災害対応に係る補助金、単年度のみ単発の補助金など、見直し方針に基づく対応を行う必要性の乏しい補助金について「補助金一覧」に含めていないためとのものであった。中でも、下水道事業への補助金(1,296,831千円)など、繰出金としての性質を有する補助金が多額となっており、差異の金額が膨らんでいる状況である。

確かに、見直し方針に基づく対応を行う必要性が乏しい補助金の存在は理解できるが、「補助金一覧」との文言からは、枚方市において執行される全ての補助金が開示の対象となっているとの印象を受ける。

したがって、今後は、全ての補助金を「補助金一覧」に記載した上で、見直し方針に基づく対応の必要性の乏しい補助金については、その旨、注釈を加えるような開示方法を検討されたい。

3) 「補助金一覧」と「補助金チェックシート」の関係

枚方市のホームページにおいては、「補助金一覧」（令和元年度）と同一のページにおいて、【表 10】のとおり、「補助金チェックシート」が公表されている。

【表 10】「補助金チェックシート」の公表状況

(単位：件)

区分	件数
平成 29 年度作成の補助金チェックシート (平成 29 年度中の新規補助金)	3 (5)
平成 30 年度作成の補助金チェックシート (平成 30 年度中の新規補助金)	3 (4)
令和元年度作成の補助金チェックシート (令和元年度中の新規補助金を含む)	120
合計 A	126
補助金一覧 (令和元年度) の件数 B	142
差異 A-B	16

- (注) 1. 平成 29 年度、平成 30 年度の括弧内は公表されている「補助金チェックシート」の件数であり、そのうち「補助金一覧」（令和元年度）に含まれる件数が括弧外の件数である。
2. 「補助金一覧」（令和元年度）の件数 B には、令和元年度末をもって廃止・終了の件数は含まない。

【表 10】において、「補助金一覧」（令和元年度）には含まれているが「補助金チェックシート」が掲載されていない補助金は【表 11】の 16 件である。

【表 11】「補助金チェックシート」が掲載されていない補助金

番号	補助金名称	所管課名
7	地域づくりデザイン事業補助金	市民安全部 市民活動課
8	校区コミュニティ活動補助金	市民安全部 市民活動課
21	商店街等活性化促進事業補助金	産業文化部 商工振興課
29	くずはアートギャラリー運営補助金	産業文化部 文化振興課
36	農業次世代人材投資事業補助金	産業文化部 農業振興課
45	結核対策費補助金	健康部 保健所 保健予防課
106	枚方市市街地再開発事業補助金	都市整備部 景観住宅整備課
107	枚方市組合等区画整理事業補助金	都市整備部 景観住宅整備課
114	枚方市バス運行情報案内システム整備費補助金	土木部 土木政策課
119	緑化活動団体支援補助金	土木部 みち・みどり室
135	新春走ろうかい事業補助金	社会教育部 スポーツ振興課
136	市民オリンピック事業補助金	社会教育部 スポーツ振興課
137	健康スポーツ普及事業補助金	社会教育部 スポーツ振興課
138	スポーツサポーターズバンク事業補助金	社会教育部 スポーツ振興課
139	市民スポーツ応援サポート事業補助金	社会教育部 スポーツ振興課
140	地域・競技スポーツコンサルティング事業補助金	社会教育部 スポーツ振興課

(注) 所管課名は令和元年度の組織による。

これは、平成 29 年度及び平成 30 年度については、新規補助金のみを掲載しており、見直しの結果、継続することとされた補助金に係る「補助金チェックシート」が掲載されていないことや、スポーツ振興課の補助金のように既存の補助金を複数の補助金に再編したものについて「補助金チェックシート」の作成が行われていないことなどによるものである。

しかし、「補助金一覧」に記載された補助金について、網羅的に「補助金チェックシート」を掲載することが適切である。

さらに、「補助金一覧」と「補助金チェックシート」について、補助金に共通の番号を付すなど、両者の関連性を把握しやすい開示方法についても検討されたい。

イ) 「補助金チェックシート」の開示内容について【意見12】(有効性)

見直し方針に基づく「補助金チェックシート」は、新たに補助制度を創設する場合及び既存の補助金についてサンセット方式における終期が到来した場合に作成されている。そして、見直し結果については、ホームページで公表を行うこととされており、「ア)「補助金一覧」及び「補助金チェックシート」のわかりやすい開示について【意見 11】」で述べたとおり、個別の「補助金チェックシート」がホームページに掲載されている。

ホームページに掲載された「補助金チェックシート」をみると、例えば、「3. 補助金の見直し ①補助金交付の基本的な視点 ii 補助金制度の検証」には次のような表が記載されている。

視点	チェックポイント	チェック	対応策	対応予定時期
必要性	調査等により市民のニーズを的確に把握している。又は他市町村でも同様の補助制度が多数存在することを確認している等、ニーズの推定ができています。	✓		
	一定数の交付申請件数がある。	✓		
(以下略)				

このように、所管課において、個別のチェックポイントに適合していると判断している場合には、「対応策」の欄は空欄となっている。一方、適合していないと判断している場合には、「対応策」の欄にその内容が記載されているが、そのような補助金は少数にとどまっている。この結果、「補助金チェックシート」を確認しても、所管課において、具体的にどのように補助金の見直しの検討を行っているのか、判然としない状況となっている。

この点、見直し方針は、個別の補助金が永続するのではなく、サンセット方式における終期の到来に合わせ継続の可否を検討することを基本的な考え方としていることから、むしろ、チェックポイントに適合していると判断した理由、すなわち、補助金を継続する理由が明確にわかるような形で開示する必要があると考える。

3. 負担金に係る調査を踏まえた意見

① 負担金に係る調査の概要

前述のとおり、本年度の監査対象のうち、補助金に関しては、枚方市がホームページにおいて公表している「補助金一覧」及び「補助金チェックシート」に基づいて交付の状況を把握することが可能であったが、負担金に関しては、一覧的に整理した資料が作成されていない状況であった。

そこで、令和元年度決算額が100万円以上の負担金について、その目的や性質等を把握するため、各所管課に対してアンケート調査を行うこととした。

負担金の令和元年度決算額の件数の分布は【表12】のとおりとなっており、アンケート調査の対象とした100万円以上の負担金は69件である。

なお、【表12】のとおり、100万円未満の少額の負担金（各種団体の年会費や研修の参加費など）が件数の多くを占めている。

【表12】 負担金決算額の分布（令和元年度）

（単位：件）

決算額	件数	決算額	件数
1百万円未満	316	100百万円以上 1,000百万円未満	5
1百万円以上 5百万円未満	37	1,000百万円以上	4
5百万円以上 10百万円未満	7	合 計	385
10百万円以上 100百万円未満	16	うちアンケート対象 (1百万円以上)	69

そして、各所管課から回答のあった事業の概要や負担金の性質に基づき、監査人において、下記の区分により分類整理することとした。

【1】 事務の共同処理等に係る負担金

- ①他の地方公共団体（大阪府、一部事務組合、広域連合）及び地方共同法人に対するもの
- ②上記以外の団体に対するもの

【2】 企業会計への負担金

- ①一般会計等の経費の負担区分によるもの
- ②上記以外のもの

【3】 工事負担金

【4】 賃貸物件の共益費等に係る負担金

【5】 加盟団体の運営等に係る負担金（年会費等）

【6】 特定の事業やイベント等の実施に対する負担金

- ①実行委員会形式によるもの
- ②特定の団体等に対するもの

【7】 その他（上記分類に含まれないもの、臨時的なもの）

個別の負担金の分類結果は、【表 13】のとおりである。

【表 13】アンケート結果に基づく負担金の区分

負担金名	所管部署名（令和2年度）
【1】事務の共同処理等に係る負担金	
①他の地方公共団体（大阪府、一部事務組合、広域連合）及び地方共同法人に対するもの	
1 枚方寝屋川消防組合に対する負担金	危機管理室
5 淀川左岸水防事務組合負担金	危機管理室
6 通知カード・個人番号カード関連事務負担金	市民室
7 コンビニ交付負担金	市民室
14 地方税共同機構負担金	税務室 税制課
27 療養給付費負担金	国民健康保険室
28 広域連合負担金（特会分）	国民健康保険室
29 広域連合負担金（一般分）	国民健康保険室
30 療養給付費負担金（平成30年度精算分）	国民健康保険室
39 専門性の高い意思疎通支援事業経費	地域健康福祉室（障害福祉担当）
43 北河内広域リサイクル共同処理事業負担金	環境政策室（廃棄物施策担当）
44 枚方京田辺環境施設組合事業負担金	環境政策室（廃棄物施策担当）
②上記以外の団体に対するもの	
2 大阪府消防賞じゅつ金共済会負担金	危機管理室
3 消防団員等公務災害補償等共済基金負担金	危機管理室
15 軽自動車税申告事務取扱費分担金	市民税課
21 事業運営費負担金（大阪府農業共済組合）	農業振興課
31 北河内夜間救急センター運営費負担金（枚方市分）	健康福祉総務課
32 北河内夜間救急センター運営費負担金（診療収入分）	健康福祉総務課
33 北河内二次救急協議会負担金	健康福祉総務課
34 高度救命救急医療推進協議会負担金	健康福祉総務課
38 ホームレス等巡回相談指導負担金	地域健康福祉室（健康福祉総合相談担当）
45 汚染負荷量賦課金	穂谷川清掃工場
46 広域廃棄物埋立処分場整備事業費負担金	穂谷川清掃工場
47 広域廃棄物埋立処分場整備事業費負担金（精算分）	穂谷川清掃工場
56 西牧野小学校ポンプ維持負担金（土地改良区）	学校安全課
60 スポーツ振興センター負担金（小学校費）	学校安全課
61 スポーツ振興センター負担金（中学校費）	学校安全課
【2】企業会計への負担金	
①一般会計等の経費の負担区分によるもの	
4 消火栓設置及び維持管理負担金	危機管理室
36 病院事業会計に対する負担金	健康福祉総務課
42 水道事業会計への負担金	環境政策室（廃棄物施策担当）
54 下水道事業会計への負担金	土木政策課
②上記以外のもの	
41 市民病院派遣医師負担金	市立ひらかた子ども発達支援センター
57 下水道事業受益者負担金（小学校費）	学校安全課
58 下水道事業受益者負担金（中学校費）	学校安全課
59 学校問題サポート員病院負担金	教育支援推進室（児童生徒支援担当）
63 史跡楠葉台場跡保存管理負担金	文化財課

負担金名	所管部署名（令和2年度）
【3】 工事負担金	
22 老朽ため池改修経費	農業振興課
49 連続立体交差事業負担金	連続立体交差推進室
51 移設負担金	道路河川整備課
52 工事負担金（西日本旅客鉄道株式会社）	道路河川整備課
53 工事負担金（枚方市上下水道局）	道路河川整備課
【4】 賃貸物件の共益費等に係る負担金	
8 サンプラザ3号館202号室共益費	消費生活センター
12 サンプラザ1号館共益費負担金	総務管理室（総務管理担当）
23 枚方市駅市民サービスセンターに係る負担金	観光交流課
26 サンプラザ3号館共益費負担金	文化生涯学習課
【5】 加盟団体の運営に係る負担金（年会費等）	
9 全国市長会負担金	秘書課
62 校園長負担金	教育指導課
64 全国市議会議長会負担金	市議会事務局
【6】 特定の事業やイベント等の実施に対する負担金	
① 実行委員会形式によるもの	
10 ひらかた平和の燈火（あかり）事業	人権政策室
19 「マルシェ・ひらかた」開催事業負担金	観光交流課
25 観光フリーペーパー制作実行委員会事業負担金	観光交流課
35 健康・医療・福祉フェスティバル開催経費負担金	健康福祉総務課
50 緑化フェスティバル運営委員会負担金	みち・みどり室
② 特定の団体等に対するもの	
16 文化芸術アドバイザー事業費	文化生涯学習課
17 文化芸術創造事業費	文化生涯学習課
18 名物開発・発信事業負担金	観光交流課
20 津田地蔵池コミュニティ協議会負担金	農業振興課
24 文化観光協会経費	観光交流課
37 民生委員活動費負担金	健康福祉総務課
【7】 その他（上記分類に含まれないもの、臨時的なもの）	
11 ポイント事業経費負担金	健康福祉総務課
13 自主研修経費	人事課
40 市立くすのき園民営化事業	地域健康福祉室（障害福祉担当）
48 広域廃棄物埋立処分場整備事業費負担金（災害復旧事業費）	穂谷川清掃工場
55 平成30年度台風21号被害に係る空調設備修繕等負担金	施設管理課
65 ポスター作成公営負担金（市議）	選挙管理委員会事務局
66 自動車借上公営負担金（市議）	選挙管理委員会事務局
67 運転手雇用公営負担金（市議）	選挙管理委員会事務局
68 通常はがき郵送料公営負担金（市議）	選挙管理委員会事務局
69 選挙ビラ作成公営負担金（市議）	選挙管理委員会事務局

【表13】の分類を前提として、負担金の件数及び金額を整理すると、【表14】のとおりとなっている。

【表 14】 アンケート調査結果に基づく負担金の集計（件数、金額）

区分	件数（件）	金額（千円）
【1】 事務の共同処理等に係る負担金	27	8,891,447
①他の地方公共団体（大阪府、一部事務組合、広域連合）及び地方共同法人に対するもの	12	8,643,863
②上記以外の団体に対するもの	15	247,584
【2】 企業会計への負担金	9	4,286,795
①一般会計等の経費の負担区分によるもの	4	4,276,498
②上記以外のもの	5	10,297
【3】 工事負担金	5	759,554
【4】 賃貸物件の共益費等に係る負担金	4	43,032
【5】 加盟団体の運営に係る負担金（年会費等）	3	4,234
【6】 特定の事業やイベント等の実施に対する負担金	11	53,687
①実行委員会形式によるもの	5	8,459
②特定の団体等に対するもの	6	45,227
【7】 その他（上記分類に含まれないもの、臨時的なもの）	10	840,890
合 計	69	14,879,642
100万円未満の負担金（アンケート調査対象外）	316	41,189
負 担 金 総 計	385	14,920,832

② 監査の意見

ア) 負担金の見直しの必要性について【意見13】（公益性）

負担金は、法令又は契約に基づいて国又は他の地方公共団体等に対して負担する経費及び各種団体に加盟し、その団体の必要経費に充てるためその団体が取り決めた経費を負担するものであり、対価性のない支出である補助金とは区分されるものである。

そして、枚方市において平成28年9月に策定された見直し方針は、補助金のみを対象としており、負担金については対象としていない。

確かに、【表 14】において、全体に占める件数、金額ともに大きくなってきている【1】及び【2】については、法令等に基づく義務的な負担金が多いと考えられ、その場合、枚方市としては裁量の余地がなく、独自に見直しの対象とする必要性は低いと考えられる。

一方、【表 14】の【6】については、契約等に基づく任意的な負担金であることが想定され、枚方市の裁量の余地があることから、補助金と同様の目線で存在意義を検討する必要があると考えられる。また、本年度の監査の対象とした補助金の中には、今後、対象とする事業を維持しつつ、負担金への転換を予定しているものもある。

この点、アンケートによると、【6】に区分された負担金 11 件のうち、8 件については具体的な効果測定を実施していないとの回答であったが、本来、これらについても、補助金と同様に効果測定を実施することが望ましいといえる。

他都市においても、補助金だけではなく、負担金も含めた見直し方針を策定している例も多くみられるところであり、枚方市においても、【表 14】に示した区分を参考にして、補助金と同様に見直しの対象とする必要性の高い負担金を抽出して検討することが望ましい。

また、検討の対象とした負担金については、補助金における「補助金一覧」及び「補助金チェックシート」と同様の内容について、わかりやすく開示することを検討されたい。

第4 監査の結果及び意見（各論）

1. 市長公室 市民活動課

(1) 自治会館建設等助成金

① 概要

補助金名	自治会館建設等助成金	
所管部署	令和元年度	市民安全部 市民活動課
	令和2年度	市長公室 市民活動課
補助の根拠 (法令、要綱等)	自治会館建設等助成金交付規則	
補助開始年度	(新築・建替え) 昭和45年度 (土地賃借) 昭和56年度 (水洗化) 昭和63年度 (耐震診断・耐震改修・バリアフリー化) 平成19年度 (土地取得) 昭和56年度	
交付先	市内の自治会等	
交付の目的	住民自治組織(自治会)がその地域において活動を行うための拠点となる集会施設の設置等を促進する。	
補助対象経費	(新築・建替え) 建設や建替えに要する経費 例：現況建物等の解体工事費、本体、造作、仕上げ、基礎等主体工事費、電気設備工事、ガス設備工事、給排水設備工事、消防設備設置等附帯工事費、スロープ設置等バリアフリーに係る外構工事費及び設計費用等 (土地賃借) 土地賃借料 (水洗化) 水洗化に要する経費 例：公共下水道への接続に係る工費、浄化槽解体に係る工事、水洗用便器・便座設置費用 (耐震診断・耐震改修・バリアフリー化) 【耐震診断】 耐震診断に要する経費 例：診断費用、耐震補強計画作成費用 【耐震改修】 耐震改修に要する経費 例：耐震補強計画作成費用（耐震診断に係る助成で対象とした場合は不可）、解体・撤去及び仮設工事を含む耐震補強やその復旧に係る工事 【バリアフリー】 バリアフリー化に要する経費 例：廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、便所の改良、手すりの取付、床の段差の解消、引き戸への取替え、床表面の滑り止め化、案内標示の設置等のバリアフリー化工事 (土地取得) 土地取得に要する経費 例：土地売買代金、登録免許税、印紙代、認可地縁団体証明書等発行費用、その他登記に係る費用	
補助率・補助額	定率補助（土地賃借のみ定額）	

決算状況（単位：千円）	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	36,600	26,100	16,400
決算額	28,060	20,570	10,333
財源の構成（決算額）			
一般財源	28,060	20,570	10,333
交付件数（単位：件）	(新築・建替え) 3 (土地賃借) 1 (水洗化) 0 (耐震診断等) 3 (土地取得) 1	(新築・建替え) 2 (土地賃借) 1 (水洗化) 0 (耐震診断等) 3 (土地取得) 1	(新築・建替え) 2 (土地賃借) 1 (水洗化) 0 (耐震診断等) 1 (土地取得) 0
効果測定の指標			
指標の内容	自治会館建設等助成を行った件数（効果測定の指標が令和元年度から「活動の拠点となる自治会館の整備による地域活動の活性化が図られた自治会の数」に変更されたことに伴い、令和元年度の目標及び実績は「－」表記としている。）		
目標	9	9	－
実績	8	7	－

② 助成対象事業及び助成金の額

自治会館建設等助成金交付規則第 3 条によると、助成対象事業及び助成金の額は【表 15】のとおりである。

【表 15】助成対象事業、助成金の額及び限度額（自治会館建設等助成金）

助成対象事業	助成金の額	限度額
自治会館の新築	当該建築費の 2/3 に相当する額	500 万円
自治会館の建替え	当該建築費の 2/3 に相当する額	500 万円
自治会館のバリアフリー化にかかる改修	当該改修費の 2/3 に相当する額	100 万円
自治会館の耐震改修	当該耐震改修費の 2/3 に相当する額	100 万円
自治会館の耐震診断	当該耐震診断費の 2/3 に相当する額	木造の場合は 10 万円、木造以外の場合は 50 万円
自治会館の便所の水洗化	当該水洗化工事費の 2/3 に相当する額	20 万円
自治会館にかかる土地の取得	当該土地の取得費の 2/3 に相当する額	1,200 万円
自治会館にかかる土地の賃借	当該土地の賃借料に相当する額	30 万円

③ 最近の補助金の見直し状況

見直し方針に基づく本補助金のサンセット終期は令和元年度末であり、令和元年度において、見直し方針に基づく定期的な見直しが実施された。

そして、いずれの対象事業についても、下記のような理由から、令和2年度以降も継続するとともに、令和2年度に各自治会館の現状及び整備に関するニーズ調査を行った上で、老朽化が進む自治会館の建設等助成制度の見直しに向けた検討を行うこととされた。

(新築・建替え)

自治会館は、築30年以上の建物が5割を超え、多くが老朽化している状況であると考えられる。自治会館は、自治会活動の拠点であり、住民同士の安全・安心のまちづくりを行う上で、大変重要な役割を果たす施設であることから、自治会館の新築・建替えの推進を図るため、制度の見直しについて検討を進めていく。

(土地賃借)

土地賃借について、相談を受けている自治会が存在するため、ニーズはある。

(水洗化)

下水道に接続していない自治会館が存在するため、今後もニーズはあるものと考えられる。

(耐震診断・耐震改修・バリアフリー化)

築30年以上の建物が5割を超え、多くが老朽化している状況であると考えられる。自治会館は、自治会活動の拠点であり、住民同士の安全・安心のまちづくりを行う上で、大変重要な役割を果たす施設であることから、自治会館の機能維持を図るため、制度の見直しについて検討を進めていく。

(土地取得)

土地取得について、相談を受けている自治会が存在するため、ニーズはあるものと考えられる。

④ 平成 18 年度包括外部監査の措置状況

本補助金は、平成 18 年度の包括外部監査の対象とされ、これに対する措置状況は【表 16】のとおりである。

【表 16】平成 18 年度包括外部監査の措置状況

意見	措置状況
<p>1. 自治会館建設助成審査基準の公開</p> <p>市では、交付規則とは別に、詳細な内容が記載されている自治会館建設助成審査基準（交付規則を運用するための細則及び審査委員会による交付決定の判断基準）を設けている。各自治会は公表された交付規則をもとに交付対象となるための要件を確認しているが、自治会館建設助成審査基準が公開されていないため、詳細な問い合わせに対して市がその都度回答対応をしている。事務効率化、審査手続の透明性を確保するため、さらに補助の趣旨及び審査ポイントを市民にわかりやすく伝えるためには自治会館建設助成審査基準を公開すべきである。</p> <p>なお、平成 18 年度中に助成区分見直しなど交付規則を改定する予定であり、同時に当該審査基準の内容を追加して公開することを検討中とのことである。</p>	<p>申請者が制度内容をより理解できるように自治会館建設等助成制度活用の手引きを作成し、公開している。</p>
<p>2. 建設後の利用状況の把握</p> <p>市における自治会は 517 会あり（平成 18 年 4 月現在）、うち、当該補助制度を利用して建設した自治会館は 121 箇所にも上る。しかし、自治会館の建設後における会館の利用状況の報告を補助の対象とした自治会に求めている。また、補助対象である自治会からの自治会館運営規則の提出は任意のものとしており、義務付けていない。</p> <p>自治会館運営規則の市への提出を義務付けることが必要である。</p> <p>助成金交付時には自治会館運営規則を設け、自治会館の運営が公平かつ活発なものとなるように市は指導しているが、実際にその運営が地域住民の福祉の向上に資するものとなっているか確認することも必要である。</p>	<p>現行制度では、補助金の交付申請の際に、自治会館運営規則の提出を求めており、同規則において、自治会員以外にも広く自治会館を利用させる旨の条項を定めることを交付要件としている。また、当該申請内容が自治会の総意であることの確認も行っている。</p>
<p>3. 事業報告書提出期限について</p> <p>事業報告を事業完了後 30 日以内に提出するよう、交付決定通知書において規定しているが、「枚方市補助金等交付規則」第 14 条では事業報告を 2 週間以内に提出するよう規定しており、「枚方市補助金等交付規則」より緩和している。上位規則である「枚方市補助金等交付規則」の規定内容よりも提出期限を緩和している根拠は特になく、とのことである。「枚方市補助金等交付規則」と整合した交付規則の改定が必要である。</p>	<p>枚方市補助金交付規則第 15 条で、その他市長が定める場合は、別に定める期日（当該補助金等に係る予算に係る履行期限までの日に限る。）までに補助対象行為の実績を市長に報告しなければならない。としており、現在では不整合は生じていない。</p>

⑤ 監査の結果及び意見

ア) 助成対象事業の不断の見直しについて【意見14】(公益性)

自治会館建設等助成金は、自治会館の新築や建替えのほか、バリアフリー化や耐震改修など多岐にわたるメニューを有する助成金である。

【表 17】に記載のとおり、これまでも助成対象事業は随時、見直しや追加が実施されてきたが、今後も、住民のニーズや環境は時代とともに変化するため、助成対象事業の不断の見直しを行っていく必要がある。

【表 17】 助成対象事業の見直しの状況

年度	見直しの状況
昭和 45 年度	「地区集会所建設助成金」を創設
昭和 56 年度	土地賃借、土地取得に係る助成を開始
昭和 62 年度	「地区集会所建設助成金」を「自治会館建設等助成制度」に改編
昭和 63 年度	水洗化に係る助成を開始
平成 19 年度	耐震診断・耐震改修・バリアフリー化に係る助成を開始

この点、下記の住民ニーズの調査結果によると、築 31 年以上の自治会館が過半数を占めており、その他の質問への回答からも、修繕のニーズが高いことがうかがえるが、現状では、助成対象事業に修繕が含まれていない。

【住民ニーズの調査結果（抜粋）】

問 9 自治会館の築年数			
		回答数	分母に占める比率
1	10 年未満	28	11%
2	築 10～20 年	50	19%
3	築 21～30 年	40	15%
4	築 31～40 年	61	23%
5	築 41～50 年	60	23%
6	築 51 年以上	17	6%
(分母：265)			
問 10 自治会館の建物の状況（複数選択あり）			
		回答数	分母に占める比率
1	老朽化が進んでいる	99	37%
2	老朽化が原因でないが、大きな修繕が必要となる箇所がある	59	22%
3	老朽化の問題はなく、大きな修繕が必要となる箇所もない	122	46%
(分母：265)			

問 13 問 10 で「1 老朽化が進んでいる」「2 老朽化が原因でないが、大きな修繕が必要となる箇所がある」のいずれか、もしくは両方を選択した自治会等対象：【大きな修繕の実施検討状況】

		回答数	分母に占める比率
1	大きな修繕の実施をこれから検討または検討中で実施の可能性はある	83	62%
2	大きな修繕を行いたい、実施が困難である	37	28%
3	会館の必要性がなくなってきたため、大きな修繕は行わない	6	5%

(分母：133)

問 15 問 10 で「1 老朽化が進んでいる」「2 老朽化が原因でないが、大きな修繕が必要となる箇所がある」のいずれか、もしくは両方を選択した自治会等対象：【建替え検討の有無】

		回答数	分母に占める比率
1	建替えをこれから検討または検討中で実施の可能性はある	32	24%
2	建替えを行いたい、実施が困難である	52	39%
3	会館の必要性がなくなってきたため、建替えは行わない	12	9%

(分母：133)

問 17 問 13 で「2 大きな修繕を行いたい、実施が困難である」もしくは問 15 で「2 建替えを行いたい、実施が困難である」を選択した自治会等対象：【困難である理由】（複数選択あり）

		回答数	分母に占める比率
1	資金不足	49	77%
2	進める人材がない	11	17%
3	組織内の合意形成が得られない	8	13%
4	会館周辺の住人からの合意が得られない	1	2%
5	貸主からの合意が得られない	4	6%
6	その他	9	14%

(分母：64)

(出所：枚方市市民活動課「住民自治組織(自治会等)実態調査アンケート回答まとめ」より抜粋。監査人が一部文言等を編集)

また、【表 18】は、所管課が平成 30 年度に行った全国の中核市及び近隣他市を対象に行った調査結果から、府内中核市と近隣他市において助成対象としている改築・改修・修繕に係る工事を抜粋したものである。この調査によると、いずれの市においても修繕関係の工事を助成対象としている。

このような住民のニーズ及び近隣他市の動向を踏まえ、所管課においても、自治会館の修繕に係る助成の必要性を認識し、助成対象事業への追加に向けた検討を行っているとのことである。

計画的な修繕を行うことで、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減することも可能となり、住民負担だけでなく、枚方市の助成額の縮減効果も期待できることから、早期に助成対象事業への追加の実現が望まれる。

【表 18】 府内中核市及び近隣他市の自治会館の修繕等に係る助成事業

	改築・改修・修繕に対する補助の対象となる工事
豊中市	バリアフリー化工事 耐震工事 水洗化工事 <u>屋根等の大規模な修繕</u> <u>扉やガラス、手すり設置等の小規模修繕</u> <u>壁紙の張替えや間取りの変更等のリフォーム</u> <u>事前に使用不能な事態を避けるための「予防保全」に基づく改修</u> その他（内容：備品の購入を除く改修工事）
高槻市	バリアフリー化工事 耐震工事 水洗化工事 <u>屋根等の大規模な修繕</u> <u>扉やガラス、手すり設置等の小規模修繕</u> <u>壁紙の張替えや間取りの変更等のリフォーム</u> <u>事前に使用不能な事態を避けるための「予防保全」に基づく改修</u> その他（内容：厨房及び冷暖房機器の購入及び設置費）
八尾市	バリアフリー化工事 耐震工事 水洗化工事 <u>屋根等の大規模な修繕</u> <u>扉やガラス、手すり設置等の小規模修繕</u> <u>壁紙の張替えや間取りの変更等のリフォーム</u> <u>事前に使用不能な事態を避けるための「予防保全」に基づく改修</u>
東大阪市	バリアフリー化工事 水洗化工事 <u>屋根等の大規模な修繕</u> <u>扉やガラス、手すり設置等の小規模修繕</u>
守口市	<u>屋根等の大規模な修繕</u>
寝屋川市	バリアフリー化工事 耐震工事 水洗化工事 <u>屋根等の大規模な修繕</u> <u>扉やガラス、手すり設置等の小規模修繕</u> <u>壁紙の張替えや間取りの変更等のリフォーム</u> <u>事前に使用不能な事態を避けるための「予防保全」に基づく改修</u>
大東市	耐震工事 <u>屋根等の大規模な修繕</u>
門真市	<u>屋根等の大規模な修繕</u> <u>事前に使用不能な事態を避けるための「予防保全」に基づく改修</u>

	改築・改修・修繕に対する補助の対象となる工事
四條畷市	バリアフリー化工事 水洗化工事 <u>壁紙の張替えや間取りの変更等のリフォーム</u> <u>事前に使用不能な事態を避けるための「予防保全」に基づく改修</u>
交野市	バリアフリー化工事 耐震工事 水洗化工事 <u>屋根等の大規模な修繕</u> <u>扉やガラス、手すり設置等の小規模修繕</u> <u>壁紙の張替えや間取りの変更等のリフォーム</u> <u>事前に使用不能な事態を避けるための「予防保全」に基づく改修</u>
吹田市	バリアフリー化工事 耐震工事 水洗化工事 <u>屋根等の大規模な修繕</u> <u>扉やガラス、手すり設置等の小規模修繕</u> <u>壁紙の張替えや間取りの変更等のリフォーム</u> <u>事前に使用不能な事態を避けるための「予防保全」に基づく改修</u>
茨木市	バリアフリー化工事 耐震工事 水洗化工事 <u>屋根等の大規模な修繕</u> <u>扉やガラス、手すり設置等の小規模修繕</u> <u>壁紙の張替えや間取りの変更等のリフォーム</u> その他

(出所：枚方市市民活動課「自治会館建設等に係る補助制度の調査」より抜粋)

(注) 下線が修繕に係る工事で、枚方市の助成事業にないものである。

(2) 地域づくりデザイン事業補助金

① 概要

補助金名	地域づくりデザイン事業補助金		
所管部署	令和元年度	市民安全部 市民活動課	
	令和2年度	市長公室 市民活動課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	枚方市地域づくりデザイン事業補助金交付要綱		
補助開始年度	平成19年度		
交付先	校区コミュニティ協議会		
交付の目的	地域住民が校区の特色を生かして行う地域づくりへの主体的な取組みを支援し、地域づくりデザイン事業を通じて地域に対する住民共通の理解及び関心を深め、もって地域力の育成及び地域自治の促進に資すること。		
補助対象経費	(1) 地域づくりデザイン事業の実施に向けて校区コミュニティ協議会が行う活動のうち、地域課題の精査、当該事業の実施に係る調査及び地域住民の意見集約等に関する経費 (2) 校区コミュニティ協議会が実施する地域づくりデザイン事業のうち、(1)の活動に係る補助金の交付を受けてその事業計画が策定されたもので、かつ、当該事業に持続性、発展性及び地域の主体性が見込まれるもの(従来の活動に関連する事業にあつては、新たな取組み又は要素が付加されているものに限る。)の実施経費		
補助率・補助額	定額補助		
決算状況(単位:千円)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	425	-	-
決算額	425	-	-
財源の構成(決算額)			
一般財源	425	-	-
交付件数(単位:件)	1	-	-
効果測定 of 指標			
指標の内容	地域づくりデザイン事業実施校区件数		
目標	1	0	0
実績	1	0	0

② 補助対象事業及び補助金の額

要綱第4条及び第5条によると、補助対象事業及び補助金の限度額は【表19】のとおりである。

【表 19】 補助対象事業及び補助金の限度額（地域づくりデザイン事業補助金）

補助対象事業	限度額
(1) 地域づくりデザイン事業の実施に向けて校区コミュニティ協議会が行う活動のうち、地域課題の精査、当該事業の実施に係る調査及び地域住民の意見集約等	10 万円
(2) 校区コミュニティ協議会が実施する地域づくりデザイン事業のうち、(1) の活動に係る補助金の交付を受けてその事業計画が策定されたもので、かつ、当該事業に持続性、発展性及び地域の主体性が見込まれるもの	300 万円

③ 最近の補助金の見直し状況

見直し方針に基づく本補助金のサンセット終期は、令和 3 年度末であり、今後、地域の意見を聞きながら、見直しに向けた検討を行う。

④ 監査の結果及び意見

ア) より利用しやすい制度への見直しについて【意見15】（公益性）

地域づくりデザイン事業補助金は、【表 20】のとおり、校区コミュニティ協議会が創意と工夫にあふれた地域づくりデザインを発案企画し、審査会におけるプレゼンテーションを経て支援決定されるなど、応募者にとっては、非常にハードルの高い制度となっている。

【表 20】 応募から実績報告までの流れ

①発案・企画	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりデザインの「テーマ」「目標」を発案・企画 ・校区コミュニティ協議会で協議し、意見をまとめる ・計画策定助成金申請 ・ヒアリング・事業内容確認 ・助成金交付（概算払）
②計画書策定・応募	<ul style="list-style-type: none"> ・課題抽出・精査 ・住民意見の集約・合意 ・計画書のまとめ ・応募（計画策定助成金実績報告・助成金確定）
③審査	<ul style="list-style-type: none"> ・選定審査会で審査(書類審査・プレゼンテーション) ・可否・助成金額・交付方法の審査 ・審査結果通知
④支援決定・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・支援内容の決定（助成金・広報等） ・事業実施助成金申請・助成金交付（概算払） ・事業実施 ・事業の概要をホームページで公開
⑤実績報告	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施助成金実績報告・助成金の確定 ・事業実績をホームページで公開（収支含む）

このようなハードルの高さもあって、【表 21】のとおり、制度創設から本補助金の交付件数は7件にとどまっており、かつ平成26年度以降新たな事業応募はない。

【表 21】地域づくりデザイン事業実績一覧

年度	実施校区	事業名称	事業内容	
平成19年度	菅原東	コミュニティサロン「ぶらっとホームすがはらひがし」運営事業 補助金 300万円	校区内にある長尾台商店街の空き店舗を活用し、住民が交流できる常設サロン「ぶらっとホームすがはらひがし」を運営。介護予防、食育、子育て相談など住民のニーズの高い各種事業を実施する。	
			1年目	2,600,000円
			2年目	100,000円
			3年目	100,000円
			4年目	100,000円
			5年目	100,000円
平成20年度	五常	五常の四季を楽しむ、安心安全なまちづくり事業 補助金 300万円	校区内の名所・スポットを舞台に四季を楽しむ行事を開催し、住民の地域への関心と理解を高めていく。行事を通じて住民同士の連帯感を深め、災害時一時避難場所である公園等の周知を図り防災備蓄倉庫を整備、隣近所が身近な場所で互いに助け合えるまちづくりをすすめる。	
			1年目	2,600,000円
			2年目	100,000円
			3年目	100,000円
			4年目	100,000円
	開成	地域でつくる環境に優しい安全・安心なまちづくり事業 補助金 300万円	取り組み目標を①地域に対する住民の関心が高めること、②地域で子どもを育み・守ること、③環境に優しく美しい「開成」をつくることの3点とし、○七夕の里・開成夏祭りの開催、○住民への啓発活動の実施、○子どもの安全見守り活動の充実、○環境啓発・環境美化活動などを実施する。	
			1年目	2,500,000円
			2年目	500,000円
平成21年度	樟葉西	人の和（輪）が広がる明るく楽しい地域づくり事業 補助金 300万円	○コミュニケーションの機会を増やすための行事の充実○地域活動の拠点ドロップインセンター開設○まち美化・緑化活動○校区人材バンク制度の運営○コミュニケーションティーチングによる演劇ワークショップ○広報活動部隊による広報を実施する。	
			1年目	590,000円
			2年目	1,190,000円
			3年目	440,000円
			4年目	440,000円
			5年目	340,000円

年度	実施校区	事業名称	事業内容	
平成21年度	蹠跏	笑顔あふれるふれあいのまちづくり事業	①住民同士が知りあい・ふれあえる地域、②いざというときに助けあい支えあえる地域、③愛着をもってもらえる地域の3点を活動目標として○地域行事の充実・発展○情報の把握・伝達方法の検討○防災サポーターの募集・育成○AED（自動体外式除細動器）の配備○防災拠点の整備○災害時要援護者への対応○安心・安全のための環境づくり○地域の情報誌（ミニコミ誌）の発行を実施する。	
		補助金 300万円	1年目	3,000,000円
平成23年度	枚二	安心の笛「にっぴ〜」が奏でる防犯・防災機能を備えたまちづくり事業	高齢者から子どもまで、誰でも気軽に身につけることで自身を守れるなど多大な効果が期待できる「安心の笛“にっぴー”」を作成し、全住民に配布することによって防犯・防災意識の向上を目指す。	
		補助金 300万円	1年目	580,000円
			2年目	1,860,000円
			3年目	560,000円
平成25年度	牧野	「まきのん」が元気の花を咲かせる、心ふれあう町づくり事業	四季それぞれに工夫を凝らしたイベントなどに「まきのん」を登場させ、PRリーダーとなって活動することで、地域活動に興味を示さなかった住民のイベントへの参加促進を図り、地域のつながりの強化を目指す。	
		補助金 300万円	1年目	1,300,000円
			2年目	425,000円
			3年目	425,000円
			4年目	425,000円
			5年目	425,000円

この点、枚方市コミュニティ連絡協議会からも、下記のとおり、「校区コミュニティ協議会への補助制度のあり方について」として、審査会の廃止や申請書類の簡素化など、申請手続きの負担軽減等についての提言を受けている。

【「校区コミュニティ協議会への補助制度のあり方について」（抜粋）】

地域づくりデザイン事業については、利用の促進を図るため、審査会の廃止や申請書類の簡素化など、申請手続きの負担軽減を図ること。補助金額の上限については、より多くの校区が活用できるようにするという趣旨を踏まえ見直しを行うこと。また、各校区の事業に対する理解を深めるとともに、より分かり易い制度となるよう、現行の事業名称を変更する必要があると考える。

（出所：「校区コミュニティ協議会への補助制度のあり方について
（枚方市コミュニティ連絡協議会 令和元年12月20日）」より抜粋）

以上のような状況を踏まえ、所管課において、利用者のニーズを把握し、より利用しやすい制度となるよう、実施方法等の見直しを検討すべきである。

また、現状では、本補助制度について積極的な広報活動を行っていないとのことであるが、ニーズを喚起し、利用者にとって補助金利用のメリットが伝わるよう、これまで採択した事業の取組をわかりやすく紹介するなどの広報活動も実施すべきである。

(3) 校区コミュニティ活動補助金

① 概要

補助金名	校区コミュニティ活動補助金		
所管部署	令和元年度	市民安全部 市民活動課	
	令和2年度	市長公室 市民活動課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	枚方市校区コミュニティ活動補助金交付要綱		
補助開始年度	平成2年度		
交付先	校区コミュニティ協議会		
交付の目的	地域において行われるコミュニティ活動を支援し、もって安全で魅力あるまちづくりの推進及び地域住民の連携の促進に資すること。		
補助対象経費	校区コミュニティ協議会が行う次に掲げる事業に係る経費。ただし、校区コミュニティ協議会事業計画書に定められたものに限る。 (1) 校区コミュニティ協議会の組織の充実を図るための事業 (2) 安全で魅力あるまちづくりの実現を図るための事業 (3) コミュニティ活動の充実を図るための事業 (4) 生活環境及び美観の維持・保全を図るための事業		
補助率・補助額	その他		
決算状況 (単位：千円)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	54,237	54,224	54,206
決算額	54,192	53,856	54,159
財源の構成 (決算額)			
一般財源	54,192	53,856	54,159
交付件数 (単位：件)	45	45	45
効果測定 of 指標			
指標の内容	補助金利用校区数		
目標	45	45	45
実績	45	45	45

② 補助対象事業及び補助金の額

要綱第6条によると、補助金の額は、第5条に掲げる補助対象事業の実施に要する経費と第6条に掲げる均等割額と人口割額の合計額を比較し、いずれか少ない方の額である。

【要綱第 5 条に掲げる補助対象事業】

校区コミュニティ協議会が行う次に掲げる事業であって、校区コミュニティ協議会事業計画書に定められたもの

- (1) 校区コミュニティ協議会の組織の充実を図るための事業
- (2) 安全で魅力あるまちづくりの実現を図るための事業
- (3) コミュニティ活動の充実を図るための事業
- (4) 生活環境及び美観の維持・保全を図るための事業

【要綱第 6 条に掲げる均等割額と人口割額】

- (1) 均等割額 一の校区コミュニティ協議会につき、1,073,000 円
- (2) 人口割額 毎年 1 月 1 日現在の小学校区内の住民数に 1 人につき 14 円の割合で乗じて得た額

③ 最近の補助金の見直し状況

見直し方針に基づく本補助金のサンセット終期は、令和 3 年度末であり、今後、地域の意見を聞きながら、見直しに向けた検討を行う。

なお、令和元年度から、特別事業のうち自主防災活動(20 万円)及び小地域ネットワーク活動(50 万円)について、両事業の実施を補助金交付の条件とした上で、基礎額に移行するとともに、基礎額のうち均等割額がこれまでの 373,000 円から 1,073,000 円に増額となった。この見直しにより、各校区のニーズに応じてより柔軟に補助金が活用できるようになっている。

④ 監査の結果及び意見

ア) 均等割額及び人口割額の比率の見直しについて【意見16】(公益性)

要綱第 6 条に規定された本補助金の算定式では、交付額に占める均等割額の割合が高く、人口割額の割合が比較的小さくなっている。

そのため、人口が多い校区ほど相対的に人口当たりの補助額が小さくなるという状況となっている。

校区別人口当たり補助額を試算したところ、【表 22】のとおり、人口当たり補助額が最も多い校区で 266.7 円、最も少ない校区で 90.4 円と、3 倍近い差が生じている。

【表 22】 校区別人口当たり補助額

(単位：円)

校区名	校区人口	人口割額	均等割額	基礎額	特別事業 (青パト活動)	令和元年度 補助金総額	人口 当たり 補助額
38 中宮北	4,246	59,400	1,073,000	1,132,400		1,132,400	266.7
17 高陵	4,487	62,800	1,073,000	1,135,800		1,135,800	253.1
9 山田	5,087	71,200	1,073,000	1,144,200		1,144,200	224.9
30 西牧野	5,172	72,400	1,073,000	1,145,400		1,145,400	221.5
39 山田東	5,704	79,800	1,073,000	1,152,800	20,000	1,172,800	205.6
10 明倫	5,641	78,900	1,073,000	1,151,900		1,151,900	204.2
35 樟葉北	5,934	83,000	1,073,000	1,156,000		1,156,000	194.8
16 氷室	6,432	90,000	1,073,000	1,163,000	20,000	1,183,000	183.9
43 東香里	6,379	89,300	1,073,000	1,162,300		1,162,300	182.2
31 川越	6,581	92,100	1,073,000	1,165,100		1,165,100	177.0
11 殿一	7,146	100,000	1,073,000	1,173,000		1,173,000	164.1
21 香陽	7,400	103,600	1,073,000	1,176,600		1,176,600	159.0
20 交北	7,531	105,400	1,073,000	1,178,400		1,178,400	156.5
5 開成	7,831	109,600	1,073,000	1,182,600	20,000	1,202,600	153.6
6 五常	7,691	107,600	1,073,000	1,180,600		1,180,600	153.5
26 磯島	7,694	107,700	1,073,000	1,180,700		1,180,700	153.5
22 招提	7,994	111,900	1,073,000	1,184,900	20,000	1,204,900	150.7
33 桜丘北	8,194	114,700	1,073,000	1,187,700	20,000	1,207,700	147.4
41 平野	8,522	119,300	1,073,000	1,192,300	20,000	1,212,300	142.3
45 西長尾	8,430	118,000	1,073,000	1,191,000		1,191,000	141.3
40 藤阪	8,646	121,000	1,073,000	1,194,000	20,000	1,214,000	140.4
25 樟葉南	9,021	126,200	1,073,000	1,199,200	20,000	1,219,200	135.2
32 蹉跎東	8,975	125,600	1,073,000	1,198,600		1,198,600	133.5
3 蹉跎	8,994	125,900	1,073,000	1,198,900		1,198,900	133.3
12 殿二	9,259	129,600	1,073,000	1,202,600	20,000	1,222,600	132.0
24 小倉	9,130	127,800	1,073,000	1,200,800		1,200,800	131.5
23 中宮	9,606	134,400	1,073,000	1,207,400		1,207,400	125.7
29 田口山	9,643	135,000	1,073,000	1,208,000		1,208,000	125.3
7 春日	9,733	136,200	1,073,000	1,209,200		1,209,200	124.2
27 蹉跎西	9,768	136,700	1,073,000	1,209,700		1,209,700	123.8
44 伊加賀	9,859	138,000	1,073,000	1,211,000		1,211,000	122.8
15 菅原	10,355	144,900	1,073,000	1,217,900	20,000	1,237,900	119.5
42 長尾	10,621	148,600	1,073,000	1,221,600	20,000	1,241,600	116.9
28 樟葉西	10,660	149,200	1,073,000	1,222,200		1,222,200	114.7
2 枚二	10,905	152,600	1,073,000	1,225,600		1,225,600	112.4
36 船橋	11,116	155,600	1,073,000	1,228,600	20,000	1,248,600	112.3
4 香里	11,387	159,400	1,073,000	1,232,400	20,000	1,252,400	110.0
14 津田	11,268	157,700	1,073,000	1,230,700		1,230,700	109.2
18 山之上	11,513	161,100	1,073,000	1,234,100		1,234,100	107.2
8 桜丘	11,891	166,400	1,073,000	1,239,400		1,239,400	104.2
1 枚方	12,841	179,700	1,073,000	1,252,700		1,252,700	97.6
34 津田南	13,030	182,400	1,073,000	1,255,400		1,255,400	96.3
19 牧野	13,055	182,700	1,073,000	1,255,700		1,255,700	96.2
13 樟葉	13,164	184,200	1,073,000	1,257,200		1,257,200	95.5
37 菅原東	14,043	196,600	1,073,000	1,269,600		1,269,600	90.4
合計(平均)	402,579	5,634,200	48,285,000	53,919,200	260,000	54,179,200	134.6

(出所：枚方市市民活動課「平成 31 年度 校区コミュニティ活動補助金 算定表」をもとに
監査人が人口当たり補助額(表最右列)を算定し、金額順に順序入れ替え)

この点、枚方市コミュニティ連絡協議会からも、下記のとおり、「人口差が3倍以上あるにもかかわらず、補助金の差額が約14万円にとどまっている現行制度は、公平性を欠いており是正すべきである」との提言があがっている。

【「校区コミュニティ協議会への補助制度のあり方について」（抜粋）】

2. 校区コミュニティ活動補助金については、人口差が3倍以上あるにもかかわらず、補助金の差額が約14万円にとどまっている現行制度は、公平性を欠いており是正すべきであると考えます。但し、現状の予算総額の範囲内で人口割・均等割の割合について見直しを行った場合、補助金額の大幅な変動を避けるため、段階を設けて見直しを行うなど、一定の配慮が必要であると考えます。
3. 今後進むであろう学校統合に伴う補助制度のあり方については、統合前の校区コミュニティ協議会に対して一定の期間、何らかのインセンティブを与える制度の構築を望む。

(出所：「校区コミュニティ協議会への補助制度のあり方について
(枚方市コミュニティ連絡協議会 令和元年12月20日)」より抜粋)

また、【表23】のとおり、所管課による他の中核市における同種補助制度の調査結果と比較すると、枚方市は、人口割もしくは世帯割の交付額に占める割合が最も低くなっている。

【表 23】人口割もしくは世帯割の交付額に占める割合等の他中核市の状況

市	人口割の積算根拠 (1人もしくは世帯あたり)	1団体交付額のうち人口割/ 世帯割の割合	人口割もしくは世帯割による 最大と最小の差額
枚方市	1人あたり14円	約10%	137,200円
青森市	1世帯あたり20円	平均11.4%	135,900円
呉市	1人あたり100～199円	11～50%	3,500,000円
高槻市	1世帯あたり15円	約14%	179,790円
高松市	1人あたり251円	37%	8,070,719円
奈良市	1世帯あたり50円	平均36%	300,700円
下関市	1世帯あたり120円	36%	1,880,000円
寝屋川市	1人あたり約92円	約40%	1,420,370円
福山市	1世帯あたり283円	45%	1,690,000円
倉敷市	1,000世帯以下10万円。以降500世帯ごと5万円。上限65万円	52%	550,000円
和歌山市	1世帯あたり86円	約60%～90%	677,508円
山形市	1世帯あたり250円	約67%	2,368,000円
宮崎市	1人あたり149.8円	70%	5,397,000円
松山市	1世帯あたり180円	76.10%	4,530,000円
大津市	1世帯あたり80円	82.70%	476,320円

(出所：枚方市市民活動課「協議会型住民自治組織や町会、自治会等に対する補助制度等に係るアンケート調査（令和元年度）」より抜粋。

監査人が表の形式を一部修正

(注)「人口割の積算根拠」、「1団体交付額のうち人口割/世帯割の割合」、「人口割もしくは世帯割による最大と最小の差額」について、中核市を対象とした調査質問項目に対して、全て回答があった中核市のみ抽出したものである。

前述の【「校区コミュニティ協議会への補助制度のあり方について」(抜粋)】にもあるように、今後校区の統合が進み、均等割の額が大きいままであれば、校区が統合した途端に、補助金額が半分近くに減少する校区が発生する可能性もあるが、人口割額の比率が大きければ、統合の際も大きな影響は生じにくい。

以上のような状況を踏まえると、枚方市においても、本補助金における均等割額及び人口割額の比率の見直しを行うべきである。

ただし、変更幅が大きいほど、校区コミュニティ協議会の運営への影響が大きくなるため、見直しは段階的に、長期間かけて行う必要がある。

(4) NPO活動応援基金補助事業補助金

① 概要

補助金名	NPO活動応援基金補助事業補助金		
所管部署	令和元年度	市民安全部 市民活動課	
	令和2年度	市長公室 市民活動課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付要綱		
補助開始年度	平成21年度		
交付先	支援対象団体としての登録を受けたNPO法人		
交付の目的	市民・法人等からの寄附金（ふるさと納税）を活用し、市民活動の主体の一つである、市内のNPO法人へ補助金を交付することにより自主的な市民活動の推進を図る。		
補助対象経費	対象事業に要する設備費、人件費、報償費、旅費、消耗品費、使用料及び賃借料、備品購入費等		
補助率・補助額	その他		
決算状況（単位：千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	2,942	5,009	3,709
決算額	1,871	3,132	2,911
財源の構成（決算額）			
その他（特定財源）	1,871	3,132	2,911
交付件数（単位：件）	5	8	8
効果測定 of 指標			
指標の内容	本補助金単独では設定していない。		
目標	-	-	-
実績	-	-	-

② 補助対象事業及び補助金の額

要綱第4条によると、補助対象事業は、特定非営利活動に係る事業のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとされている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 本市内で実施する事業、主に市民を対象とした事業その他市民の利益を増進する効果があると認められる事業であること。 (2) 補助金の交付を受けようとする年度内に実施し、及び完了する事業であること。 (3) 営利活動、政治活動、選挙活動又は宗教活動を目的とした事業でないこと。 (4) 本市及びその関係機関から他の補助等を受け、又は受けることが決定している事業でないこと。 |
|--|

- (5) 介護保険等の保険事業による保険給付の対象となる事業でないこと。
- (6) 登録団体内の親睦やレクリエーションを主な目的とした事業でないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める要件

また、要綱第5条によると、補助金の額は次のとおりである。

補助対象事業に要する経費（食糧費、登録団体の運営に係る経常的な経費、登録団体の構成員の会合に係る経費その他市長が不相当であると認める経費を除く。）の範囲内において、枚方市NPO活動応援基金の積立状況、補助対象事業の内容等を勘案して、市長が定める額

③ 最近の補助金の見直し状況

見直し方針に基づく本補助金のサンセット終期は、令和元年度末であり、令和元年度において、見直し方針に基づく定期的な見直しが実施された。

市民との協働によるまちづくりを推進するためには、今後も公益的活動を行っているNPO法人への支援が必要なことから、本補助金は、令和2年度以降についても継続するものとされた。

なお、「制度開始から10年が経過していることから、制度の評価検証が必要」という枚方市NPO活動応援基金支援審査会の意見を受け、令和元年度には、審査の採点基準の作成、制度説明会及び事業報告会の実施、寄附金の種別等に係る見直しがなされ、令和2年度に交付する補助金については、補助割合を補助対象経費の1/2（上限30万円）とすることとされた。

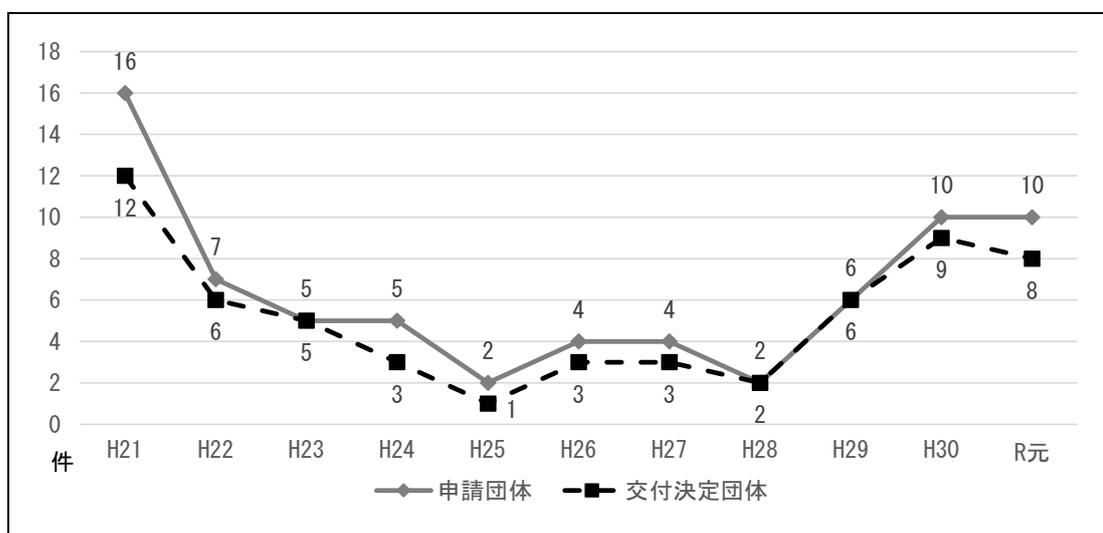
④ 監査の結果及び意見

ア) 補助金利用の促進について【意見17】（公益性）

枚方市におけるNPO法人は112法人(令和2年2月末現在)あるが、令和元年度における本補助金の申請件数は10件である。

【図2】において制度開始からの申請団体数の推移をみると、制度開始年度（平成21年度）において16件と最も多く、その後減少し、近年になりやや増加したという状況である。

【図 2】 N P O活動応援基金補助事業補助金申請・交付決定状況



本補助金については、N P O法人から、補助金額が少額であることや申請書類の作成が負担である等の意見が出ているとのことである。

具体的には、補助金交付に係るスケジュールは、【表 24】のとおりであるが、次年度の補助金の申請に先立って、前年度の 7 月中旬までに補助金申請の前提となる支援対象団体としての登録手続きが必要とされている。

その後、2月から3月にかけては、要綱に定める補助金の交付申請に必要な書類を提出するだけでなく、枚方市N P O活動応援基金支援審査会に対し、プレゼンテーションを行う必要もある。また、補助金交付事業開始後には、最終報告だけでなく中間報告も求められる。

【表 24】 補助金交付スケジュール

6 月下旬～7 月中旬	基金制度説明会・登録団体の募集
9 月	登録団体の決定
翌年 2 月	補助金交付申請
3 月下旬	登録団体による申請内容のプレゼンテーション
4 月以降	(補助金交付事業の開始) 補助金交付決定 中間報告提出 完了報告提出 事業実施報告会

そして、支援対象団体としての登録手続きには、以下の書類の提出が必要とされている。

【枚方市NPO活動応援基金 支援対象団体登録申請書類】

団体登録申請書 団体登録簿 定款 登記事項証明書 前事業年度の事業報告書 前事業年度の活動計算書 前事業年度の役員名簿 前事業年度の社員のうち 10 人以上の者の名簿 申請時の事業年度の事業計画書 申請時の事業年度の活動計算書 その他参考資料 (パンフレット等)

上記の登録申請書類の中には、枚方市に既に提出されている書類（各年度の事業報告書等）もあるため、これらの書類について改めて提出することを不要とするなど、法人の負担軽減を図り、より応募しやすい制度となるよう見直しを行うべきである。

また、見直しにあたっては、本補助金に応募していないNPO法人に対してアンケート調査を行うなど、NPO法人のニーズの把握に努め、利用者の立場に立った見直しが求められる。

なお、補助金の申請に先立って、前年度の7月中旬までに補助金申請の前提となる支援対象団体としての登録手続きが必要とされており、これが補助金の申請に対するハードルを上げている面がある一方、事前に登録を行うことで、ふるさと納税の使途として、市民は登録されているNPO法人への寄付を選ぶことができる。市民にとっては住民税として納めるか、NPO法人への寄付とするかの違いであり、NPO法人としては非常に有利に寄付を集めることが可能となる。よって、NPO法人にとって、団体登録することのメリットは非常に大きいといえる。

登録団体の中には、この制度を熟知し、ふるさと納税と当該団体への寄付を呼びかけ、寄付を集めている団体もあるとのことである。

この制度は、全国的に見てもあまり例がなく、枚方市としては生かすべき大きな特徴であるが、登録団体数や補助金申請数をみる限り、制度の仕組みやメリットが十分に周知されていない可能性がある。

当該制度の仕組みや活用事例等を、制度を利用していないNPO法人も含め、わかりやすく周知することが望まれる。

(5) 多重債務等相談事業補助金

① 概要

補助金名	多重債務等相談事業補助金		
所管部署	令和元年度	市民安全部 市民活動課	
	令和2年度	市長公室 市民活動課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	決裁		
補助開始年度	平成17年度		
交付先	北河内地域労働者福祉協議会		
交付の目的	勤労者福祉の向上と生活再建を支援するため、本市内で実施される多重債務相談および労働問題相談事業に対して補助金を交付している。		
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談員の人件費 ・ 相談窓口広報関係費(印刷代・消耗品費) ・ 通信運搬費 ・ 電気使用料 		
補助率・補助額	その他		
決算状況(単位:千円)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	1,300	1,300	1,300
決算額	1,300	1,300	1,300
財源の構成(決算額)			
一般財源	1,300	1,300	1,300
交付件数(単位:件)	1	1	1
効果測定の指標			
指標の内容	多重債務等相談件数(効果測定の指標が令和元年度から「弁護士相談率」に変更されたことに伴い、令和元年度の目標及び実績は「-」表記としている。)		
目標	150	150	-
実績	73	78	-

② 補助対象事業及び補助金の額

多重債務等相談事業について、相談回数を考慮し、実費相当額を交付している。平成29年度から令和元年度は週2回の相談回数を前提に130万円を交付しているが、令和2年度からは相談回数の見直しに伴い80万円に変更している。

③ 最近の補助金の見直し状況

見直し方針に基づく本補助金のサンセット終期は、令和元年度末であり、令和元年度において、見直し方針に基づく定期的な見直しが実施されている。

勤労者福祉の向上と生活再建を支援するため、北河内地域労働者福祉協議会が行う相談事業への支援をするため、令和2年度以降についても継続するものとされた。ただし、相談件数等の現状を踏まえ、相談日の実施日数を現行の週2回（月・木）から週1回（木）に変更している。

④ 監査の結果及び意見

ア) 補助事業の抜本的な見直しについて【意見18】（有効性）

本補助金の補助対象である多重債務等相談事業の相談件数は年々減少してきているため、これまでも、【表25】のとおり、枚方市では、北河内地域労働者福祉協議会と協議を行い、相談日と補助金額を減少させる対応を行ってきた。

【表25】 相談件数及び補助金額の推移

年度	相談件数	相談日	補助金額 (千円)	1回あたり金額 (円)
平成22年度	310	週4～5回 (月・水・木・金、 第2・第4土)	2,300	7,419
平成23年度	247		2,300	9,311
平成24年度	200		2,300	11,500
平成25年度	191	週3回 (月・水・金)	1,800	9,424
平成26年度	141		1,800	12,765
平成27年度	156		1,800	11,538
平成28年度	47	週2回 (月・木)	1,300	27,659
平成29年度	73		1,300	17,808
平成30年度	78		1,300	16,666
令和元年度	50		1,300	26,000

(注) 1回あたり金額は、所管課へのヒアリングにより把握した相談件数と補助金額をもとに、監査人が試算した。

しかし、相談件数の減少のペースが早いため、1回あたりの補助金額が年々増加し、補助金開始時の平成22年度において1回あたり7,419円であったものが、令和元年度には26,000円と3.5倍程度に増加している。

令和 2 年度からは相談日を週 1 回（木）とし、補助金額を 800 千円に減額しており、仮に、相談件数が令和元年度同様 50 件であったとすれば、1 回あたりの金額は 16,000 円に改善するものの、やはり割高感は否めない。

相談方法も、令和元年度実績で、電話が 31 件/年間、面接が 19 件/年間となっている。電話相談であれば、北河内地域に所在する団体でなくても対応が可能であり、当該団体が実施する意義は低くなる。

門真市では、平成 30 年度まで北河内地域労働者福祉協議会に業務委託を行っており、市が全額負担し事業を実施していたが、現在は業務委託を終了し、消費生活センターが相談窓口となっているとのことである。

相談件数は平成 22 年の貸金業法の改正や無料相談機関の増加を受け、全国的にも減少傾向となっている。

仮に、このまま相談件数が減少するようであれば、補助金の役割を終えたものとして、廃止も含め、抜本的な見直しに向けた検討を行うべきである。

(6) 勤労市民会活動補助金

① 概要

補助金名	勤労市民会活動補助金		
所管部署	令和元年度	市民安全部 市民活動課	
	令和2年度	市長公室 市民活動課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	決裁		
補助開始年度	平成18年度		
交付先	特定非営利活動法人 枚方市勤労市民会		
交付の目的	市内中小企業・商店で働く従業員を対象に、各種共済給付事業や福利厚生事業を行う特定非営利活動法人枚方市勤労市民会を支援することにより、勤労者の福祉の向上を図る。		
補助対象経費	人件費、事業運営費		
補助率・補助額	その他		
決算状況(単位:千円)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	12,590	12,577	12,584
決算額	12,590	12,577	12,584
財源の構成(決算額)			
一般財源	12,590	12,577	12,584
交付件数(単位:件)	1	1	1
効果測定 of 指標			
指標の内容	1年間に実施した事業件数(効果測定 of 指標が令和元年度から「会員数」に変更されたことに伴い、令和元年度の目標及び実績は「-」表記としている。)		
目標	24	24	-
実績	31	33	-

② 補助対象事業及び補助金の額

要綱がないため補助対象事業が明確ではないが、補助金交付申請書における事業計画に記載された事業は次のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 勤労者の余暇を活用した生きがい事業 (2) 就労・雇用の促進に関する事業 (3) 勤労者の余暇活用、生涯学習に関する調査・研究事業 (4) その他目的を達成するために必要な事業 |
|---|

補助金額は、枚方市勤労市民会から収支予算書入手し、決裁により決定しており、同会の支出額から同会独自の収入額を差し引いた額を補助金額としている。

③ 最近の補助金の見直し状況

見直し方針に基づく本補助金のサンセット終期は、令和元年度末であり、令和元年度において、見直し方針に基づく定期的な見直しが実施され、団体による自立運営に向けて、段階的に減額し、令和3年度をもって補助金交付を廃止することとされた。

④ 監査の結果及び意見

ア) 収支予算書における補助対象経費の明示について【監査の結果1】(合規性)

補助金の申請時に、枚方市勤労市民会は所管課に収支予算書を提出しているが、これは、同会の法人全体としての収支予算書であり、補助対象経費とされている人件費と事業運営費の金額が記載されていない。

一方、事業完了報告時には、収支予算書に対応する収支決算書に加え、「活動補助金決算報告」として、補助対象経費である人件費と事業運営費の内訳が提出されている。

この点、補助金申請時にも、法人全体としての収支予算書だけでなく、補助対象経費である人件費と事業運営費の予算額の内訳（「活動補助金決算報告」を予算ベースで作成した資料）を入手する必要がある。

また、事業完了報告時に提出されている収支決算書は、事業費、運営費の単位で区分された法人全体としてのものであり、事業費と運営費における人件費と事業運営費の内訳の記載もないため、補助対象経費との関連性を確認することができない。これを補完するために、所管課は、「活動補助金決算報告」の提出を求めているものと考えられるが、収支決算書の費目と「活動補助金決算報告」の費目が対応しておらず、両者の関連性を把握することができない。

さらに、「活動補助金決算報告」には予算額と決算額の記載があるが、それぞれの費目ごとに予算と実績に差異があるものの、合計額では一致するよう作成されている。実際には決算額が超過しているものを合計が一致するよう調整しているとのことである。

よって、収支決算書と「活動補助金決算報告」の費目の対応関係を明確にするとともに、「活動補助金決算報告」には実績額を記載するよう求める必要がある。

イ) 事業実施状況の確認について【監査の結果2】(合規性)

規則第 16 条では、報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、当該報告に係る補助対象行為の実績が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査することとされている。

本補助金では、事業の実施状況を確認する書類として「福利厚生事業報告」を入手しているが、これは、事業計画に記載された事業のうち「(1) 勤労者の余暇を活用した生きがい事業」に係る報告であり、「(2) 就労・雇用の促進に関する事業」、「(3) 勤労者の余暇活用、生涯学習に関する調査・研究事業」及び「(4) その他目的を達成するために必要な事業」の実施状況を確認するための報告書は添付されていない。

このため、規則第 16 条が求める「当該報告に係る補助対象行為の実績が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査」したことを確認できなかった。

したがって、今後、事業計画に掲げられた事業と対応する事業報告を提出させ、事業の実施状況を確認する必要がある。

2. 観光にぎわい部 農業振興課

(1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金

① 概要

補助金名	経営所得安定対策等推進事業費補助金		
所管部署	令和元年度	産業文化部 農業振興課	
	令和2年度	観光にぎわい部 農業振興課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	決裁（国の経営所得安定対策等実施要綱・経営所得安定対策等推進事業実施要綱に基づく。）		
補助開始年度	平成23年度		
交付先	枚方市農業再生協議会		
交付の目的	経営所得安定対策等（販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付し農業経営安定・生産力確保と農業の多面的機能維持を図る国事業）の推進を図る。		
補助対象経費	パンフレット等の印刷製本費、システムの購入費、郵送料等		
補助率・補助額	定額補助		
決算状況（単位：千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	550	550	550
決算額	511	245	289
財源の構成（決算額）			
国	511	245	289
交付件数（単位：件）	1	1	1
効果測定の指標			
指標の内容	平成29年度まで： 生産調整達成率(%)（米配分面積/米作付面積） 平成30年度から： 米の直接支払交付金交付人数（人）		
目標	100	20	22
実績	100	22	21

② 補助対象事業及び補助金の額

本補助金は、枚方市農業再生協議会（枚方市、北河内農業協同組合（以下「JA北河内」という。）、枚方市農業委員会、大阪府農業共済組合で構成された任意団体。以下「再生協議会」という。）の経営所得安定対策に係る経費の全部を補助し、国の補助事業である経営所得安定対策等を円滑に推進することを目的とするものである。

補助金の財源は、100%国費であり、国から大阪府、枚方市を経て再生協議会に交付されている。ただし、国及び大阪府には本補助金の要綱があるにもかかわらず、枚方市は要綱を策定していない。

また、枚方市は再生協議会の一員として他の構成員と連携し、経営所得安定対策等推進事業に係る事務等を実施しているほか、産業文化部（令和2年度は観光にぎわい部）の部長が再生協議会の会長に就任しており、農業振興課は再生協議会の事務局を担当している。

③ 最近の補助金の見直し状況

見直し方針に基づく本補助金のサンセット終期は、令和元年度末であるが、国の事業である経営所得安定対策推進事業が継続して行われる間は、国費充当事業でもあり農業再生協議会への補助を継続することとされた。

④ 監査の結果及び意見

ア) 公共的団体の非常勤の役員等への就任における決裁及び合議の手続きについて【監査の結果3】（合規性）

「②補助対象事業及び補助金の額」において述べたとおり、産業文化部（令和2年度は観光にぎわい部）の部長が再生協議会の会長に就任しており、所管課において再生協議会の事務局を担当している。

一方、枚方市では、枚方市事務決裁規程において、公共的団体の非常勤の役員等への就任について、市長の決裁及び合議の手続きをすることを規定している。（決裁は同規程第3条第1項第19号（別表第1の2の表13の項）、合議は同規程第12条第1項（別表第3の25の項（3）））。

この点、再生協議会が公共的団体に該当するのであれば、部長が再生協議会の会長（非常勤）に就任する際には、回議書による決裁及び合議の手続きが必要となるが、このような手続きは実施されていなかった。

確かに、決裁及び合議の手続きが求められる公共的団体の範囲について、法人格を有するものに限定するか、任意団体まで含めるかについては議論の余地があるが、任意団体であっても枚方市の施策に関連性の強い団体は含めるのが相当と考えられる。

また、実際、交通対策課においては、職員が枚方市交通対策協議会の事務局長に就任する際、決裁及び合議の手続きが実施されており（187ページ参照）、再生協議会についても、同様の手続きを実施する必要がある。

**イ) 再生協議会に対する補助金の審査に係る独立性の担保について【意見19】
(有効性)**

本補助事業は、枚方市が自らも構成員となっている再生協議会の運営経費について補助金を支出するものである。

枚方市と再生協議会の関係に着目すると、再生協議会の会長にはこれまで枚方市の幹部職員が就任していること、本補助事業の割当予算では他の構成員による事務の実施が実質的に不可能であること、所管課の職員が事務手続きをすることが効率的であることなどから、再生協議会は独立した団体というより、実質的に所管課の行う事務に包含される団体と考えるのが相当であると思われる。

しかし、一方で、所管課において公金外現金が保管されることになる、補助金の実績報告等を作成する主体と審査する主体が同一で自己チェックとなるといった問題点が生じることとなる。

したがって、補助金の審査に係る独立性を担保するため、以下のような内部けん制の仕組みの導入について検討されたい。

ア. 枚方市以外の構成員が事務局を担当する。

イ. 本補助事業担当者以外の職員が審査手続きを実施する。

ウ) 再生協議会への補助金支出について【意見20】(公益性)

再生協議会は、国の100%補助事業のために設置された任意団体であり、枚方市と一体的に動くことが当初から予定されている。現に、再生協議会の令和元年度の決算書をみると、本補助事業のみを実施しており、再生協議会は実質的な事業主体としての性格は乏しいといえる。

補助金の場合、事業の実施主体は団体等であり、地方公共団体は団体等が行う事業を支援する立場となるが、このような再生協議会の状況を踏まえると、補助金よりも負担金として支出する方がふさわしいと考えられる。

なお、守口市が実施しているように、再生協議会を設置せず、枚方市の直営とすることも選択肢の一つとして考えられる。

(2) 穂谷地区農空間活用支援事業補助金

① 概要

補助金名	穂谷地区農空間活用支援事業補助金		
所管部署	令和元年度	産業文化部 農業振興課	
	令和2年度	観光にぎわい部 農業振興課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	決裁		
補助開始年度	平成19年度		
交付先	穂谷農業振興協議会		
交付の目的	農業振興地域である穂谷地区内の穂谷区・穂谷土地改良区等の団体で構成される会が穂谷農業振興協議会主催の「枚方の里山・収穫の秋穂谷」を地域の農業者・市民・行政が協力して実施し、穂谷地区の良さを再発見してもらい、農業理解を深め、地産地消を推進し、地域の活性化を図る。		
補助対象経費	穂谷農業振興協議会にイベント開催費用として、会場整備費・会場設営費や資材費の一部を補助。		
補助率・補助額	定額補助		
決算状況(単位：千円)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	1,000	1,000	1,000
決算額	1,000	1,000	920
財源の構成(決算額)			
一般財源	1,000	1,000	920
交付件数(単位：件)	1	1	1
効果測定の指標			
指標の内容	「枚方の里山・収穫の秋穂谷」参加者数		
目標	10,000	10,000	10,000
実績	13,000	8,000	8,000

② 補助対象事業及び補助金の額

本補助金は、穂谷農業振興協議会（以下「振興協議会」という。）に対し、「農」とふれあいの機会を創るため、穂谷地区で黒枝豆、さつまいもの収穫体験や仔牛とのふれあいなどを行う「枚方の里山・収穫の秋穂谷」の開催を支援するため、その開催費用の一部を補助するものである。

なお、穂谷地区におけるイベント開催に際しては、来場者の駐車場を確保する必要があり、令和元年度までは、移転した関西外国語大学の穂谷地区にあった校舎の駐車場を使用することができたが、次年度以降も使用できるかどうか

かは未定である。なお、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、中止となった。

③ 最近の補助金の見直し状況

令和元年度では、「枚方の里山・収穫の秋穂谷」の来場者数も多く、農業理解を深める機会を持ってもらうことで地域の活性化を図ることができるため、今後も事業を継続することとされた。なお、穂谷地区の農家の高齢化等により、振興協議会が事業主体としてイベントを開催するのが難しい状況となってきた。しかし、本イベントは、従来から地域の農業者・市民・行政が協力して実施してきた事業でもあり、東部地域の農業振興の観点から、令和 2 年度以降、本補助金は枚方市や振興協議会を含めた複数の主体で構成する収穫祭の実行委員会に対する負担金の形式に転換された。ただし、前述のとおり、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、開催中止となった。

④ 監査の結果及び意見

ア) 補助対象経費と補助対象外経費の区分について【意見21】(公益性)

本補助金については、要綱等が制定されておらず、年度ごとの実施決裁となっている。所管課によると、予算の制約により年度ごとに補助内容に変更が生じる可能性があるため、このような取扱いとしているとのことである。

この点、令和元年度においては、人件費、弁当代、茶菓子代、タオル代等を補助対象外経費としていた。これらの経費について補助対象外経費とする根拠を確認したところ、イベントの直接運営に関わる経費を補助対象とし、慣例の範疇で行われる経費を補助対象外としているとのことであった。

しかし、この方法だとイベントの直接運営に関わる経費と慣例の範疇で行われる経費を区分する際の判断基準が不明確となり、恣意的な取扱いとなる可能性がある。

実際、令和元年度においては、振興協議会から当初、令和元年 8 月 30 日付けで補助金等交付申込書の提出を受けた後、所管課でその内容を審査し、振興協議会に修正を求めた結果、令和元年 10 月 1 日付けで補助金等交付申込書の再提出を受けている。両者を比較したところ、当初提出分では補助対象経費とされていなかった地元への協力謝礼金について、再提出分では補助対象経費となっていた。この協力謝礼金は地元への誘導、警備や駐車場提供に対する謝礼金であり、イベントの直接運営に関わる経費であるかは議論の余地があるものの、補助対象経費として区分されることを、予め、要綱等に規定しておけば、判断が分かれることはなかったと考えられる。

規則は補助金全般の基本的な事項を規定するものであり、個別の補助金における具体的な補助対象経費と補助対象外経費の区分等については、原則として要綱等を制定して規定すべきである。また、予算の制約と要綱等の制定とは次元の異なるものであり、要綱等の制定は、予算の制約による影響を受けるべきものではない。

よって、本来であれば、要綱等を制定すべきであるが、要綱等を制定しない場合であっても、少なくとも起案書において、事業計画時の補助対象経費と補助対象外経費の区分の妥当性を確認した上で、決裁により補助金交付決定を行う必要がある。また、補助金の履行確認時にも、事業計画時の補助対象経費と補助対象外経費の区分との整合性を確認すべきである。

なお、このことは補助金から負担金に変更したとしても同じであることを付言しておく。

イ) 穂谷地区におけるイベント開催の継続性について【意見22】(有効性)

穂谷地区における農業振興施策上、本イベントの開催を重要な項目に位置づけ、将来的にも継続して開催することを目指すのであれば、今後、来場者の駐車場確保が問題となる。

「②補助対象事業及び補助金の額」で述べたとおり、令和元年度においては、移転した関西外国語大学の穂谷地区にあった校舎の駐車場を使用することができたが、令和3年度以降、この駐車場を使用できるかどうか未定とのことであり、現時点では代替となる駐車場確保の目途が立っていない。

令和2年度から負担金事業に変わり、より一層の枚方市の関与が強化されることとなったが、本イベントの開催の継続性については、地元の意向の影響も受け、そのあり方は最終的には枚方市を含めた実行委員会の判断に委ねられることになる。

実行委員会において、令和3年度以降もイベントを継続することを判断した場合には、関係者間で協議して駐車場確保等の問題解決に向けた工程表を作成するなどの対応が求められる。

(3) 景観形成推進事業補助金

① 概要

補助金名	景観形成推進事業補助金		
所管部署	令和元年度	産業文化部 農業振興課	
	令和2年度	観光にぎわい部 農業振興課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	決裁		
補助開始年度	平成23年度		
交付先	個人		
交付の目的	市民にやすらぎやうるおいを与える良好な景観を推進し、農空間の保全を図る。		
補助対象経費	レンゲ種子購入経費、コスモスやひまわりの景観形成作物の作付経費		
補助率・補助額	定額補助		
決算状況 (単位：千円)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	3,700	3,700	3,700
決算額	3,426	3,415	3,476
財源の構成 (決算額)			
一般財源	3,426	3,415	3,476
交付件数 (単位：件)	206	187	192
効果測定 of 指標			
指標の内容	水稻作付け予定田でレンゲを播種した面積		
目標	68ha	68ha	68ha
実績	68ha	62ha	63ha

② 補助対象事業及び補助金の額

本補助事業は、下記のとおり異質な2つの事業から構成されている。平成22年度までは別々の事業として実施されていたが、レンゲ種子購入の補助については、「エコレンゲ米の普及促進」とともに田にレンゲを咲かせる「景観形成」の意味合いもあることから、平成23年度から統合されている。

- ア. コスモス・ひまわりなど景観形成作物の作付面積に応じて補助を行う。
道路に隣接する農地に一団あたり30a以上作付けし、花摘みなど市民が楽しめること等が要件。
- イ. レンゲ種子購入にあたり、1kgにつき350円の補助を行う。

③ 最近の補助金の見直し状況

見直し方針に基づく本補助金のサンセット終期は、令和元年度であり、令和元年度において、見直し方針に基づく定期的な見直しが実施された。

検討の結果、レンゲ種子購入経費、コスモスやひまわりなど景観形成作物の作付けに係る経費を補助することにより、良好な景観を維持することができ、毎年多くの市民が訪れることで農業にふれあう機会を効果的に作ることで、継続することとされた。

なお、所管課では、コスモス・ひまわりなど景観形成作物の作付けの補助について令和 2 年度から負担金事業に転換した穂谷地区農空間活用支援事業補助金との統合を検討中である。これは、穂谷地区のイベント開催に際して、コスモスをイベントの重要な要素としていることもあり、また、コスモス・ひまわりなど景観形成作物の栽培がほぼ穂谷地区で行われていることから、双方の補助事業が密接に関連しているためである。

④ 監査の結果及び意見

ア) 補助対象等の見直しについて【意見23】(公益性)

本補助金はコスモス・ひまわりなど景観形成作物の作付けの補助とレンゲ種子購入の補助であるが、現状では、それぞれに【表 26】のような課題が存在する。

【表 26】景観形成推進事業補助金の課題

コスモス・ひまわりなど作付けの補助	レンゲ種子購入の補助
<ul style="list-style-type: none"> ・本補助事業は減反政策の一環として実施した事業であるが、平成 30 年度に国の減反政策が廃止されたことにより、事業環境の変化の中で米の栽培に転換という選択肢も生じている。 ・申請地の一部（尊延寺地区）は駐車場もなく、ほとんど人が通行しない場所であることから、補助金の目的に合致しない場所が含まれている。 ・補助金の対象は、通常、耕作者が考えられるが、制度上、農地での栽培が確認できれば、実際の耕作者以外でも申請できる設計になっており、事業の趣旨から乖離するリスクが高くなる。また、1 件当たり 30～70 万円の補助金を受けるケースがあり、費用対効果の観点から金額の妥当性が不明である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助事業は景観形成推進の一環に位置づけられているが、ほとんど人が通行しない場所など景観形成の趣旨に合致しない農地も補助対象になる可能性がある。 ・本補助事業は「エコレンゲ米」の普及の一環に位置づけられているが、「エコレンゲ米」の販売実績や生産高については近年減少傾向にある。 ・本補助事業は農家の自家消費する「エコレンゲ米」についても、補助の対象となっている。また、市全域の農地が対象になっていることから、件数が多い割に 1 件当たりの補助金額が小さく、中には千円未満の農家もあり、事務負担が大きくなっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・本補助事業には、これまで要綱等が規定されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助事業には、これまで要綱等が規定されていない。

上記の課題からは、本補助金における制度上の問題や事業環境の変化への対応が十分でない点がかがえる。また、要綱等が規定されていないことも課題の一つである。

また、本補助金のうち、コスモス・ひまわりなど景観形成作物の作付けの補助については、コスモス・ひまわりなど景観形成作物の栽培がほぼ穂谷地区で行われており、穂谷地区のイベント開催に際しても、コスモスをイベントの重要な要素としている。

例えば、穂谷地区のイベントの中にコスモスの摘みとりがあり、本補助金による穂谷地区のコスモスの栽培への補助のほか、穂谷地区農空間活用支援事業補助金により収穫祭のイベントへのコスモス出展にも補助をしている状況にある。また、振興協議会はイベントの開催準備としてコスモスの種子購入などを行い、地元自治会にコスモスやヒマワリの栽培を依頼したり、農家に委託料を支払ったりしているが、これらの経費は穂谷地区農空間活用支援事業補助金による補助対象となっており、補助金の重複となっているという点も懸念される場所である。

レンゲ種子購入の補助については廃止を視野に入れた見直しが検討されているところであるが、コスモス・ひまわりなど景観形成作物の作付けの補助については、穂谷地区農空間活用支援事業補助金との統合と併せて、本補助金の対象者や場所、目的の優先順位、事業環境の変化への対応、補助金額の範囲などについて、見直しを図る必要がある。

(4) 農業振興事業補助金

① 概要

補助金名	農業振興事業補助金		
所管部署	令和元年度	産業文化部 農業振興課	
	令和2年度	観光にぎわい部 農業振興課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	枚方市農業振興補助金交付要綱		
補助開始年度	平成16年度		
交付先	直販、施設設置補助金は団体、利子補助金は個人		
交付の目的	地産地消を推進し、安定的な農業生産を支援することにより農業の振興を図る。		
補助対象経費	農畜産物直販事業…直販事業に係る事業費 農業施設設置事業…農業施設の設置に要した経費 農業制度資金利子…大阪府農業経営基盤強化資金の貸付に対する利子		
補助率・補助額	定率補助		
決算状況 (単位：千円)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	2,344	2,996	3,100
決算額	2,638	2,128	1,695
財源の構成 (決算額)			
大阪府	1	-	-
一般財源	2,636	2,128	1,695
交付件数 (単位：件)	10	9	9
効果測定 of 指標			
指標の内容	農畜産物直販事業補助金を交付した事業件数		
目標	830	740	740
実績	864	741	722

② 補助対象事業及び補助金の額

本補助事業は下記の3つの事業から構成されている。下記「ア。」の直販団体に対する補助金が主であり、毎年補助金を支出しているが、それ以外の補助金は支出の変動があり、年度によりゼロの年もある。このため、予算と実績が年度により乖離することがある。

- | |
|--|
| ア. 農業者団体が行う自家生産の農畜産物を市民へ直接対面販売する直販事業に助成
イ. 農業者団体が行う農業施設の設置等に対し助成
ウ. 農業制度資金の利子負担軽減のために助成(大阪府の助成と連動) |
|--|

過去5年間の本補助金の内訳は、【表27】のとおりである。

【表27】農業振興事業補助金の内訳

(単位：円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
農畜産物直販事業補助金	1,743,000	1,995,000	2,091,000	1,743,000	1,695,000
農業施設設置事業補助金	75,700	701,600	544,000	385,000	0
農業制度資金利子補給金	31,803	17,720	3,600	0	0
計	1,850,503	2,714,320	2,638,600	2,128,000	1,695,000

③ 最近の補助金の見直し状況

見直し方針に基づく本補助金のサンセット終期は、令和元年度であり、令和元年度において、見直し方針に基づく定期的な見直しが実施された。

検討の結果、農業後継者不足が進む中、農業意欲を高め、地産地消の促進を支援していくため、継続することとされた。

なお、所管課では直販団体に対する補助金について、その運用方法の見直しを検討している。

一方、利子補給制度は補助金ゼロの年が続いているが、国の「農業近代化資金融通措置」で利子補給制度が制度として設けられ、大阪府の「農林漁業制度融資資金融通促進事業」の対象になっていることから、枚方市が本補助を廃止すると、国・府の補助も受けられなくなるため、現状のまま維持する必要がある。また、施設設置事業補助金についても、地域農業に寄与する部分が大きいとみている。

④ 監査の結果及び意見

ア) 直販団体に対する補助金の今後の対応について【意見24】(公益性)

本補助金の中で最も金額が大きい直販団体に対する補助金は、【表27】のとおり、平成29年度をピークに減少傾向にある。これは、直販団体はほとんど新規参入がなく、現状では10団体前後とほぼ同じ団体に固定化しており、既存の団体も構成農家の高齢化に伴い減少する傾向にあることによる。このまま何らかの手を打たなければ、さらなる直販団体数の縮小が想定され、本来の目的である農業振興に資する制度設計が困難になることが考えられる。

これに対して、直販団体の組織化については、直販団体の運営補助の支援をJA北河内の各支店が担っていることから、新たな直販団体の参入となると、必然的にJA北河内を通じての掘り起こしが必要であるため、所管課としては、JA北河内と連携を図りながら検討していく方針とのことである。

その際、本補助金の活性化に資する選択肢の一つとして、J A北河内と「(包括) 連携協定」を締結し、農業振興における本補助金の位置づけや優先順位を勘案した上で、双方が協働して新たな直販団体の参入や既存団体の維持を図る事業を協議し、実施することも考えられる。

イ) 本補助金の履行確認における決算書の添付の必要性について【意見25】
(経済性・効率性)

補助金の額の確定に際して、所管課では、実績報告書を直販団体から提出させ、直販事業の開催回数を集計し、これに3,000円を乗じて補助金を算定している。その際、履行確認の書類として実績報告書に決算書が添付されているが、単なる形式的な補助資料に過ぎず、決算書の内容について特に確認はしていない。

実際には、直販事業の開催回数の確認は通帳での売上の入金日等をもって行っており、年間を通じた決算書の項目をチェックしていないため、これを添付させる必要性は乏しいと考える。

必要のないものを準備させるのは意味がなく、双方に過重な負担、とりわけ、直販団体に決算書作成作業の負担を強いるものであることから、履行確認の書類として何が必要かを再度検討する必要がある。

また、通帳を通じて売上管理していない団体に関しては、通帳での入金日等による開催回数の確認方法ができないため、所管課においても確認方法を検討中とのことであるが、この点については、速やかに対応策を検討する必要がある。

(5) 農業次世代人材投資事業補助金

① 概要

補助金名	農業次世代人材投資事業補助金		
所管部署	令和元年度	産業文化部 農業振興課	
	令和2年度	観光にぎわい部 農業振興課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	枚方市農業次世代人材投資事業実施要領		
補助開始年度	平成24年度		
交付先	認定新規就農者		
交付の目的	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立に資する農業次世代投資資金を交付することにより、農政新時代に必要な人材力の強化を図る。		
補助対象経費	補助対象経費に定めはないが、資金の使途として、運転資金（土地代、資材購入、機械購入）、設備投資及び生活費等が想定される。		
補助率・補助額	定額補助		
決算状況（単位：千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	7,500	7,500	9,000
決算額	7,500	7,500	8,238
財源の構成（決算額）			
国	7,500	7,500	8,238
交付件数（単位：件）	5	5	6
効果測定の指標			
指標の内容	設定していない。		
目標	-	-	-
実績	-	-	-

② 補助対象事業及び補助金の額

本補助金は、農政新時代に必要な人材力の強化を図るため、認定新規就農者に対し就農直後の経営確立に資する農業次世代投資資金を交付する国の補助事業に基づくもので、認定新規就農者1人あたり年間150万円を5年間補助している。令和元年度の対象者は6人である。

③ 最近の補助金の見直し状況

本補助金については、国の補助事業であり、法令等の位置づけがあるためサンセット終期を設定していない。

④ 監査の結果及び意見

ア) 持続可能な認定新規就農者の発掘と支援について【意見26】(公益性)

本補助金は、枚方市の施策目標である「農を守り、生かすまち」の達成のために、農業の担い手を育成し、市内での就農を促進させる効果をもたらす点で、有効活用が求められる補助金であると考えます。

この点、認定新規就農者の過去5年間の推移及び今後5年間の見込みは、【表28】のとおりである。

【表28】 認定新規就農者の推移と今後の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
認定新規就農者数 (実績)	1	5	5	5	6
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定新規就農者数 (見込み)	5	2	2	2	1

(注) 令和3年度以降、新規認定は0としての見込み。

【表28】のとおり、平成28年度以降、市内には5人程度の認定新規就農者がいたが、令和3年度以降、新規認定者が見込めないため、本補助金の対象者が減少することが想定されている。

所管課によると、新規就農者を増加させることは重要と考えているものの、その前提として、新規就農者が安定した収入を確保できるよう、販路拡大や6次産業化など所得向上に向けた取組に重点を置いて進めていく方針としており、実際に枚方市産の玉ねぎとカレーのコラボ商品の開発を進めている事例もあるとのことである。

枚方市の農業振興を推進する上で、新規就農者が安定した収入を継続的に確保できるインフラを整備することは、極めて重要であり、民間企業や大学と連携して枚方市のブランド農作物の発掘を行ったり、「(6) 新規就農者農地集積支援事業奨励金」で述べるように、新規就農者のために好立地である農地を確保したりするなど、補助金を有効活用するために持続可能な新規就農者の支援と発掘に係る方針と戦略を策定し、他の農業振興関連事業と連携した具体的な取組を進める必要がある。

(6) 新規就農者農地集積支援事業奨励金

① 概要

補助金名	新規就農者農地集積支援事業奨励金		
所管部署	令和元年度	産業文化部 農業振興課	
	令和2年度	観光にぎわい部 農業振興課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	枚方市新規就農者農地集積支援事業奨励金交付要綱		
補助開始年度	平成28年度		
交付先	市内に農地を所有する者		
交付の目的	枚方市において農業経営の確立を目指す新規就農者のために農地（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第1項第1号に規定する農地をいう。）の集積を図る。		
補助対象経費	枚方市において農業経営の確立を目指す新規就農者のために農地の貸付けを行った場合の奨励金。 次の各号に掲げる農地の区分に応じて当該各号に定める額（利用権の存続期間を10年以上とする場合にあっては、当該額に2を乗じて得た額）に、当該各号に掲げる農地の面積を乗じて得た額。 (1) 水稻栽培のみを認めた農地 30円/㎡ (2) 耕作を認めた農地 80円/㎡ (3) 耕作のためのビニールハウスの設置又は果樹栽培を認めた農地 100円/㎡		
補助率・補助額	定額補助		
決算状況（単位：千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	3,000	3,000	3,600
決算額	846	277	652
財源の構成（決算額）			
一般財源	846	277	652
交付件数（単位：件）	2	2	3
効果測定 of 指標			
指標の内容	平成29年度まで： 都市農業ひらかた道場の研修希望者（定員5名） 平成30年度から： 試行事業「体験型市民農園事業」受講者数		
目標	5	10	20
実績	0	7	11

② 補助対象事業及び補助金の額

本補助事業は、新規就農者のために既存の農家が農地の貸付けを行った場合の奨励金を交付するものである。予算は1人あたり600千円を設定しているが、「①概要」に記載のとおり、決算額は予算額に比較して低調な水準となっている。これは、農地の借り手と貸し手のニーズが合致していない面があることが要因である。

③ 最近の補助金の見直し状況

見直し方針に基づく本補助金のサンセット終期は、令和元年度であり、令和元年度において、見直し方針に基づく定期的な見直しが実施された。

検討の結果、農業者の高齢化や担い手不足により、今後も継続する必要があると見込まれるため、継続することとされた。なお、所管課では、農家に対する奨励金の周知方法について、検討の余地があるとしている。すなわち、本事業の目的は、既存農家に奨励金を交付することで、新規就農者へ農地の貸付けを促進するものであるが、既存農家が農地を貸し付けた後に本制度を知り奨励金を申請するなど、本補助事業の農家への周知が充分でない状況が見受けられる。

④ 監査の結果及び意見

ア) 新規就農者と既存農家のマッチングの促進について【意見27】(公益性)

本補助金における平成28年度の制度創設以降の奨励者数と奨励金額の推移は【表29】のとおりである。

【表29】 新規就農者農地集積支援事業奨励金における奨励者数及び奨励金額

(単位：人、円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
奨励者数	0	2	2	3
奨励金額	0	846,200	277,700	652,760

【表29】のとおり、奨励者数と奨励金額は低調な状況で推移しているが、所管課によると、その要因は農地を借りる新規就農者がそもそも少ない(令和元年度の認定新規就農者は6人)上に、貸す側である既存農家も高齢化とともに好立地の農地を積極的に貸す誘因が働かないためとのことである。

しかし、所管課において、本補助事業の農家への周知を充分に行い、農地の借り手である新規就農者と貸し手である既存農家の双方のニーズに合致し、

利点がある手法を工夫することにより、本補助金の利用を促進する余地もあると考える。

例えば、枚方市には農地の貸借をあっせんする農地銀行の仕組みがある。この農地銀行の取組を積極的に周知するための広報戦略を策定するとともに、新規就農者には農地使用料を補助する制度の創設、既存農家には一定の要件を満たす好立地の農地の貸付けを求め、その条件に見合った割増奨励金を加配するなど、成果連動型の補助制度とすることが考えられる。

(7) 新規就農者経営安定化支援事業補助金

① 概要

補助金名	新規就農者経営安定化支援事業補助金		
所管部署	令和元年度	産業文化部 農業振興課	
	令和2年度	観光にぎわい部 農業振興課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	枚方市新規就農者経営安定化支援事業補助金交付要綱		
補助開始年度	平成28年度		
交付先	認定新規就農者		
交付の目的	市において農業経営の確立を目指す新規就農者の農業経営の安定化を図る。		
補助対象経費	(1)施設、機械等の購入、賃借又は補修 (2)農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農地の賃借、管理等		
補助率・補助額	定率補助(50%)		
決算状況(単位:千円)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	7,500	7,500	9,000
決算額	2,088	3,327	5,101
財源の構成(決算額)			
一般財源	2,088	3,327	5,101
交付件数(単位:件)	12	9	9
効果測定 of 指標			
指標の内容	平成29年度まで: 都市農業ひらかた道場の研修希望者(定員5名) 平成30年度から: 試行事業「体験型市民農園事業」受講者数		
目標	5	10	20
実績	0	7	11

② 補助対象事業及び補助金の額

本補助金は、新規就農者の農業経営の安定化を図るため、施設、機械等の購入、賃借等、農地の賃借、管理等に対して、1年あたり150万円を限度に交付するものである。年度内であれば限度額までいつでも申請可能な制度となっており、新規就農者にとっては使い勝手の良い補助金といえ、ニーズの高い制度となっている。

③ 最近の補助金の見直し状況

見直し方針に基づく本補助金のサンセット終期は、令和元年度であり、令和元年度において、見直し方針に基づく定期的な見直しを実施された。

検討の結果、農業者の高齢化や担い手不足により、今後も継続する必要があると見込まれるため、補助対象経費など一定の見直しを行い、継続することとされた。

④ 監査の結果及び意見

ア) 年度末近くの補助金申請について【監査の結果4】（合規性）

施設、機械等の購入に係る補助金を申請する場合、機器の選定から事業者との契約、納品、検査などを経て事業の用に供することとなるため、ある程度の期間の余裕を見て補助金申請することが求められる。

この点、科学研究費補助金など国の補助金では、事業実施終了間際の設備取得をしないことが補助金交付の要件となっており、かつ、実績報告書を作成する際には、補助事業期間内に支払が完了していることが義務づけられている。

しかし、要綱において設備取得の場合の要件が明らかではなく、支払についても支払の事実として領収書等を確認することに留まっており、支払の完了時点の確認まで実施するかについては明確にはなっていない。令和元年度においては、【表 30】に示すように年度末近くの補助金申請の案件があり、実際に事業に使用したかどうか不明なものが見受けられた。

【表 30】 年度末近くの補助金申請の事例

補助対象者	補助金申請に係る状況
A氏	<ul style="list-style-type: none">・農機具購入の補助金申請で、交付金申込書日付令和2年3月13日、交付決定通知書日付令和2年3月24日、事業完了報告書日付令和2年3月27日、補助金交付請求書日付令和2年3月30日、補助金交付確定通知書日付令和2年3月31日という状況である。・支払は4月以降に480千円（クレジットカード払）。
B氏	<ul style="list-style-type: none">・農機具購入の補助金申請で、交付金申込書日付令和2年3月11日、交付決定通知書日付令和2年3月26日（ただし、3月11日付けで交付決定前事業着手届出あり）、事業完了報告書日付令和2年3月20日（ただし、3月26日付けで受領）、補助金交付請求書日付令和2年3月27日、補助金交付確定通知書日付令和2年3月27日という状況である。・業者の請求書日付令和2年3月20日2,433,390円（請求明細書には振込口座の記載有り）、領収書日付令和2年3月23日。

このように、事業実施終了期間の間際である年度末近くの補助申請は、要綱上の規定がないものの、交付決定、事業実施、交付確定の一連の処理を短期間で行わなければならない、履行確認に過重な負担を強いるものとなるとともに、適切な事務処理ができないリスクが高くなると考える。

よって、今後、要綱に申請受付期限を規定するなどの対応をするとともに、支払完了の事実をチェックする際には、原則として銀行振込によることとし、銀行振込日について確認することを徹底する必要がある。

(8) 公共施設維持管理事業補助金

① 概要

補助金名	公共施設維持管理事業補助金		
所管部署	令和元年度	産業文化部 農業振興課	
	令和2年度	観光にぎわい部 農業振興課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	枚方市公共施設維持管理事業補助金交付要綱		
補助開始年度	平成4年度		
交付先	土地改良区		
交付の目的	土地改良区が実施する土地改良施設の維持管理事業に対して補助を行うことにより、農業の生産性の向上及びその保全を図り、都市と農業の調和を目指すことを目的とする。		
補助対象経費	土地改良区が行う土地改良施設の定期的な整備補修（水路、農道、ため池、揚水機、用排水機）に対して、対象経費の30%以内で交付。また、補助金額については各改良区から提出される予算書及び決算書から予算の範囲内で按分調整を行い決定。		
補助率・補助額	定率補助		
決算状況（単位：千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	6,700	6,700	6,700
決算額	6,696	6,695	6,695
財源の構成（決算額）			
一般財源	6,696	6,695	6,695
交付件数（単位：件）	11	11	11
効果測定 of 指標			
指標の内容	定期的な整備補修を行った土地改良区数		
目標	11	11	11
実績	11	11	11

② 補助対象事業及び補助金の額

本補助金は、土地改良区が実施する対象事業に対して、事業費の30%以内で補助金を交付するものであり、各土地改良区から提出される予算書及び決算書から、予算の範囲内で按分調整を行い交付している。

補助金の算定方法は、各土地改良区に事務費分相当額として10万円を割当て、予算から事務費相当額を控除したものを各土地改良区の維持管理費合計（決算見込み額）で除した比率に、各土地改良区の維持管理費の維持管理費に乘じた金額（100円未満切捨て）で計算している。

③ 最近の補助金の見直し状況

見直し方針に基づく本補助金のサンセット終期は、令和元年度であり、令和元年度において、見直し方針に基づく定期的な見直しが実施された。

検討の結果、補助金の対象となる、土地改良区が所管する施設（水路、農道、ため池等）は、市民生活に身近なものであり公共性が高く、古い施設が多いことから経年劣化に伴う損傷が多く生じているため、今後も補助が必要であるとして、継続することとされた。なお、土地改良法の改正に伴い、土地改良区施設等の維持管理費用に対する補助の算定基準を別途設ける方向で所管課において検討中とのことである。

④ 監査の結果及び意見

ア) 決算見込み額の検証について【意見28】（有効性）

本補助金については、毎年7月に開催される土地改良区の総会における決算の確定を待っていたのでは、年度内に額の確定ができないため、各土地改良区の2月末時点における決算見込み額を基礎に補助金の額を確定している。

補助金交付確定額の算定方法自体は、実務上問題ないところであるが、現状では、決算が確定した後、決算見込み額と実績との差異について、特段の確認を行っていない。

しかし、補助金交付金額の妥当性を検証するために、土地改良区の決算書入手し、決算見込み額と実績との差異が少額であることを確認する必要がある。

イ) 土地改良法改正に伴う補助事業の見直しと管理について【意見29】（有効性）

土地改良区が保有する施設には古い施設が多く、経年劣化に伴う損傷が多く生じており、計画的な修繕を行う必要がある。

しかし、これまで、土地改良区では、複式簿記に基づく決算書を作成していなかったこともあり、施設や設備の現物管理が十分でなく、加えて、予算上の制約から、耐用年数の過ぎた古い施設についても、可能な限り使用を継続している実態があった。

このような状況のもと、土地改良法の改正に伴い、各土地改良区では、令和4年度以降の複式簿記の導入に向け、大阪府の指導のもと、資産評価や資産劣化状況の確認を進めているとのことである。

所管課においても、今後、各土地改良区の資産評価の結果や将来の施設整備及び修繕計画を入手して、積極的に各土地改良区の管理運営に関与するとともに、現行の修繕費に対する補助率の妥当性や将来的に発生する整備資金に対する負担のあり方など、本補助金の検証を行う必要がある。

(9) 土地改良事業等補助金

① 概要

補助金名	土地改良事業等補助金		
所管部署	令和元年度	産業文化部 農業振興課	
	令和2年度	観光にぎわい部 農業振興課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	枚方市土地改良事業等補助金交付要綱		
補助開始年度	平成16年度		
交付先	土地改良区、水利組合、農業協同組合		
交付の目的	農業生産基盤の整備等を促進し、農業の生産性の向上を図り、農空間の保全及び農業振興に資することを目的とする。		
補助対象経費	一般土地改良事業（井堰、樋門、水路、かんがい排水、機械用水、橋梁等の新設又は改修）や農道整備事業（農道、農道橋の新設又は改修）に対して、事業費の50%以内。ただし、幅員2m未満の農道整備事業やため池等整備事業（しゅんせつ又は護岸、堤体、取水・排水設備、安全柵の新設又は改修）は40%以内とし、1の事業につき、300万円を上限としている。		
補助率・補助額	定率補助		
決算状況（単位：千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	19,000	19,000	19,000
決算額	18,695	17,209	16,577
財源の構成（決算額）			
一般財源	18,695	17,209	16,577
交付件数（単位：件）	28	18	19
効果測定 of 指標			
指標の内容	土地改良工事の申請件数		
目標	20	20	20
実績	28	18	19

② 補助対象事業及び補助金の額

本補助金は、農業団体（土地改良区、水利組合、農業協同組合）が実施する土地改良事業に対して支援するものである。

③ 最近の補助金の見直し状況

見直し方針に基づく本補助金のサンセット終期は、令和元年度であり、令和元年度において、見直し方針に基づく定期的な見直しが実施された。

検討の結果、対象となる施設等の老朽化により、今後も必要性は継続すると見込まれるため、土地改良区の施設の老朽化対応のニーズは高く、今後も引き続き継続することとされた。

④ 監査の結果及び意見

ア) 土地改良法改正に伴う補助事業の見直しと管理について【意見30】(有効性)

土地改良区への補助に関しては、「(8) 公共施設維持管理事業補助金」における「イ) 土地改良法改正に伴う補助事業の見直しと管理について【意見 29】」と同様、土地改良法の改正による複式簿記の導入に向けた資産評価や資産劣化状況の確認を踏まえ、補助率の妥当性や将来的に発生する整備資金に対する負担のあり方などについて検証を行う必要がある。

イ) 事業者の選定に係る枚方市の関与及び管理について【意見31】(有効性)

本補助金の補助対象は、土地改良区等の施設の老朽化に伴う新設又は機能回復整備工事であり、工事を請け負う業者の選定は土地改良区が相見積りにより行っているが、現状では金額が多額になっても相見積りになっている。

この点、枚方市の契約方法では、1,300千円超の場合は、競争入札となっているが、本補助金は市直営の工事ではないため、そこまでは求める必要はないという考え方はあながち否定できない。

しかし、本補助事業では毎年19,000千円の予算を計上し、枚方市の農業振興関係の補助金予算の中では最も多くなっている。したがって、所管課としても当該事業の支出について深く関与すべきであるし、適切な業者選定と契約手続きの妥当性を確認する必要があるが、現状では、各土地改良区任せになっていることは否めない。

この点、各土地改良区に対し、枚方市の競争入札手続きに準じた契約方法を求めることが望ましいが、それにより難しい場合にも、事業者の選定の妥当性について検証可能となるよう、所管課は、相見積りの際の業者選定の方法や実施結果などについて報告を求める必要がある。

(10) 多面的機能支払交付金事業補助金

① 概要

補助金名	多面的機能支払交付金事業補助金		
所管部署	令和元年度	産業文化部 農業振興課	
	令和2年度	観光にぎわい部 農業振興課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	多面的機能支払交付金交付要綱(平成28年4月1日27農振第2354号農林水産事務次官依命通知)		
補助開始年度	平成25年度		
交付先	穂谷地区農空間保全協議会		
交付の目的	穂谷地域に存する農地・農業用水等の資源の保全管理や環境の保全を図るため、資源保全向上活動への支援・指導を行い、集落機能の強化と地域における農地・水・環境の良好な保全と質的向上を目指す。		
補助対象経費	多面的機能支払交付金として、766,400円を交付。経費の詳細として、活動参加者に対して支払った日当・資材(砕石、砂利、セメントなど)の購入費・活動に必要な機械(草刈り機など)の購入費・パソコンなどのリース費など。		
補助率・補助額	定額補助		
決算状況(単位:千円)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	880	880	880
決算額	766	766	766
財源の構成(決算額)			
国	383	383	383
大阪府	191	191	191
一般財源	191	191	191
交付件数(単位:件)	1	1	1
効果測定 of 指標			
指標の内容	活動対象地域農地面積		
目標	2,654a	2,654a	2,654a
実績	2,654a	2,654a	2,654a

② 補助対象事業及び補助金の額

本補助金は、国事業であり、穂谷地域に存する農地・農業用水等の資源の保全管理や環境の保全を図るため、日当などの人件費を含み多面的機能支払交付金として、補助金を交付するものである。

③ 最近の補助金の見直し状況

見直し方針に基づく本補助金のサンセット終期は、令和元年度であり、令和元年度において、見直し方針に基づく定期的な見直しが実施された。

検討の結果、農業用施設の老朽化がみられるため、補助金単価の増額について大阪府と協議中であることから継続することとされた。また、本補助金は、国事業であり、穂谷地域に存する農地・農業用水等の資源の保全管理や環境の保全を図るニーズは高く、所管課としては、今後も引き続き継続する方針である。

④ 監査の結果及び意見

ア) 補助金交付先の拡大の可能性について【意見32】(公益性)

本補助事業は、現状では穂谷地区の資源の保全管理や環境の保全を図るための事業となっており、それ以外の地区は対象としてない。

この点、多面的機能支払交付金交付要綱によれば、本補助金の対象となる農用地は以下のとおりとされている。

ア. 農振農用地区域内の農用地

イ. 都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地

(注) 農振農用地区とは、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、農業の振興を図るため優良農地として守る必要のある農地のこと。

そして、上記イ. については、さらに以下の農用地が具体的に対象になることが示されている。

(a) 生産緑地法に定められた生産緑地地区内に存する農用地

(b) 地方自治体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地

(c) 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

以上の補助金対象農地について、改めて枚方市内の農地を確認したところ、市街化調整区域約 2,322 ヘクタール、生産緑地地区約 90.6 ヘクタールが対象になり、穂谷地区に限定されるものではないとのことであった。

しかし、所管課においては、本補助事業について、穂谷地区以外に対しては積極的に周知しておらず、他の地区では本補助金の存在が認識されていない可能性もある。他の地区においても、資源の保全管理や環境の保全を図る活動

経費は相当額が発生するものと思われるが、穂谷地区のように補助金を活用できないとすると公平性に欠けることになる。

よって、所管課は速やかに穂谷地区以外の対象となる地区、例えば、土地改良区などにも本補助金を周知する必要がある。

(11) 農業振興課補助金全般

① 本項における記載事項

以上、農業振興課における個別の補助金について述べてきたが、その過程で判明した農業振興課における補助金全般についての論点（意見）を記載する。

② 監査の結果及び意見

ア) 農業振興のあり方やビジョンについて【意見33】（公益性）

枚方市は、総合計画における基本計画の中で、基本目標「4. 地域資源を生かし、人々が集い活力がみなぎるまち」と施策目標「22. 農を守り、生かすまち」、基本目標「5. 自然と共生し、美しい環境を守り育てるまち」と施策目標「28. 美しく魅力あるまち並みが育まれるまち」を掲げ、その中で「取り組みの方向」を掲げている。

農業振興課が所管する補助金を総合計画の体系（「取り組みの方向」）に即して整理すると【表 31】のとおりである。

【表 31】 農業振興課所管の補助金の体系

総合計画における取り組みの方向	対象となる補助金
「80. より新鮮で安全な農産物を供給するため、地産地消の推進や環境にやさしい農産物の普及・拡大を図ります。」	穂谷地区農空間活用支援事業補助金 公共施設維持管理事業補助金 土地改良事業等補助金
「81. 「農」を守るため、農業の担い手を育成し、本市での就農を促進するとともに、幅広い世代で「農」とふれあう機会の充実を図ります。」	経営所得安定対策等推進事業費補助金 農業振興事業補助金 農業次世代人材投資事業補助金 新規就農者農地集積支援事業奨励金 新規就農者経営安定化支援事業補助金 多面的機能支払交付金事業補助金
「93. 美しく快適なまち並みの形成に向けて、里山の景観や枚方宿地区などの歴史的景観をはじめ、住宅地の景観など地域の特性に応じた魅力あふれる景観づくりを進めます。」	景観形成推進事業補助金

こうした総合計画の体系のもと、各補助金の効果を最大化するためには、「取り組みの方向」と対応する形で、農業振興のあり方やビジョンを明示した農業振興戦略（グランドデザイン）を策定し、それに基づく個別計画に各補助金を位置づける必要があると考える。

他都市においては、農業振興ビジョン（例：高槻市）や農業振興計画（例：西宮市）を策定している事例がある。また、宇都宮市など農業振興における包

括連携協定を農業協同組合等の民間企業や大学と締結し、新たな農業振興事業を協働で実施している事例もある。

しかし、枚方市においては、現在のところ、このような農業振興戦略（グランドデザイン）や個別計画が策定されていない。

今後、枚方市が効果的な農業振興を推進するためには、まずは、約1,200戸ある市内の農家の実態を「農業センサス」などの統計資料の分析や各種アンケートの実施を通じて把握し、その課題及びニーズを把握する必要がある。その上で、枚方市の農業の課題や解決の方向性について、農業振興戦略（グランドデザイン）を策定し、実情に応じた具体的な手法を検討する中で、各補助金のあり方についても見直しを行う必要がある。

イ) 評価指標の見直しについて【意見34】（有効性）

所管課では、各補助金について評価指標を設定している。しかし、設定された活動指標を個々にみていくと、単に前年度の実績をそのまま使用しているものや活動（アウトプット）指標を設定するにとどまっているものが見受けられた。

しかし、各補助金を適切に評価するためには、「ア）農業振興のあり方やビジョンについて【意見 33】」で示したように、枚方市の農業振興を推進するためにどのような戦略を策定し、効果を上げるかを明確にした上で、各補助金の成果（アウトカム）指標を設定する必要があると考える。

この点、農業振興課においても、現状の評価指標の課題を認識しており、その見直しに着手している。今後は、補助金の成果の検証について、農業振興戦略（グランドデザイン）の体系と適切に関連付けて行う必要がある。

なお、現状の評価指標の課題と農業振興課が検討している見直しの方向性について、一例を示すと、【表 32】のとおりである。

【表 32】 評価指標の見直しの方向性

現状の評価指標の課題 (監査人)	評価指標		変更理由 (農業振興課)
	変更前	変更案	
【農業次世代人材投資事業補助金、新規就農者農地集積支援事業奨励金、新規就農者経営安定化支援事業補助金】			
農業次世代人材投資事業補助金は、国の事業のため評価指標を設定していない。 新規就農者農地集積支援事業奨励金及び新規就農者経営安定化支援事業補助金は、「体験型市民農園事業」受講者数を評価指標に設定しているが、まったく実態を反映していない。	「体験型市民農園事業」受講者数	<ul style="list-style-type: none"> ■アウトプット 各補助金の交付件数（現状見合い） ■アウトカム 遊休農地面積（5a/年減） 	「体験型市民農園事業」は試行事業であり、同受講者数は指標設定にそぐわないと判断したため、評価指標から外す。 なお、アウトプット指標としては、各補助金の交付件数を目標値（現状見合い）とする。また、アウトカム指標としては、新規就農者を支援することで、遊休農地の解消につながり、都市農業のさらなる振興が図られるため、「遊休農地面積（5a/年減）」とする。
【公共施設維持管理事業補助金】			
前年度の実績をそのまま次年度の目標値として、スライドしている。単に土地改良区に交付した実績件数（アウトプット）になっており、農業の生産性向上に資する指標になっていない。	定期的な整備補修を行った土地改良区数	<ul style="list-style-type: none"> ■アウトプット 交付決定件数 ■アウトカム 土地改良施設に起因する被害件数（0） 	全土地改良区に公平に支援することで、地域にかたよりなく農業の生産性向上や市民の安全を確保することにつながるため、全土地改良区数を上限としたアウトプット指標「交付決定件数」を設定している。また、アウトカム指標としては、「土地改良施設に起因する被害件数」を設定する。
【土地改良事業等補助金】			
前年度の実績をそのまま次年度の目標値として、スライドしている。単に土地改良工事の申請件数（アウトプット）になっており、農業の生産性向上に資する指標になっていない。	土地改良工事の申請件数	<ul style="list-style-type: none"> ■アウトプット 交付決定件数 ■アウトカム 農業生産基盤に起因する被害件数（0） 	農業生産基盤を管理する団体に対し公平に支援することで、地域にかたよりなく農業の生産性向上や市民の安全を確保することにつながるため、全団体に対し2年あたり1件としたアウトプット指標「交付決定件数」を設定している。また、アウトカム指標としては、「農業生産基盤に起因する被害件数」を設定する。

(12) 津田地蔵池コミュニティ協議会負担金

① 概要

負担金名	津田地蔵池コミュニティ協議会負担金		
所管部署	令和元年度	産業文化部 農業振興課	
	令和2年度	観光にぎわい部 農業振興課	
負担金の根拠 (法令、要綱等)	平成7年2月1日付け確認書 (枚方市、津田財産区、津田財産区管理会、津田水利組合)		
開始年度	平成9年度		
交付先	地蔵池オアシスコミュニティ協議会		
交付の目的	古くから水田稲作の利水のため、築かれ利用されてきた地蔵池を農業利水として活かしつつ、魅力ある地域を構成する貴重な環境資源として整備することを目的とした地蔵池オアシスコミュニティ協議会（地元財産区、水利組合等）との管理協定により、管理に要する費用を負担している。		
金額の算定方法	協議会の予算に基づき概算払を行い、決算後精算している。		
決算状況（単位：千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	1,800	1,800	1,800
決算額	1,768	1,747	1,598
財源の構成（決算額）			
一般財源	1,768	1,747	1,598

② 津田地蔵池オアシス共園の概要

津田地蔵池オアシス共園は、大阪府のオアシス構想に基づき、農業用ため池であった津田地蔵池を市民の親水空間として整備したものであり、その概要は、【表33】のとおりである。

【表33】 津田地蔵池オアシス共園の概要

所在地	枚方市津田元町4丁目691番地
敷地面積	約18,000㎡（内水面面積12,000㎡）
土地所有者	枚方市津田財産区
設置年月	平成7年7月
構造物	護岸（約590m）、フロート噴水1基、東屋1棟、擬木柵137m、安全柵239m、修景施設1式（遊具施設、遊歩道、せせらぎ水路、水生植物園）

③ 地蔵池オアシスコミュニティ協議会の概要

負担金の交付先である地蔵池オアシスコミュニティ協議会は、津田財産区管理会、津田水利組合、J A北河内津田支部、津田区、津田老人会、津田子供会及び枚方市で構成する団体であり、津田地蔵池オアシス共園の管理・運営を行っている。

④ 監査の結果及び意見

ア) 枚方市による事業の直接執行に向けた検討について【意見35】（公益性）

津田地蔵池オアシス共園の施設管理に係る経費の負担については、枚方市と地蔵池オアシスコミュニティ協議会の間で締結された管理協定書(平成9年3月10日付け)第3条において、【表34】のとおり定められている。

【表34】津田地蔵池オアシス共園の施設管理に係る経費の負担関係

枚方市	施設の管理に要する公共・公益性に係る経費
地蔵池オアシスコミュニティ協議会	その他の経費

そして、管理協定書における経費の負担関係に基づき、毎年度、枚方市と地蔵池オアシスコミュニティ協議会の間で、協議書を締結し、枚方市は当該協議書に基づき、負担金を支出している。

この点、令和元年度における地蔵池オアシスコミュニティ協議会の決算の状況は【表35】のとおりとなっており、枚方市からの負担金により地蔵池オアシスコミュニティ協議会の経費の全額が賄われ、地蔵池オアシスコミュニティ協議会が負担するものとされている「その他の経費」は計上されていない。

【表35】地蔵池オアシスコミュニティ協議会の決算状況（令和元年度）

	決算額（円）	主な内訳
収入	1,800,010	
負担金	1,800,000	枚方市からの負担金
預金利息	10	
支出	1,598,284	
需用費	261,717	電気料金、水道料金、郵送料
委託料	1,290,940	清掃等業務、工事委託（補修工事）
事業費	45,077	保険料
雑費	550	振込み手数料
差引戻入額	201,726	

また、地蔵池オアシスコミュニティ協議会の事務局は農業振興課内に置かれており、拠出した負担金を財源として各種の支出の執行を行う事務は農業振興課が行っている。

このように、負担金の全額を枚方市が拠出し、その執行事務も農業振興課において行うのであれば、枚方市の事業として直接執行した方が透明性も高く、会計記録の信頼性も高まると考える。

確かに、地蔵池オアシスコミュニティ協議会を構成する地元の団体が園内の清掃や草刈りなどを主体的に実施するために、協議会の形式を採るメリットは十分に理解できるところである。

しかし、施設の老朽化も進んでいるとのことであり、協議会方式による場合、事故発生時の責任の所在が不明確となることも否定できない。

このような状況のもと、協議会方式よりも枚方市が事業を直接執行した方が、事業の継続性を確保できる面もあり、また、今後、地元の団体のメンバーの高齢化が進展すると、将来にわたって安定的に事業を担うことが困難となる可能性も否定できないことから、長期的には、枚方市による事業の直接執行に向けた検討を進められたい。

3. 観光にぎわい部 スポーツ振興課

(1) 監査対象とした補助金の概要

スポーツ振興課において、監査の対象とした補助金は、【表 36】のとおりである。

【表 36】 監査対象補助金（スポーツ振興課）

（単位：千円）

名称	令和元年度決算額	項目
スポーツ協会関係補助金		(2)
①健康スポーツ普及事業補助金	12,028	
②新春走ろうかい事業補助金	8,113	
③市民スポーツ振興事業補助金	6,641	
④スポーツサポーターズバンク事業補助金	5,093	
⑤市民オリンピック事業補助金	998	
体育団体活動補助金	700	(3)
スポーツ少年団活動補助金	250	(4)

これらの補助金のうち、健康スポーツ普及事業補助金、新春走ろうかい事業補助金、市民スポーツ振興事業補助金、スポーツサポーターズバンク事業補助金及び市民オリンピック事業補助金は、公益財団法人枚方体育協会（令和2年4月に公益財団法人枚方市スポーツ協会に名称変更している。以下「スポーツ協会」という。）に対する補助金である。

スポーツ協会は、「市民の体力の向上とアマチュアスポーツの普及をはかり、あわせて各種スポーツ団体の組織の充実と社会体育施設の推進をはかり、もって市民スポーツの振興に寄与する」ことを目的に昭和22年に創立された。令和元年度におけるスポーツ協会への加盟団体は、28団体となっている。

スポーツ協会に対する補助金については、平成28年度に策定された見直し方針において、団体への運営補助を廃止して、事業費補助金に移行するとの方向性が示されたことから、令和元年度に【図3】のように見直しが行われ、その結果を踏まえて、令和2年度にさらに見直しが行われている。

その他、体育団体活動補助金及びスポーツ少年団活動補助金についても監査の対象とした。

【図 3】 スポーツ協会関係補助金の変遷（予算ベース）

<平成 30 年度当初予算>	<令和元年度当初予算>	<令和 2 年度当初予算>
市民スポーツ振興事業 補助金 34,056 千円	新春走ろうかい事業 補助金 8,113 千円	新春走ろうかい事業 補助金 8,883 千円
	市民オリンピック事業 補助金 998 千円	市民オリンピック事業 補助金 1,245 千円
	健康スポーツ普及事業 補助金 12,028 千円	健康スポーツ普及事業 補助金 13,015 千円
体育協会活動補助金 9,902 千円	スポーツサポーターズ バンク事業補助金 5,093 千円	スポーツサポーターズ バンク事業補助金 5,612 千円
	市民スポーツ振興事業 補助金 6,641 千円	市民スポーツ応援 サポート事業補助金 1,995 千円
		地域・競技スポーツ コンサルティング 事業補助金 3,074 千円

(出所：スポーツ振興課提供資料をもとに監査人が作成)

(2) スポーツ協会関係補助金

① スポーツ推進計画におけるスポーツ協会関係補助金対象事業の位置づけ

国はスポーツ立国の実現を国家戦略として位置づけ、平成23年6月にスポーツ振興法を全面改正し、スポーツ基本法を制定した。また、平成24年3月には、「スポーツ基本計画」を策定し、年齢や性別、障害などを問わず、広く人々が、関心、適性などに応じてスポーツに参画することができる環境を整備するとした。一方、国の動きを踏まえ、大阪府においても、平成24年4月に「大阪府スポーツ推進計画」を策定し、『大阪スポーツ王国の創造』を目標に掲げている。

枚方市においても、このような国及び大阪府の計画を踏まえ、多種多様なスポーツを楽しめる環境づくりをめざして平成29年3月に「枚方市スポーツ推進計画」（以下「スポーツ推進計画」という。）を策定している。

スポーツ推進計画では、基本理念として「だれもが生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康を増進し、人と人との交流を深めることを支える」を掲げ、その取組課題として、①健康増進・健康寿命の延伸をめざす生涯スポーツの推進、②子どものスポーツ活動の充実、③多様なニーズに対応したスポーツ環境の充実及び④スポーツ関係団体や企業と行政が協働したスポーツ推進体制の強化の4つを掲げている。

そして、スポーツ推進計画の推進にあたり、スポーツ協会等のスポーツ関連団体とのパートナーシップのもと、適切な協働体制を確立するとしており、スポーツ協会は、枚方市にとって最も重要なパートナーといえる。

また、スポーツ推進計画の点検・評価を行うスポーツ推進審議会に提出された「枚方市スポーツ推進計画進行管理報告書（令和元年度）」において、実績として記載されたスポーツ事業取組一覧（平成30年度）には、補助事業である「新春走ろうかい ひらかたハーフマラソン」、「ひらかた市民オリンピック」、「スポーツサポーターズバンク事業の「インストラクター・ボランティア基礎養成講座フォローアップ研修」及び健康スポーツ普及事業の「楽10体操指導者講習会・指導者派遣事業」が列挙され、これらの事業の目指す方向は、「現状推進」とされている。さらに「今後拡充、拡大する施策」として、スポーツ協会が実施している補助事業であるスポーツサポーターズバンク事業の「インストラクター・ボランティア基礎養成講座フォローアップ研修」及び健康スポーツ普及事業の「スポーツ協会主催のスポーツ教室」が掲げられている。

このように、スポーツ協会は、枚方市にとって最も重要なパートナーであるとともに、スポーツ協会が実施する各種の補助事業は、スポーツ推進計画における具体的施策として、重要な役割を担う事業として位置づけられている。

② 健康スポーツ普及事業補助金

ア) 概要

補助金名	健康スポーツ普及事業補助金		
所管部署	令和元年度	教育委員会 社会教育部 スポーツ振興課	
	令和2年度	観光にぎわい部 スポーツ振興課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	決裁		
補助開始年度	令和元年度		
交付先	スポーツ協会		
交付の目的	スポーツ教室に参加することで、市民の健康増進と体力及びスポーツ技術の向上を図るため。		
補助対象経費	スポーツ教室実施に要する費用		
補助率・補助額	全額補助		
決算状況 (単位：千円)	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	-	-	12,028
決算額	-	-	12,028
財源の構成 (決算額)			
一般財源	-	-	12,028
交付件数 (単位：件)			1
効果測定 of 指標			
指標の内容	令和元年度を基準とした参加者数増減率		
目標	-	-	-
実績	-	-	-

イ) 補助対象事業等

市民のスポーツ活動の振興を図るため、スポーツ協会が実施する健康スポーツ普及事業に補助金を支出し、活動の補助を行っている。

健康スポーツ普及事業は、健康増進や高齢者の介護予防の取組として、地域展開における楽10体操やボディバランスチェック体験、朝活ストレッチ教室などの事業を実施するものである。また、加盟団体による競技スポーツの普及振興を図るため、スポーツ教室を実施するとともに、専門委員会を組織し、スポーツ教室事業の内容等を検討し、ニーズに即した展開を実施している。

また、枚方市内企業への健康経営の取組として、サポーターズバンクの指導者を派遣し、オーダーメイドプログラム（健康パッケージ）の提供、健康経営セミナーを実施している。

ウ) 最近の補助金の見直し状況

従来あった市民スポーツ振興事業補助金が見直され、令和元年度に分離新設された補助金である。

今後の方向性については、年間を通じた教室で市民の健康増進に貢献し、健康経営に向けた企業への指導者派遣についても多くの実績を持っていることから、枚方市内でスポーツ普及のためにより細やかなニーズに対応した事業展開が可能となるため、所管課では現状のまま継続するとしている。

③ 新春走ろうかい事業補助金

ア) 概要

補助金名	新春走ろうかい事業補助金		
所管部署	令和元年度	教育委員会 社会教育部 スポーツ振興課	
	令和2年度	観光にぎわい部 スポーツ振興課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	決裁		
補助開始年度	令和元年度		
交付先	スポーツ協会		
交付の目的	市民が年代や距離に応じて気軽にマラソン大会に参加することで、市民の体力向上と健康増進を図るため。		
補助対象経費	新春走ろうかいの開催・運営に要する費用		
補助率・補助額	全額補助		
決算状況(単位:千円)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	-	-	8,113
決算額	-	-	8,113
財源の構成(決算額)			
一般財源	-	-	8,113
交付件数(単位:件)			1
効果測定の指標			
指標の内容	令和元年度を基準とした参加者数増減率		
目標	-	-	-
実績	-	-	-

イ) 補助対象事業等

市民のスポーツ活動の振興を図るため、スポーツ協会が実施する新春走ろうかい事業に補助金を支出し、活動の補助を行っている。

新春走ろうかい事業は、昭和 52 年から毎年、成人の日に開催し、淀川河川敷において気軽に走れる 2 km のジョギングの部から本格的なハーフマラソンまで 26 種別あり、年代や距離に応じて誰もが気軽に参加できるマラソン事業で、令和元年度は全国各地から約 4,790 人のランナーが参加している。

ウ) 最近の補助金の見直し状況

従来あった市民スポーツ振興事業補助金が見直され、令和元年度に分離新設された補助金である。

今後の方向性については、市内、市外を問わず誰でも参加できることから、公益性、公共性が高く、市民が健康に関心を持つきっかけとなる事業であり、市民が参加しやすい環境を作り、継続した事業運営を行えるようにするため、所管課では現状のまま継続するとしている。

④ 市民スポーツ振興事業補助金

ア) 概要

補助金名	市民スポーツ振興事業補助金		
所管部署	令和元年度	教育委員会 社会教育部 スポーツ振興課	
	令和2年度	観光にぎわい部 スポーツ振興課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	決裁		
補助開始年度	昭和 49 年度		
交付先	スポーツ協会		
交付の目的	誰もが気軽にスポーツに親しみ、年齢や興味又は関心に応じたスポーツ・レクリエーション活動ができる環境づくりを進めるため。		
補助対象経費	事業経費		
補助率・補助額	全額補助		
決算状況 (単位：千円)	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	34,917	34,056	6,641
決算額	34,320	33,950	6,641
財源の構成 (決算額)			
一般財源	34,320	33,950	6,641
交付件数 (単位：件)	1	1	1

効果測定の指標			
指標の内容	※令和元年度から、新春走ろうかい事業補助金、市民オリンピック事業補助金、健康スポーツ普及事業補助金及びスポーツサポーターズバンク事業補助金を分離している。 ※令和2年度から、地域・競技スポーツコンサルティング事業と市民スポーツ応援サポート事業に分離新設を行っている。		
目標	-	-	-
実績	-	-	-

イ) 補助対象事業等

市民のスポーツ活動の振興を図るため、スポーツ協会が実施する地域スポーツ・競技スポーツコンサルティング事業、全国大会応援事業及びスポーツ情報提供事業に補助金を支出する。

地域スポーツ・競技スポーツコンサルティング事業では、地域（PTA等）や障害者団体のスポーツイベント開催に際し、協会の持つ専門的な知識を生かして企画・運営のコーディネートを行うとともに、ノウハウを持ったスタッフをスポーツボランティアとして派遣するなど、地域スポーツを総合的にコンサルティングする。また、枚方市等が行う健康増進イベントへも企画提案や支援を行うほか、新興スポーツの普及や指導者育成に関する助言も行う。

全国大会応援事業では、枚方市が世界大会や全国大会に出場する選手や団体の応援を行う際や、優勝セレモニーや報告会等を実施する際にサポートを行うとともに、枚方市が連携するスポーツ団体の市民応援事業の募集や受付を実施するなど、市民へ広く情報提供を行う。また、優秀選手や団体の情報収集やセレモニー実施に向けての連絡調整を行う。

また、スポーツ情報提供事業では、ホームページやSNSにおける情報発信等の企画を行い、継続的にスポーツの普及・啓発を推進し、スポーツ図書やスポーツビデオ・DVDの貸出しを無料で行う。

ウ) 最近の補助金の見直し状況

令和元年度において、平成30年度までの市民スポーツ振興事業補助金から、新春走ろうかい事業補助金、市民オリンピック事業補助金、健康スポーツ普及事業補助金及びスポーツサポーターズバンク事業補助金を分離している。

今後の方向性については、市民スポーツ応援サポートにあたる全国大会応援事業、スポーツ情報提供事業等では、市民のスポーツへの関心を高め、「健康に暮らせるまち」の確立につながることから、また、地域スポーツ・競技スポーツコンサルティング事業では、市民のライフステージに応じたスポーツ

機会を地域・団体ごとに実現するために、民間企業にはできない支援ができており、市民の健康づくりに寄与する取組であることから、所管課では令和2年度以降、市民スポーツ応援サポート事業補助金と地域・競技スポーツコンサルティング事業補助金に分離新設した上で継続するとしている。

⑤ スポーツサポーターズバンク事業補助金

ア) 概要

補助金名	スポーツサポーターズバンク事業補助金		
所管部署	令和元年度	教育委員会 社会教育部 スポーツ振興課	
	令和2年度	観光にぎわい部 スポーツ振興課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	決裁		
補助開始年度	令和元年度		
交付先	スポーツ協会		
交付の目的	専門的知識と指導力を備えた指導者の育成や活動の場を確保するため。		
補助対象経費	① 指導者の育成に係る講習会やフォローアップ研修会に要する費用 ② ニーズに合わせた指導者の派遣事業に要する費用		
補助率・補助額	全額補助		
決算状況 (単位：千円)	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	-	-	5,093
決算額	-	-	5,093
財源の構成 (決算額)			
一般財源	-	-	5,093
交付件数 (単位：件)	-	-	1
効果測定 of 指標			
指標の内容	令和元年度を基準とした養成講座参加者の増減率		
目標	-	-	-
実績	-	-	-

イ) 補助対象事業等

市民のスポーツ活動の振興を図るため、スポーツ協会が実施するスポーツサポーターズバンク事業に補助金を支出し、活動の補助を行っている。

スポーツサポーターズバンク事業は、指導者や支援者の育成に係る講習会を実施し、育成した指導者や支援者に定期的に指導方法のフォローアップ研修を行い、指導者や支援者の資質向上に努める。また、市民のニーズに合わせ

指導者を派遣するとともに、中学校部活動などへ指導者の派遣や支援を行い、主にスポーツリーダー（支援者）育成やスポーツインストラクター（指導者）育成、スポーツ指導者・支援者フォローアップ、スポーツ指導者派遣事業などを行っている。

ウ) 最近の補助金の見直し状況

従来あった市民スポーツ振興事業補助金が見直され、令和元年度に分離新設された補助金である。

今後の方向性については、公益財団法人ならではの価格で指導者派遣、支援を行っており、地域の人材育成に資する事業でもあり、スポーツニーズを満たす事業として、所管課では現状のまま継続としている。

⑥ 市民オリンピック事業補助金

ア) 概要

補助金名	市民オリンピック事業補助金		
所管部署	令和元年度	教育委員会 社会教育部 スポーツ振興課	
	令和2年度	観光にぎわい部 スポーツ振興課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	決裁		
補助開始年度	令和元年度		
交付先	スポーツ協会		
交付の目的	東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催をきっかけに、市民が様々なスポーツ活動に取り組む機会を提供することで、市民の健康増進を図るため。		
補助対象経費	市民オリンピック開催・運営に要する費用		
補助率・補助額	全額補助		
決算状況（単位：千円）	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	-	-	998
決算額	-	-	998
財源の構成（決算額）			
一般財源	-	-	998
交付件数（単位：件）	-	-	1
効果測定の指標			
指標の内容	令和元年度を基準とした参加者数増減率		
目標	-	-	-
実績	-	-	-

イ) 補助対象事業等

市民のスポーツ活動の振興を図るため、スポーツ協会が実施する市民オリンピック事業に補助金を支出する。

本事業においては、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの啓発事業である「ひらかた市民オリンピック」を開催する。現在は小学生を中心に大人も参加する運動会形式で実施しており、東京 2020 オリンピック終了後も、スポーツ熱を継続していけるように、より多くの市民が参加できるイベントを企画している。

ウ) 最近の補助金の見直し状況

従来あった市民スポーツ振興事業補助金が見直され、令和元年度に分離新設された補助金である。

今後の方向性については、市民に広く開かれた大会であり、多くの市民にとって健康スポーツの一助となることから、所管課では現状のまま継続するとしている。

⑦ 監査の結果及び意見

ア) 補助事業の実績報告書及び補助対象事業の決算書の調査について

【監査の結果5】(合規性)

規則第 15 条及び第 16 条によれば、被補助者は、補助対象行為が完了した場合は、補助対象行為の実績を市長に報告しなければならないとし、報告を受けた市長は、報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等を行い、補助対象行為の実績が補助金の交付の決定の内容及び条件に適合するものであるかを調査するとされている。

この点、令和元年度のスポーツ協会に対する健康スポーツ普及事業、新春走ろうかい事業、市民スポーツ振興事業、スポーツサポーターズバンク事業及び市民オリンピック事業の 5 補助事業に係る事業報告書は各事業 2 ページ程度の簡素な内容となっている。また、収支決算書については、1 ページとなっている。

例えば、健康スポーツ普及事業の事業報告書の内容は、以下のとおりである。

公益財団法人枚方体育協会
平成 31 年度 健康スポーツ普及事業報告書

事業報告概要

健康増進や高齢者の介護予防の取り組みとして、地域展開における楽 10 体操やボディバランスチェック体験、朝活ストレッチ教室などの事業を実施。加盟団体による競技スポーツの普及振興を図るため、スポーツ教室を実施するとともに、専門委員会を組織し、スポーツ教室事業の内容等を検討し、ニーズに即した展開を実施した。また、枚方市内の企業への健康経営の取り組みとしてオーダーメイドプログラム（健康パッケージ）の提供を健康経営セミナー等で説明行い、企業へプログラムを実施し、枚方市の健康増進を進めることができた。

事業実施報告

①健康スポーツ事業

事業名	開催日(回数)	開催場所	参加数	
朝活教室 (リフレッシュ・アクティブ) ※1	各 4 クール 74 回	スタジオ AYA	延べ 854 名	
楽 10 体操	定期講習会	180 回	枚方市立総合体育館・枚方市立渚市民体育館・枚方市立伊加賀スポーツセンター体育館・イズミヤ	延べ 3,786 名
	指導者派遣事業	8 件	香里校区福祉委員会 他	延べ 500 名
	インストラクターフォローアップ講習会 ※1	1 回	市民会館	12 名
	インストラクター養成講座 ※1	1 回	市民会館	6 名

※1=教室・講習会については、新型コロナウイルス感染症の影響により 2 回目を延期しました。

②体協主催事業

事業名	種目団体名	開催日	開催場所	参加者数
卓球講習会 (中高生)	枚方市卓球連盟	7/23	枚方市立渚市民体育館	82 名
野草観察教室	枚方市野外活動協会	5/19	マキノ高原～メタセコイヤ並木	48 名
審判員伝達研修	枚方市ソフトボール協会	1/26	岡本町会館	66 名
スポーツチャンバラ体験	枚方市スポーツチャンバラ協会	4 月～ 11 月	桜丘北小学校・枚方市立総合体育館・天の川保育園	20 名

健康スポーツ普及事業には 12,028 千円の補助金が交付されているが、この事業報告書で補助金の目的が達成されているかを判断するのは容易ではないと考えられる。また、他の補助事業の実績報告書の内容も、同様のレベルとなっており、各事業の概略しかわからないものとなっている。

スポーツ協会では事業の詳細な実施状況を記録しているため、補助事業が適切になされたものかを検証するため、現状の事業報告書に加えて詳細な記録の提出を求め、所管課においてもその内容を詳細に検討すべきである。

また、収支決算書については、所管課ではスポーツ協会の帳簿及び領収書等との照合を行うことなく、補助金額を確定している。その結果、人件費については予算ベースそのままの金額で、人件費以外の補助対象経費についても、スポーツ協会が提出した金額で補助金が確定している。

地方公共団体が、大規模な事業に対して補助金を支給している場合は、提出された収支決算書に対して、補助金の交付先に出向いて監査を実施することも一般的である。スポーツ協会関係補助金についても、金額的に多額となるため、補助金の金額確定のための基礎資料である収支決算書に関して、帳簿やその根拠資料となる請求書及び領収書との照合を行うなど、監査を実施する必要性が高いと考えられる。

イ) 補助金交付要綱の制定について【意見36】(公益性)

スポーツ協会関係補助金については、後述の体育団体活動補助金及びスポーツ少年団活動補助金とは異なり、個別の補助金交付要綱を制定せず、回議書の決裁によって補助金を交付している。

所管課によれば、補助金交付要綱は現在制定途上にあるとのことであるが、各年度における判断の統一性を確保し、補助金に係る予算執行の適正性を確保するとともに、市民への説明責任を果たす観点から、補助金交付要綱を制定する必要がある。

ウ) 補助対象経費の人件費の算定について【監査の結果6】(公益性)

見直し方針では、団体運営補助を原則廃止し、目的と用途が明確な事業費補助へ移行することとしていることから、所管課においては、平成30年度まではスポーツ協会に市民スポーツ振興事業補助金及び体育協会活動補助金を交付していたが、令和元年度は健康スポーツ普及事業補助金、新春走ろうかい事業補助金、市民スポーツ振興事業補助金、スポーツサポーターズバンク事業補助金及び市民オリンピック事業補助金の5つの事業費補助金に再構築している。

再構築された各補助金における人件費の積算にあたっては、スポーツ協会の在籍職員の平均給与単価に各事業への従事予想時間を乗じて算定している。枚方市の予算編成時にスポーツ協会が提出した各補助事業の予算書の根拠資料を確認したところ、従事予想時間を算定した資料は詳細に記載されており、特に問題なかった。

しかし、補助事業の完了報告書に添付される収支決算書における人件費実績として、予算書の金額がそのまま記載されているが、すべての事業が予定どおり実施されるとは限らず、実績を基礎に算定した場合には差異が生じることも否定できない。

したがって、今後は実績を基礎に算定した人件費を収支決算書に記載する必要がある。

エ) 補助金依存度が高い補助事業について【意見37】(公益性)

スポーツ協会関係補助金における令和元年度の決算額と補助対象となったスポーツ協会の人件費は【表 37】のとおりである。また、スポーツ協会が提出した各補助事業の決算書によれば、各事業の収入の内訳は【表 38】のとおりである。

【表 37】スポーツ協会に対する補助金決算額及び補助対象の人件費(令和元年度)
(単位：千円、%)

名 称	補助金 決算額	補助対象と なった人件費	比率
健康スポーツ普及事業補助金	12,028	10,234	85.1
新春走ろうかい事業補助金	8,113	6,823	84.1
市民スポーツ振興事業補助金	6,641	5,544	83.3
スポーツサポーターズバンク 事業補助金	5,093	4,264	83.7
市民オリンピック事業補助金	998	853	85.5

【表 38】各補助事業の収入内訳(決算額)

<健康スポーツ普及事業>

科目		金額(千円)	構成比(%)
収入	市補助金	12,028	82.8
	参加料収入	2,367	16.3
	協会自主財源	133	0.9
	合計	14,528	100

<市民スポーツ振興事業>

科目		金額(千円)	構成比(%)
収入	市補助金	6,641	94.9
	協会自主財源	353	5.1
	合計	6,994	100

＜スポーツサポーターズバンク事業＞

科目		金額（千円）	構成比（％）
収入	市補助金	5,093	78.2
	参加料収入	1,392	21.4
	協会自主財源	25	0.4
	合計	6,511	100

＜市民オリンピック事業＞

科目		金額（千円）	構成比（％）
収入	市補助金	998	82.0
	参加料収入	48	4.0
	協会自主財源	170	14.0
	合計	1,216	100

補助対象経費のうち人件費の占める割合は、いずれも 85%程度となっており、人件費をカバーすることを念頭においた仕組みとなっている。

また、健康スポーツ普及事業ほか 3 事業の財源に占める補助金の割合は 78.2%から 94.9%であり、仮に、枚方市が補助金の支給を停止した場合、補助金額が少ない市民オリンピック事業を除く 3 事業の実施は困難になると考えられることから、実質的には、枚方市に事業実施の決定権がある状態といえる。このような状況のもと、仮に、枚方市が事業の実施主体になることが適当と判断するのであれば、補助金ではなく、委託料によるべきということになる。

一方、これらの事業はスポーツ推進計画の具体的施策に含まれ、重要な役割を担う事業であり、現実には中止は考えにくい状況にあるため、スポーツ協会が事業の実施主体になるのであれば、枚方市としてもスポーツ協会に対する一定の支援を継続する必要がある。

スポーツ協会関係補助金は、【図 3】（105 ページ）に記載したように令和元年度に団体運営補助から事業費補助に移行し、令和 2 年度においても再編されるという試行の段階にあるが、スポーツ推進計画において各補助事業が重要な役割を担っていることを再認識し、事業実施の手法として補助が適切であるかどうかも含め、総合的に再検討する必要がある。

オ) 「新春走ろうかい」の実施方法の見直しについて【意見38】（公益性）

新春走ろうかい事業は、【表 39】の決算収支に示すように、他のスポーツ協会関係補助金とは異なり、収入に占める補助金の割合は 33.5%であり、補助金依存度が相対的に低くなっている。

【表 39】新春走ろうかい事業の決算収支状況

	科目	金額（千円）	構成比（％）
収入	市補助金	8,113	33.5
	参加料収入	13,745	56.7
	協会自主財源	2,365	9.8
	合計	24,223	100
支出	事業費	17,400	71.8
	人件費	6,823	28.2
	合計	24,223	100

ただし、スポーツ協会の平均給与額により、補助対象経費の額が決定されていることは他のスポーツ協会関係補助金と同様であり、補助金がなければ、事業が成立しない可能性が高い。

一方、新春走ろうかい事業は、スポーツ協会が昭和 52 年から 40 年以上継続して開催し、市民に親しまれた大会であり、スポーツ協会に当該マラソン大会の開催及び運営のノウハウが蓄積されていると考えられる。

また、他都市におけるマラソンの実施形態をみると、【表 40】のとおり、実行委員会形式で実施されているケースも多い。

【表 40】他都市におけるマラソンの実施形態

名称	主催（共催）等	主管
宝塚 ハーフマラソン大会	宝塚ハーフマラソン大会実行委員会、 宝塚市、 宝塚市教育委員会	宝塚市陸上競技協会、 宝塚市体育協会、 (公財)宝塚市スポーツ振興協会
高槻 シティハーフマラソン	高槻シティハーフマラソン実行委員会 (共催)高槻市、 高槻市教育委員会	高槻市陸上競技連盟
世界遺産姫路城 マラソン	姫路市、 一般財団法人兵庫陸上競技協会 (共催) 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構、 神戸新聞社 (企画運営) 世界遺産姫路城マラソン実行委員会	姫路市陸上競技協会

(出所：各マラソン大会のホームページから監査人が作成)

新春走ろうかい事業については、委託による事業の実施に加え、実行委員会形式の採用など、幅広い実施方法を視野に入れ、最適な実施方法を検討する必要がある。

カ) 補助事業の効果の測定等について【意見39】(有効性)

補助金は元来、公益性がある場合(地方自治法第232条の2)に、地方公共団体の意思によって交付するか否かを自由に決め得る恩恵的な給付金であるとされ、地方公共団体が交付を義務づけられるものではないが、いったん補助事業が始まると、その継続について深い検討がなされないまま漫然と補助事業が継続される懸念がある。したがって、時代や環境の変化に合わせて補助金支出の目的や必要性に変化がないか検討することが求められる。

また、見直し方針においても、以下のように基本方針が定められている。

2. 補助金の見直しの基本方針

(3) 的確なニーズ把握や効果測定の実施

補助金交付の費用対効果が最大となるよう、的確なニーズ把握や効果測定を行い、より効果的な補助金への転換を図る。

所管課によれば、令和元年度については、実績報告時に提出される事業報告書を参考に、前年度との比較を実施し、これをもとに当初予算編成前にスポーツ協会へのヒアリングを行い、各種ニーズに合致した事業となるよう内容の協議、調整を図ったとのことである。

スポーツ協会関係補助金の補助対象事業は、すべて、広く市民の参加を求めるものである。参加される市民のニーズを把握し、補助事業の効果測定するには、直接参加者にアンケート調査をするのが有効であると考えられる。

しかし、スポーツ協会は実施している補助事業について参加者にアンケート調査を実施しているものの、所管課は当該アンケート結果を入手しておらず、分析を行っていなかった。

補助事業の的確なニーズ把握及び効果測定ができるように、スポーツ協会が実施している参加者アンケートの内容を再度分析し、適切なアンケート項目を設定し、アンケート結果に基づく補助事業の効果測定を実施する必要がある。

キ) 補助対象経費に含まれる消費税相当額の取扱いについて【意見40】(公益性)

枚方市は、スポーツ協会に対して令和元年度において5種類の補助金合計32,873,000円を交付している。

「第3 監査の結果及び意見(総論) 2. 補助金に係る個別の監査の結果及び意見を踏まえた総括意見 ②補助対象事業及び補助対象経費に関する事項 イ) 補助対象経費に含まれる消費税相当額の取扱いについて【意見6】」(27ページ)に記載のとおり、補助金の交付により、本来納付すべき消費税相当額が減少した場合、被補助者に対して二重に利益を与えることとなるため、国の補助制度においては、消費税の確定申告において、消費税相当額の還付又は納付の減少が明らかになった場合には、これを返還させる取扱いとしているのが通例である。また、地方公共団体においても、同様に返還させる取扱いとしている例もある。

一般に公益財団法人等の非営利法人が消費税納税額の計算する場合、補助金等の特定収入に係る仕入税額を控除できない取扱いとなっているが、課税売上高等に占める特定収入割合が5%以下の場合は、この取扱いが適用されず、補助金等の特定収入に係る仕入税額を控除できる取扱いとなっている。

スポーツ協会について、この点を令和元年度の消費税申告書で確認したところ、特定収入割合は0.5%となっており、補助金等の特定収入に係る仕入税額控除が全額控除されていた。そして、消費税率が令和元年度中に8%から10%に改定されたため、消費税申告の基礎資料をもとに消費税9%(単純平均値)で試算したところ、15万円程度消費税の納付が減少する結果となっていた。

規則にこのような場合の消費税の取扱いは定められておらず、スポーツ協会関係補助金には要綱が定められていないため、現状では、補助金等の特定収入に係る仕入税額控除額の返還を求めることはできないと考えられる。

しかしながら、特定の団体の事業に対して補助金交付したことにより、消費税の納付額が不合理に減少した場合には、減少した消費税相当額を返還させる仕組みを構築することが望ましい。

なお、消費税相当額があまりに少額にとどまる場合まで厳密な取扱いをする意義は乏しいと考えられるが、少なくとも、要綱において消費税等の確定申告書の提出を義務づけ、その影響額を把握するとともに、消費税の不合理な減少額があれば、返還を求めることを明記すべきである。

(3) 体育団体活動補助金

① 概要

補助金名	体育団体活動補助金		
所管部署	令和元年度	教育委員会 社会教育部 スポーツ振興課	
	令和2年度	観光にぎわい部 スポーツ振興課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	体育団体活動補助金交付要綱		
補助開始年度	昭和49年度		
交付先	公益財団法人枚方市スポーツ協会に加盟する28団体		
交付の目的	枚方体育協会に加盟する各種競技団体の活動を補助することで、市民のスポーツ活動の振興を図る。		
補助対象経費	① (公財) 枚方市スポーツ協会の加盟団体が実施する、市民のスポーツ活動の振興を図る目的で実施する事業に要する費用 ② (公財) 枚方市スポーツ協会加盟負担金		
補助率・補助額	定額補助		
決算状況 (単位：千円)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	700	700	700
決算額	700	700	700
財源の構成 (決算額)			
一般財源	700	700	700
交付件数 (単位：件)	28	28	28
効果測定の指標			
指標の内容	令和元年度を基準とした総合体育大会の参加者数増減率		
目標	-	-	-
実績	-	-	-

② 補助対象事業及び補助金の額

本補助金の対象となる団体は、スポーツ協会の加盟団体（令和元年度において28団体）であり、1団体当たりの補助金額は25,000円となっている。

補助対象経費は、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金及び交付金である。

③ 最近の補助金の見直し状況

見直し方針に基づく本補助金のサンセット期日が令和元年度であったため、同年に見直し方針に基づく定期的な見直しが実施されている。

補助金の目的が広く市民のスポーツ活動の振興を図ることであること、また補助金交付先の財務状況の確認方法として、体育団体活動実績報告書や決算書などにより確認を行い、透明性がしっかりと担保されていることなどから、所管課では現状のまま継続とするとしている。

④ 監査の結果及び意見

ア) 補助対象経費（スポーツ協会加盟負担金）について【意見41】（公益性）
要綱によれば、補助対象経費は【表 41】のとおりとなっている。

【表 41】 体育団体補助金の補助対象経費

費目	内容
旅費	大会、試合参加に伴う交通費、宿泊費（飲食に係る費用を除く）
需用費	大会準備資材費、成績優秀者に対する表彰関係物品の購入費 （運常に関わるスタッフへの日当及び交通費を除く） 大会プログラム等作成に係る印刷製本費 会議資料作成用等事務消耗品費
役務費	郵便代及び傷害保険料
使用料及び賃借料	会場費、バス借上料
負担金補助及び交付金	（公財）枚方体育協会（スポーツ協会）加盟負担金

【表 41】のとおり、補助対象経費にスポーツ協会（（公財）枚方体育協会）の加盟負担金が含まれており、各加盟団体は本補助金を財源としてスポーツ協会に対して年間 10,000 円の加盟負担金を支払っている。

この点、枚方市の外郭団体であるスポーツ協会の加盟負担金について、枚方市が補助金を交付することは、枚方市が外郭団体に間接補助していることになり、少額であるとはいえ、適切とはいえない。

よって、透明性を確保する観点から、スポーツ協会の加盟負担金を補助対象経費から除外する必要がある。

イ) 補助金給付の銀行口座について【意見42】（公益性）

令和元年度の体育団体活動補助金の交付にあたって、振込口座を調査したところ、28 団体中 7 団体が当該団体名の記載ない個人名の銀行口座への送金となっていた。

団体と個人の区別を明確にし、スポーツ団体の会計の独立性を保持する観点から、可能な限り、団体名の銀行口座の開設を指導し、当該団体名の銀行口座に補助金を交付すべきである。

(4) スポーツ少年団活動補助金

① 概要

補助金名	スポーツ少年団活動補助金		
所管部署	令和元年度	教育委員会 社会教育部 スポーツ振興課	
	令和2年度	観光にぎわい部 スポーツ振興課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	枚方市スポーツ少年団活動事業補助金交付要領		
補助開始年度	昭和38年度		
交付先	枚方市スポーツ少年団		
交付の目的	スポーツ少年団活動を活性化させることによって、少年にスポーツに接する機会を与え、身体・精神の健全育成を図るため。		
補助対象経費	① 北河内地区スポーツ少年団連絡協議会負担金 ② 北河内地区連絡協議会等の事業出席に要する旅費 ③ 大会の開催と指導者・保護者研修会に要する費用		
補助率・補助額	定額補助		
決算状況 (単位：千円)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	250	250	250
決算額	250	250	250
財源の構成 (決算額)			
一般財源	250	250	250
交付件数 (単位：件)	1	1	1
効果測定の指標			
指標の内容	令和元年度を基準とした登録団員の増減率		
目標	-	-	-
実績	-	-	-

② 補助対象団体の概要

補助金の対象となっている枚方市スポーツ少年団は、日本体育協会が創設した日本最大の青少年スポーツ団体である日本スポーツ少年団に1963年に登録し、今日まで50年間以上にわたって活動している。

枚方市スポーツ少年団の令和元年度の登録団体は、野球23団体、サッカー10団体、バレーボール7団体、少林寺拳法6団体、空手6団体、日本拳法1団体の全53団体となっている。

③ 最近の補助金の見直し状況

見直し方針に基づく本補助金のサンセット期日が令和元年度であったため、同年に見直し方針に基づく定期的な見直しが実施されている。

具体的には、補助金目的が枚方市における青少年の健全な育成に寄与している活動を支援すること、また補助金交付先の財務状況の確認方法として、決算報告等により確認を行い、透明性がしっかりと担保されていることなどから、所管課では現状のまま継続とするとしている。

④ 監査の結果及び意見

ア) 補助対象団体の事務局機能について【意見43】(公益性/有効性)

スポーツ少年団活動補助金の交付先である枚方市スポーツ少年団の事務については、会計事務や現金管理は同少年団の方が担当されているものの、選手の登録や同少年団に属する各スポーツ団体に対する連絡事項の通知は、所管課が担当している。

一般に、地方公務員が他団体の事務を行う場合は、その事務が地方公共団体の職務と位置づけられないならば、職務専念義務との関係で整理が必要となる。

また、たとえ、当該事務が地方公共団体の職務に位置づけられたとしても、補助金を交付されている団体の事務を当該補助金の所管課の職員が担当することは、補助金を交付する側と補助金を受領する側が同一視される可能性があり、好ましくない。

したがって、会計事務及び現金管理以外の事務に関しても、所管課の職員以外の者が担うよう、協議、調整を進めるべきである。

4. 健康福祉部 健康福祉総務課

(1) 監査対象とした補助金の概要

健康福祉総務課において、監査の対象とした補助金及び負担金は、【表 42】のとおりである。

【表 42】 監査対象補助金・負担金（健康福祉総務課）

（単位：千円）

名称	令和元年度 決算額	項目	
枚方休日歯科急病診療所運営補助金	11,000	(2)	
社会福祉協議会関係補助金			
枚方市福祉活動・福祉団体等補助金	5,741	(3)	(4)
枚方市福祉サービス利用援助事業補助金	12,482	-	
枚方市小地域ネットワーク活動推進事業補助金	38,658	(3)	-
枚方市献血推進事業補助金	5,514		(5)
民生委員協議会・日本赤十字社・共同募金会事務補助金	35,245		(6)
枚方市保護司会運営事務補助金	8,464		(7)
枚方・交野地区更生保護サポートセンター支援補助金	301	(8)	
健康・医療・福祉フェスティバル開催経費負担金	2,300	(9)	

これらの補助金のうち、枚方市福祉活動・福祉団体等補助金、枚方市福祉サービス利用援助事業補助金、枚方市小地域ネットワーク活動推進事業補助金、枚方市献血推進事業補助金、民生委員協議会・日本赤十字社・共同募金会事務補助金及び枚方市保護司会運営事務補助金は、社会福祉法人枚方市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に対する補助金である。

社会福祉協議会に対する補助金のうち、枚方市福祉サービス利用援助事業補助金を除く 5 つの補助金及び地域健康福祉室（障害福祉担当）が所管する精神保健福祉推進事業補助金に係る共通事項については、「(3) 社会福祉協議会に対する補助金に係る共通事項」において記載している。

(2) 枚方休日歯科急病診療所運営補助金

① 概要

補助金名	枚方休日歯科急病診療所運営補助金		
所管部署	令和元年度	健康部 健康総務課	
	令和2年度	健康福祉部 健康福祉総務課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	枚方休日歯科急病診療所運営補助金交付要綱		
補助開始年度	昭和62年度		
交付先	枚方市歯科医師会		
交付の目的	本市の休日における歯科急病診療需要に応えるため、枚方市歯科医師会が行う休日歯科急病診療所運営に対して補助。		
補助対象経費	人件費等、診療所の運営に要する経費		
補助率・補助額	その他		
決算状況(単位:千円)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	11,000	11,000	11,000
決算額	11,000	11,000	11,000
財源の構成(決算額)			
一般財源	11,000	11,000	11,000
交付件数(単位:件)	1	1	1
効果測定 of 指標			
指標の内容	平成30年度まで: 休日歯科急病診療所の診療日数 令和元年度: 患者の受け入れ率		
目標	72	73	100
実績	72	73	100

② 補助対象事業及び補助金の額

要綱第2条によると、補助事業は次のとおりである。

第2条 枚方市立保健センター内に開設される診療所において、次に掲げる日に歯科医師会が行う歯科診療業務とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の業務の診療時間は、午前10時から午後5時までとする。

また、要綱第3条によると、補助金の額は次のとおりである。

第3条 補助金の額は、次に掲げる対象経費のうち市長が適当と認めるものの実支出額から実収入額を差し引いた額とする。ただし、その額が年額1,100万円を超えるときは、1,100万円を交付額とする。

- (1) 人件費
- (2) 材料費
- (3) 保険料
- (4) 研究研修費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、診療所の運営に要する経費

③ 最近の補助金の見直し状況

見直し方針に基づく本補助金のサンセット終期は、令和元年度末であり、令和元年度において、見直し方針に基づく定期的な見直しを実施された。

検討の結果、救急医療は不採算であること、休日歯科急病診療に対するニーズがあること、第5次総合計画における「取り組みの方向」である「市民の医療ニーズに適切に対応できる医療体制を構築」する必要があることから、令和2年度以降についても継続するものとされた。

④ 監査の結果及び意見

ア) 診療収入に係る報告額の再検証と補助金返還請求に向けた協議について

【監査の結果7】（合規性）

枚方市は、枚方市歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）に対して、本項の枚方休日歯科急病診療所運営補助金のほか、歯科医師会が休日歯科急病診療所と同一の場所で診療を行っている障害者（児）歯科診療事業に対して、後述の障害者（児）歯科診療事業補助金（7. 健康福祉部 地域健康福祉室（障害福祉担当）(2) 障害者（児）歯科診療事業補助金（168 ページ）参照）を交付している。

枚方休日歯科急病診療所運営補助金及び障害者（児）歯科診療事業補助金はいずれも実支出額から実収入額を差し引いた額として補助金の額が算定されることとなっていることから、所管課において補助金の額を確定するためには、両事業に係る診療収入の把握が必要となる。

この点、監査人において、所管課が歯科医師会より四半期ごとに入手している各事業の事務報告に記載された保険点数を金額換算したところ、【表 43】のとおりであった。

【表 43】診療事務報告における保険点数及び金額換算（令和元年度）

	保険点数（点）					金額換算 （千円）
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	
休日	297,836	168,248	245,132	232,274	943,490	9,434
障害	190,741	215,299	222,173	192,243	820,456	8,204
計	488,577	383,547	467,305	424,517	1,763,946	17,639

（出所：歯科医師会提出「休日歯科急病診療所事務報告」及び「障害者（児）歯科診療事務報告」に基づき監査人が作成）

一方、両事業の補助金に係る実績報告においては、診療報酬について、【表 44】のとおり報告されており、【表 43】における金額換算と比較して、3,609 千円過少となっていた。

【表 44】「休日歯科」及び「障害歯科」における実診療収入

（単位：千円）

実績報告における決算書の診療収入額			保険点数 換算収入	差額 （休日・障害）
休日	障害	合計		
7,457	6,572	14,030	17,639	3,609

この差額の要因について、所管課に調査を依頼したところ、歯科医師会は実績報告において診療収入額を見込み額で計上し、実支出額と実収入額を一致させた形で報告していたことが判明した。このため、保険者から送付された振込通知書等の確認を含めた、診療収入に係る再調査を行い、実診療収入額を把握するよう、所管課に対して依頼した。

その結果、実診療収入額は、休日歯科急病診療所と障害者（児）歯科診療事業の合計で 15,683 千円であったことが判明したとの報告を受けた。（なお、歯科医師会においては両事業を合算して保険請求しているため、事業ごとの実診療収入額を把握することはできないとのことであった。）

そして、令和元年度の実績報告における診療収入額を実診療収入額に置き換えて試算した結果、【表 45】のとおり、収支差額は 1,653 千円の黒字となった。この試算を前提とするのであれば、補助金が 1,653 千円過大に支給されていることとなり、歯科医師会に対して同額の補助金返還を求める必要があることとなる。

ただし、【表 45】の試算は休日歯科急病診療所分と障害者（児）歯科診療分を合算した試算であるため、実際の補助金返還額の算定にあたっては、それぞれの補助金ごとの金額を精査する必要がある。

【表 45】 令和元年度における収入及び支出の比較

(休日歯科及び障害者(児) 歯科の合計)

(単位：千円)

収入の部					支出の部			収支 差額	
実診療 収入	補助金 (枚方市)		補助金 (大阪府)	雑収入	合計	休日	障害		合計
休日・障害	休日	障害	障害			休日	障害		
15,683	11,000	13,416	1,584	0	41,683	18,458	21,572	40,030	1,653

(出所：所管課作成「枚方休日歯科急病診療所における診療収入について」)

また、保険点数の換算により診療収入を試算した場合（17,639 千円、【表 43】参照）と、再調査により把握した実診療収入額（15,683 千円）を比較すると、保険点数の換算による診療収入が 1,956 千円大きくなっているが、その差異が生じた要因（保険査定減など）についても究明を行う必要がある。

いずれにしても、所管課においては、実診療収入額の妥当性を十分に確認し、収支差額を確定した上で、今後、歯科医師会との間で補助金返還請求等の対応について協議する必要がある。

なお、枚方休日歯科急病診療所運営補助金及び障害者(児) 歯科診療事業補助金は別の補助制度であり、被補助者である歯科医師会に対して、今後、それぞれの収支を明確に区分して把握できるよう、所管課が指導すべきことを付言しておく。

イ) 補助対象経費積算の明確化について【監査の結果8】(公益性)

「ア) 診療収入に係る報告額の再検証と補助金返還請求に向けた協議について【監査の結果7】」においては、診療収入額の確認が十分でなかったため、補助金返還請求等の対応が求められる事案について記載したが、その他、今後、本補助金において改善すべき点として、補助対象経費の妥当性の確認が十分でない点が挙げられる。すなわち、歯科医師会からの決算書の支出の内訳項目のうち研修会費や会議費について内容や対象者について質問したところ、所管課においては把握しておらず、後日、所管課から歯科医師会に照会した回答結果に基づく説明を受けた。また、人件費に関しては、年間診療日数や医師等の人員配置数、人件費単価の把握が可能と考えられるが、所管課においては、詳細な内訳を入手していなかった。

この点、休日歯科急病診療所の運営に係るものでなければ補助金の対象経費とならないため、今後は、補助金の申請時において内容を把握し、補助金の趣旨に合ったものであることを確認した上で、実績報告時に申請に沿った内容の支出が行われたことを確認する必要がある。

ウ) 領収書等根拠資料の確認について【意見44】(合規性)

本補助金では、報告書類として事業完了報告書、事業報告書、決算書を入手しているものの、これまで、決算書の支出内容を裏付ける証拠書類は提出させていなかったとのことである。

確かに、あまりに金額の僅少なもので根拠資料を添付させることは、双方の事務負担を増やすことになる。しかし、本補助金については、「ア) 診療収入に係る報告額の再検証と補助金返還請求に向けた協議について【監査の結果7】」及び「イ) 補助対象経費積算の明確化について【監査の結果8】」に記載した問題点が検出されたことを踏まえ、今後、実績報告時に領収書等の根拠資料を添付させるか、実地調査を行うなどし、一定金額以上の収入及び支出について、その適切性を確認することとすべきである。なお、根拠資料を添付させず、実地調査で確認する場合には、確認日時、確認者、確認対象資料、実施事項や検出事項等を文書として残しておく必要がある。

【表46】には、決算書の各科目の計上額の確認にあたり最低限実施すべきと考えられる手続き例を記載したので参考とされたい。

【表46】 決算書（令和元年度）内訳と最低限実施すべきと考えられる手続き例
収入の部 (単位：円)

科目	本年度予算額	本年度決算額	最低限実施すべきと考えられる手続き
市補助金	11,000,000	11,000,000	
診療収入	7,251,950	7,457,987	<ul style="list-style-type: none"> 患者負担分について、現金出納帳、領収書控との一致を抽出して確認 保険請求分について、保険者からの入金額のわかる根拠資料(振込通知書等)との一致の確認 保険点数と診療収入計上額の整合性の確認 会計帳簿(総勘定元帳等)との整合性の確認
雑入	50	49	<ul style="list-style-type: none"> 会計帳簿(総勘定元帳等)との整合性の確認
計	18,252,000	18,458,036	

支出の部 (単位：円)

科目	本年度予算額	本年度決算額	最低限実施すべきと考えられる手続き
人件費	17,082,000	17,229,000	<ul style="list-style-type: none"> 出勤簿等による従事の実態の確認 従事者への報酬支払明細による報酬支払の確認(月額支出額の総額確認と個人別明細の抽出確認) 会計帳簿(総勘定元帳等)との整合性の確認
一般経費	1,170,000	1,229,036	<ul style="list-style-type: none"> 請求書、領収書との一致を抽出して確認 会計帳簿(総勘定元帳等)との整合性の確認 研修会費や会議費について、参加者名簿や議事録等の確認
計	18,252,000	18,458,036	

エ) 休日歯科急病診療所の自立化の促進について【意見45】(公益性)

本補助金は、昭和 62 年度より開始され、長期間にわたり支給されてきた。

休日歯科急病診療所の開設当初は休日に診療を行う診療所は少なく、その存在意義は大きかったものと考えられる。しかし、現在は枚方市内には日曜日に診療している歯科診療所が 6 か所あり、開設当初と比較すると、休日歯科急病診療所の意義は薄れてきているものと考えられる。

ただし、民間の歯科診療所の多くは年末年始やゴールデンウィークなどの期間には、診療を実施していない。その結果、【表 47】のとおり、休日歯科急病診療所では、ゴールデンウィークを含む 4 月、5 月、年末年始を含む 12 月、1 月の受診者数が多く、他の月は受診者数が少ない状況となっていると思われる。

【表 47】 1 日あたり受診者数の月次推移

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
H30	7.2	10.7	6.0	10.5	11.2	9.9	8.4	8.5	20.3	16.4	7.8	7.3	10.4
R元	22.5	22.6	8.2	7.8	14.0	10.1	9.7	8.3	28.1	19.8	8.3	6.8	13.9

よって、ある程度需要が少なくなる時期を見極めて、診療時間の短縮などを検討し、それによって収支構造の改善を図ることも検討の余地がある。

また、現在の補助金の支給方法にも課題がある。現在は休日歯科急病診療所の収入と支出の差額を補助金で埋める形としているが、それでは経費圧縮等の効率化のインセンティブが働かない。休日歯科急病診療所の自立性を高めるためには、収入と支出の差額に補助金を支給する形を改め、実際に必要な事業費を積算の上、補助割合を継続的に見直すこととすべきである。

さらに、所管課によると、休日歯科急病診療所が公益性や災害時の拠点応急救護所での歯科診療対応の拠点となる役割を担っていることから、休日歯科急病診療所にのみ補助金を支給しているとのことであるが、前述のように、市内には他にも休日診療を行っている歯科診療所があり、歯科医師会にのみ補助金を支給することは公平性を欠く。よって、市内の休日歯科診療を開設している診療所の運営状況等の把握に努め、今後の補助金のあり方を検討する必要がある。

(3) 社会福祉協議会に対する補助金に係る共通事項

① 概要

健康福祉部健康福祉総務課及び地域健康福祉室（障害福祉担当）において監査の対象とした社会福祉協議会に対する補助金のうち、補助対象経費に人件費が含まれるものは【表 48】のとおりである。

なお、福祉サービス利用援助事業に関しては、大阪府社会福祉協議会からの委託料に人件費が含まれているため、枚方市福祉サービス利用援助事業補助金の補助対象経費には人件費が含まれていない。

本項においては、【表 48】に列挙した補助金に係る共通事項を記載することとし、各補助金に係る固有の事項については、以下の(4)から(7)までにおいて記載することとする。

【表 48】社会福祉協議会に対する補助金（人件費を補助対象とするもの）

（単位：千円）

名称	所管課	令和元年度 決算額
枚方市福祉活動・福祉団体等補助金	健康福祉 総務課	5,741
枚方市小地域ネットワーク活動推進事業補助金		38,658
枚方市献血推進事業補助金		5,514
民生委員協議会・日本赤十字社・共同募金会 事務補助金		35,245
枚方市保護司会運営事務補助金		8,464
精神保健福祉推進事業補助金 ^(注)	地域健康福祉室 (障害福祉担当)	11,553

(注)「7. 健康福祉部 地域健康福祉室(障害福祉担当) (3) 精神保健福祉推進事業補助金」参照。

② 最近の補助金の見直し状況

平成 28 年度までは、枚方市は、社会福祉協議会に対し、各種事業に係る事業費補助のほか、直接事業に従事しない人員に係る間接人件費分を含めた社会福祉協議会活動補助金を団体運営補助として交付していた。

しかし、平成 28 年 9 月に策定された見直し方針においては、団体運営補助は原則廃止するとされているため、社会福祉協議会活動補助金を各種事業に係る事業費補助に再編するとともに、補助対象経費や補助金の算定等に係る根拠を明確にするため、補助対象事業ごとに個別の要項を制定し、平成 29 年 4 月 1 日から施行している。

③ 監査の結果及び意見

ア) 人件費に対する補助のあり方について【意見46】(公益性)

「②最近の補助金の見直し状況」で述べたとおり、枚方市は、平成28年度までは、社会福祉協議会の間接人件費分を補助対象経費に含めた社会福祉協議会活動補助金を交付していたが、平成29年度以降、同補助金を各種事業に係る事業費補助に再編した。その際、間接人件費については、各事業の経費として算入されるものであるとの認識に基づき、枚方市福祉サービス利用援助事業補助金を除く事業補助金の補助対象経費とする取扱いに変更している。

この結果、現在は、枚方市福祉サービス利用援助事業補助金を除く各補助金において、社会福祉協議会の間接人件費を含む人件費を補助する形となっている。

枚方市福祉サービス利用援助事業補助金を除く各補助金において補助対象となっている人件費について、令和元年度の予算額及び決算額を示すと【表49】のとおりであり、いずれの補助金においても決算額が予算額を超過している。

【表49】令和元年度(決算)における各補助金の人件費の計上

(単位:円)

名称	令和元年度予算書	令和元年度決算書
枚方市福祉活動・福祉団体等補助金	[人件費] 2,810,000	[人件費] 2,898,000 ①一般 2,810,000 ②事務局長分 88,000
枚方市小地域ネットワーク活動推進事業補助金	[人件費] 37,550,000	[人件費] 37,766,137 ①一般 35,550,000 ②事務局長分 2,216,137
枚方市献血推進事業補助金	[人件費] 4,941,000	[人件費] 5,012,902 ①一般 4,941,000 ②事務局長分 71,902
民生委員協議会・日本赤十字社・共同募金会事務補助金	[人件費] 34,283,000	[人件費] 34,463,518 ①一般 32,783,000 ②事務局長分 1,680,518
枚方市保護司会運営事務補助金	[人件費] 7,233,000	[人件費] 7,360,583 ①一般 7,233,000 ②事務局長分 127,583
精神保健福祉推進事業補助金	[人件費] 8,363,000	[人件費] 8,812,456 ①一般 8,363,000 ②事務局長分 449,456

実際の人件費の計算方法について所管課に質問したところ、下記の数式に基づき、①前年度の予算要求の際に枚方市と社会福祉協議会との間で補助金額が協議され、また、②補助金交付申請がなされる際に、当該事業年度の人件費の見込みが下記数式で計算される。（ただし、記載されるのは、あくまでも金額のみであり、数式は記載されない。）さらに、③事業終了後の精算時点において、再計算されることがあるとのことであった。

各事業の人件費＝ （社会福祉協議会の総平均賃金） ×（当該補助対象事業に要する職員数：小数点以下3桁まで）

そして、令和元年度においては、①社会福祉協議会の事務局長の交代があり、また、②平成30年度に比べ、社会福祉協議会全体の職員数の増加があったといった特別の事情により、社会福祉協議会の人件費が上昇したため、それを表す意味で、決算時に「一般」と「事務局長分」という記載を用いて、【表49】のとおり決算額に至ったとのことである。

このように、社会福祉協議会における人員の増員等に伴って、人件費については、決算額が予算額を超過することとなった一方、事業費及び事務費については、主として新型コロナウイルス感染症拡大の影響により当初計画されていた事業が中止となったことなどから、決算額が予算額を下回っている。

その結果、支出合計で見ると、各補助金の決算額は予算額と一致している。

平成29年度以降、社会福祉協議会に対する補助金は団体運営補助ではなく、事業費補助として位置づけられている。しかし、令和元年度においては、結果的に、事業費及び事務費の余剰分を人件費の不足分に充当するような調整が決算時に行われている。その結果、各事業における人員の増員等が真に必要なものであったかという疑問にもつながることから、事業費補助というよりも団体運営補助というようにも捉えられかねない。

したがって、今後、各事業において真に必要な人件費に対する補助のあり方について検討する必要がある。

また、人件費を補助対象とする場合には、補助事業に係る予算書及び決算書において、具体的な計算方法を明示するとともに、社会福祉協議会において、補助金交付申請段階の予算及び事業終了時の実績報告の段階のいずれにおいても、人件費の具体的計算根拠を数式により示すような形で明示するよう、各補助金の交付要項において明文化しておくべきである。

イ) 補助金に係る消費税等の仕入税額控除の把握について【意見47】(公益性)

「第3 監査の結果及び意見(総論) 2. 補助金に係る個別の監査の結果及び意見を踏まえた総括意見 ②補助対象事業及び補助対象経費に関する事項 イ) 補助対象経費に含まれる消費税相当額の取扱いについて【意見6】」(27ページ)で述べたとおり、被補助者が補助対象経費に係る消費税相当額を確定申告において仕入税額控除したときには、消費税相当額が還付され、補助及び還付として、被補助者に対して二重に利益を与えることとなるが、この点は、社会福祉協議会への補助金においても該当する可能性がある。

しかし、現状では、所管課において、社会福祉協議会の消費税申告における取扱いについて確認を行っていないため、まずは、社会福祉協議会の消費税申告書入手し、その状況や影響額を把握する必要がある。

(4) 枚方市福祉活動・福祉団体等補助金

① 概要

補助金名	枚方市福祉活動・福祉団体等補助金		
所管部署	令和元年度	福祉部 福祉総務課	
	令和2年度	健康福祉部 健康福祉総務課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	枚方市福祉活動・福祉団体等補助金交付要項		
補助開始年度	昭和56年度		
交付先	枚方市社会福祉協議会		
交付の目的	ひとり暮らし老人会や遺族会、障害者(児)団体など、福祉団体の円滑な組織運営を助成及び育成援助し、活動支援業務を行うことにより、本市の地域福祉の向上に資する。		
補助対象経費	人件費、福祉団体助成金、ひとり暮らし老人会助成金など		
補助率・補助額	その他		
決算状況(単位:千円)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	5,116	5,921	5,741
決算額	5,098	5,792	5,741
財源の構成(決算額)			
一般財源	5,098	5,792	5,741
交付件数(単位:件)	1	1	1
効果測定 of 指標			
指標の内容	活動支援している団体数		
目標	53	53	48
実績	53	51	48

② 補助対象事業及び補助金の額

本補助金は、社会福祉協議会に補助金交付を行い、社会福祉協議会が、①福祉団体に対する助成(令和元年度は11団体)及びそれら団体が加入する枚方市福祉団体連絡会自体の運営の助成を行う事業、②ひとり暮らし老人会に対する助成(令和元年度は37会)を行う事業への補助を行うものである。また、これらの事業に従事する、社会福祉協議会の職員人件費・事務費等も補助対象となっている。

福祉団体に対する助成(上記①)は、社会福祉協議会から各団体に、団体ごとに異なった額が交付されている。ひとり暮らし老人会に対する助成(上記②)については、社会福祉協議会から、市内のひとり暮らし老人会に定額の助成が行われている。

枚方市福祉団体連絡会は、組織としては社会福祉協議会とは別の組織であるが、その事務局を社会福祉協議会が担っているため、その事業に従事する社会福祉協議会の職員の人件費も、補助対象となっている。同様にひとり暮らし老人会も、組織としては社会福祉協議会とは別の組織であるが、その事務局を社会福祉協議会が担っており、その人件費も、補助対象となっている。

要項によると、「人件費、賃金、旅費、使用料及び賃借料、印刷製本費、手数料、保険料、事務費（通信運搬費、消耗品費、修繕料等）、補助金、その他市長が必要と認める経費」を補助対象経費とするとされている。

③ 監査の結果及び意見

ア) 福祉団体助成金の交付金額の決定方法について【監査の結果9】

(公益性/合規性)

福祉団体に対する助成は、社会福祉協議会に一括して補助金交付がなされた後、社会福祉協議会が各福祉団体に助成金を交付するという形で、いわゆる「再補助」がなされている。この助成金は、【表 50】のとおり、市内に所在する枚方市福祉団体連絡会に加入する団体に傾斜的に配分されている。

【表 50】福祉団体に対する助成における助成先団体とその助成額

(単位：円)

助成先団体	助成額 (令和元年度実績)
枚方市遺族会	413,000
枚方市母子寡婦福祉会	281,000
枚方市原爆被害者の会	193,000
枚方市肢体不自由児者父母の会	237,000
枚方市障害者福祉会	237,000
枚方市交通災害遺族会	132,000
枚方市聴覚障害児親と子の会	52,000
枚方市父子福祉会	52,000
枚方市老人介護者（家族）の会	52,000
であいの会	44,000
枚方市聴力障害者協会	44,000
合計	1,737,000

このように、監査対象年度である令和元年度（実績）では、社会福祉協議会から 11 団体に対して助成金交付が行われているが、個別の福祉団体への助成額については、所管課及び社会福祉協議会のいずれにおいても、決定・変更す

る明確な仕組みがない。そのため、直近約 20 年の間（少なくとも、現在、所管課に記録が残る期間）、これらの福祉団体に対する助成額に増減は全くなく、長年、所管課と社会福祉協議会の慣行的な判断で、各福祉団体に対する固定額の助成金の交付が続いている状態にある。また、この制度による助成対象は、枚方市福祉団体連絡会に加入する福祉団体という助成対象の限定があり、特に公募等により、新しく立ち上がった団体が補助対象になるわけではない。また、最終的に、所管課には、各福祉団体の活動状況や収支を把握できる資料（決算書）が提出されていない。

今後は、所管課と社会福祉協議会において、定期的に、助成内容の見直しの機会を持つようにし、社会福祉協議会が各福祉団体に助成金を交付するにあたり、各福祉団体の助成金額に差を設ける定量的な根拠（各福祉団体の活動内容、活動規模、会員数等）及び定性的な根拠（公的支援の具体的必要性）について認識を共有した上で、助成額を決定することを検討されたい。

また、そうした制度的な枠組みを社会福祉協議会が決定し、運用するにあたっては、年度ごとの事業計画書・事業報告書にもその内容を記載させ、所管課においてもそれを把握しておく必要がある。

イ) 再補助における暴力団排除のあり方について【意見48】（合規性）

規則においては、補助金の交付先団体から暴力団を排除している（第 6 条第 2 項、第 18 条第 1 項第 6 号）。

この点、前述のとおり、福祉団体助成は、枚方市から社会福祉協議会に補助金を交付し、社会福祉協議会から各福祉団体に助成金の交付がなされる結果、形式的には、各福祉団体は規則における暴力団排除の対象からは外れている。

しかし、実質的には、枚方市の公金を各福祉団体に配布するという形となっている以上、規則が想定している場合と同様に、暴力団排除のルールが整備される必要がある。（なお、枚方市が社会福祉協議会に補助金を交付し、社会福祉協議会が第三者に助成金を交付している場合は、他の補助金においても同様である。）

これに対する対応として、枚方市が補助金交付を行う場合で、再補助の形式となる場合は、交付の条件（規則第 7 条）として、被補助者（社会福祉協議会）の責任において再補助先の団体等が暴力団に該当しないことの確認を義務づけるべきである。

(5) 枚方市献血推進事業補助金

① 概要

補助金名	枚方市献血推進事業補助金		
所管部署	令和元年度	福祉部 福祉総務課	
	令和2年度	健康福祉部 健康福祉総務課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	枚方市献血推進事業補助金交付要項		
補助開始年度	昭和46年度		
交付先	枚方市社会福祉協議会		
交付の目的	「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」の趣旨を踏まえ、市内における献血の推進と献血思想の普及を目的に関係機関・団体等で組織された「献血推進協議会」を中心に各種啓発事業等を行う。		
補助対象経費	人件費、事務費、各校区への助成費		
補助率・補助額	全額補助		
決算状況(単位：千円)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	4,740	5,845	5,514
決算額	4,660	5,610	5,514
財源の構成(決算額)			
一般財源	4,660	5,610	5,514
交付件数(単位：件)	1	1	1
効果測定 of 指標			
指標の内容	採血者数		
目標	26,000	26,000	26,000
実績	21,539	21,536	23,400

② 補助対象事業及び補助金の額

献血推進協議会は全国的に設置されている組織であるが、必ずしも各地方公共団体に必置の組織というわけではない。

また、献血推進協議会が設置される場合、その事務局を、地方公共団体が担う場合と社会福祉協議会が担う場合との両方が見受けられるとのことである。枚方市においては後者の形式となっており、社会福祉協議会が行う事業に対して、枚方市が補助金交付という形で支援する形となっている。

要項によると、「人件費、賃金、旅費、委託費、負担金、使用料及び賃借料、印刷製本費、手数料、保険料、事務費(通信運搬費、消耗品費、修繕料等)、報償金、公課費、補助金、燃料費、その他市長が認める経費」を補助対象経費とするとされている。

③ 監査の結果及び意見

ア) 献血推進協議会に係る実績報告等の入手について【監査の結果10】

(合規性)

現状の枚方市献血推進協議会に対する公費補助の状況をまとめると、【表 51】のような構造となっている。

【表 51】 枚方市献血推進事業補助金の概要

区分		金額
枚方市 →社会福祉協議会 →枚方市献血推進協議会	枚方市から社会福祉協議会に補助金を交付したものを原資として、社会福祉協議会が枚方市献血推進協議会に運営助成を行っている部分	209,967 円
枚方市 →社会福祉協議会	社会福祉協議会が主体となって、献血推進事業を行うため、事務局運営に要する人件費・事務費を社会福祉協議会に補助している部分	(人件費) 5,012,902 円 (事務費) 291,131 円

その結果、枚方市からみれば、枚方市献血推進協議会は、再補助の交付先に過ぎない格好となる。そのため、現在、社会福祉協議会が作成する補助金交付申請書や事業完了報告書には、枚方市献血推進協議会の予算書・決算書が添付されておらず、枚方市において枚方市献血推進協議会の具体的な収支（予算書・決算書）が把握できない状況になっている。

しかし、この補助金は、枚方市献血推進協議会の活動について、本体的な活動経費と事務局経費の両面から支える構造となっていることから、今後、社会福祉協議会に対し、枚方市献血推進協議会の予算書・決算書を補助金交付申請書や事業完了報告書に添付させることを要項等において義務づける必要がある。

(6) 民生委員協議会・日本赤十字社・共同募金会事務補助金

① 概要

補助金名	民生委員協議会・日本赤十字社・共同募金会事務補助金		
所管部署	令和元年度	福祉部 福祉総務課	
	令和2年度	健康福祉部 健康福祉総務課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	民生委員協議会・日本赤十字社・共同募金会事務補助金交付要綱		
補助開始年度	平成15年度		
交付先	枚方市社会福祉協議会		
交付の目的	本市における民生委員児童委員協議会、日本赤十字社及び共同募金の活動が円滑に行われる環境整備に寄与し、もって社会福祉の増進を図る。		
補助対象経費	人件費、交通費、消耗品費、通信運搬費など。		
補助率・補助額	全額補助		
決算状況(単位:千円)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	31,796	35,352	35,245
決算額	31,693	33,797	35,245
財源の構成(決算額)			
一般財源	31,693	33,797	35,245
交付件数(単位:件)	1	1	1
効果測定 of 指標			
指標の内容	共同募金の総額		
目標	20,215	19,192	19,576
実績	19,192	19,576	19,650

② 補助対象事業及び補助金の額

本補助金は、社会福祉協議会が①枚方市民生委員児童委員協議会の事務局を担っていることに対する補助、②日本赤十字社大阪府支部の下部機関である枚方地区の事務を担っていることに対する補助、及び③大阪府共同募金会の枚方地区の事務を担っていることに対する補助という、3種の事業に対する補助が含まれている。

要綱によると、枚方市において組織された民生委員協議会に係る事務、枚方市に事務所が置かれた日本赤十字社に係る事務及び枚方市に置かれた地区募金会に係る事務の実施に要する費用を補助対象経費とするとされている。

③ 監査の結果及び意見

ア) 事業ごとの収支報告の必要性について【意見49】(有効性)

「②補助対象事業及び補助金の額」で述べたとおり、本補助金の補助対象には社会福祉協議会が担う3種の事業に対する補助が含まれている。

それぞれの事業に係る根拠法令等は、【表52】のとおりである。

【表52】 民生委員協議会・日本赤十字社・共同募金会事務補助金の補助対象

法令の名称	枚方市における組織の名称
民生委員法	枚方市民生委員児童委員協議会
日本赤十字社法	日本赤十字社大阪府支部枚方地区
社会福祉法	大阪府共同募金会枚方地区

本補助金は、【表52】の3種の事業について、枚方市における制度設計として民生委員協議会・日本赤十字社・共同募金会事務補助金という形で1本の補助金として交付しているものである。

確かに、これら3種の事業は、社会福祉の増進という広い理念では一致しているが、別々の法律・制度に由来する、別々の事業であり、枚方市としては、本来、それぞれの事業の別に、どのような経費が生じ、補助金がどう充当されているのかを把握するべきである。

しかし、現状では、収支決算書において、これらが区分なく記載されている。

したがって、今後は、収支決算書のうち、支出の記載欄について、上記の3種の事業に区分して、内訳を記載することを社会福祉協議会に求めることにより、収支を明確化する必要がある。

(7) 枚方市保護司会運営事務補助金

① 概要

補助金名	枚方市保護司会運営事務補助金		
所管部署	令和元年度	福祉部 福祉総務課	
	令和2年度	健康福祉部 健康福祉総務課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	枚方市保護司会運営事務補助金交付要項		
補助開始年度	平成21年度		
交付先	枚方市社会福祉協議会		
交付の目的	罪を犯した市民の更生援助と犯罪・飛行を防止し、地域社会の安全及び住民福祉の向上を図るため、保護司会の活動を補助する。		
補助対象経費	人件費、交通費、消耗品費、通信運搬費など。		
補助率・補助額	全額補助		
決算状況(単位:千円)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	7,740	8,764	8,464
決算額	7,700	8,394	8,464
財源の構成(決算額)			
一般財源	7,700	8,394	8,464
交付件数(単位:件)	1	1	1
効果測定 of 指標			
指標の内容	保護司の人数		
目標	110	110	110
実績	110	108	106

② 補助対象事業及び補助金の額

この補助金は、補助金交付先の社会福祉協議会が枚方・交野地区保護司会（以下「保護司会」という。）の枚方市側の事務局を担っていることから、人件費を枚方市が負担すべく全額補助を行っている部分と、枚方市から社会福祉協議会に対し補助金を交付し、それを原資として、最終的には、社会福祉協議会が保護司会に運営助成金交付している部分の2つから成り立っている。

【表 53】 枚方市保護司会運営事務補助金の概要

区分		金額
枚方市 →社会福祉協議会 →保護司会	枚方市から社会福祉協議会に対し補助金を交付したものを原資として、社会福祉協議会が保護司会に運営助成を行っている部分	785,000 円
枚方市 →社会福祉協議会	事務局に要する人件費・事務費を社会福祉協議会に補助している部分	(人件費) 7,360,583 円 (事務費) 318,417 円

要項によると、「人件費、賃金、賃借料、事務費（通信運搬費、消耗品費、旅費交通費等）、助成金、その他市長が必要と認める経費」を補助対象経費とするとされている。

③ 監査の結果及び意見

ア) 再補助先である枚方・交野地区保護司会の予算・決算の把握について

【監査の結果11】（合規性）

枚方市保護司会運営事務補助金は、令和元年度の決算額で 8,464 千円の規模であるところ、このうち 785 千円について、社会福祉協議会は保護司会に「保護司会運営助成金」として交付している。

この保護司会に対する運営助成金の交付について、本補助金に関する事業計画書や事業決算書において、下記のとおり、数行で表されているだけである。

【保護司会に対する運営助成金の予算、決算上の記載内容】

(予算書上の記載)			
	予算額	説明	
保護司会運営助成金	785,000	社会を明るくする運動	185
		研修事業	600
(決算書上の記載)			
	予算額	決算額	説明
保護司会運営助成金	785,000	785,000	社会を明るくする運動・研修事業

このため、所管課として、社会福祉協議会が保護司会に助成金を交付した後の、実質的な使途ないし全体的な保護司会の収支状況を正確に把握できていない。

(ただし、実際には、枚方市と保護司会とは、通常業務における連絡調整を通じて、年度ごとの事業計画や予算書の送付を受けており、そういった意味では、枚方市は、計数上の把握ができていようである。しかし、これは、補助金交付に際して収受される文書の枠外で行われる、あくまでも事実上のものである。)

この 785 千円の部分については、実質的には、特定の 1 団体の個別事業に対する補助がなされているものであって、本来、再補助ではなく、直接補助に切り替える方が望ましいと考える。

また、今後、この枠組みを維持する場合においても、所管課において、再補助先である保護司会の収支を詳細に把握すべきである。具体的には、収支決算書に保護司会の全体的な決算書も添付させるか、又は、それに代わる方法により、運営助成金がどのように用いられているのかを把握すべきである。

保護司会における決算書の確定時期が遅い場合においては、事後的な提出であっても構わないとも思われるが、いずれにしろ、正確な状況把握が重要である。特に、保護司会は、枚方市と交野市という複数の地方公共団体をまたがる区域に設けられている団体であることに鑑みても、「枚方市が社会福祉協議会を通じて、保護司会に助成を行う金額」と、「交野市が様々な制度を通じて保護司会に公金を投入している金額」との負担割合が、可能な限り、正確に検証されるべき（例えば保護司会に属する人数比等）と考える。

(8) 枚方・交野地区更生保護サポートセンター支援補助金

① 概要

補助金名	枚方・交野地区更生保護サポートセンター支援補助金		
所管部署	令和元年度	福祉部 福祉総務課	
	令和2年度	健康福祉部 健康福祉総務課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	枚方・交野地区更生保護サポートセンター支援補助金 交付要項		
補助開始年度	平成25年度		
交付先	枚方・交野地区保護司会		
交付の目的	枚方・交野地区保護司会に対し、枚方・交野地区更生保護サポートセンター支援補助金を交付することにより、更生保護の推進に寄与することを目的とする。		
補助対象経費	枚方・交野地区更生保護サポートセンターの施設の共益費その他の建物の維持管理に要する経費		
補助率・補助額	全額補助		
決算状況(単位:千円)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	909	909	911
決算額	901	901	301
財源の構成(決算額)			
一般財源	901	901	301
交付件数(単位:件)	1	1	1
効果測定 of 指標			
指標の内容	更生保護サポートセンター開所日数		
目標	245	245	245
実績	230	233	232

② 補助対象事業及び補助金の額

枚方市は、京阪枚方市駅の駅前に位置するビルである「サンプラザ1号館」の201号室を行政財産として保有し、その一部に、平成25年10月から、保護司会が「枚方・交野地区更生保護サポートセンター」を設置している。

枚方市は保護司会に対し、目的外使用許可を行っているが、その使用料を全額免除しているため、保護司会は、当該201号室を使用する対価を支払う必要はなく、また、枚方市が清掃費用も負担している。

ただし、目的外使用許可の許可条件に「電気・上下水道・ガス等については、実費負担とし、管理会社である市街地再開発株式会社に支払うものとする。」とあることから、保護司会は、これらの実費をいったん負担する必要がある。

そのような電気・ガス・水道使用料に加えて、共益費・修繕積立金、電話使用料、消耗品費が、本補助金における補助の対象である。

③ 最近の補助金の見直し状況

上記のとおり、平成 25 年度から開始した補助金であり、現在のところ、特に見直しの議論等はない。

枚方市としては「サンプルザ 1 号館」に更生保護サポートセンターが存在し続けることが望ましいと捉えられているため、横ばいの的に維持されている。

④ 監査の結果及び意見

ア) 国（大阪保護観察所）からの補助金との関係についての明確化について

【意見50】（公益性）

更生保護サポートセンターに関しては、国（大阪保護観察所）が一定の補助を行う仕組みが存在する（制度名「保護司組織活動費」）。この制度は、枚方市における更生保護サポートセンターが開設される平成 25 年度には既に存在していたが、保護司会がこの制度による助成を受領したのは令和元年度が初めてとのことであり、それ以前の年度においては、国からの補助を受けていなかった。

また、所管課が保護司会に確認したところ、令和元年度においては、補助金交付申請段階では、保護司会は、国（大阪保護観察所）からの助成を受領するかどうかの確実な見通しが立っていなかったため、事業計画書の収入欄に国（大阪保護観察所）からの助成を記載せずに申請したようである。このため、令和元年度は、枚方市は保護司会に対し 901,560 円の補助金を概算で交付した後、年度途中で、国からの助成を受けられることになったため、最終的に、国からの助成額 600,000 円を精算し、市からの補助額を 301,560 円で確定している。

更生保護サポートセンターの運営経費は、まずもって、国から交付される助成金が優先的に充てられるべきであり、今後、枚方市は、本補助金について、保護司会が国の助成金を受領した上でも運営経費が不足する場合に下支えする補助金と位置づけることが必要であると思われる。

そのためには、毎年度の交付決定の際に、「条件」としてこの点を記載する等の方法が考えられる。

(9) 健康・医療・福祉フェスティバル開催経費負担金

① 概要

負担金名	健康・医療・福祉フェスティバル開催経費負担金		
所管部署	令和元年度	健康部 健康総務課	
	令和2年度	健康福祉部 健康福祉総務課	
負担金の根拠 (法令、要綱等)	枚方市健康・医療・福祉フェスティバル実行委員会規約		
開始年度	平成元年度		
交付先	枚方市健康・医療・福祉フェスティバル実行委員会		
交付の目的	健康・福祉推進都市宣言の趣旨を踏まえ、市民が健康・医療と福祉に対する意識の高揚を図り、自ら健康づくりを実践する気運を高めることを目的とした枚方市健康・医療・福祉フェスティバルを例年開催している。		
金額の算定方法	例年、枚方市からの負担金として2,000,000円（令和元年度についてはAEDメディカルプロレスを同時開催したため300,000円増額）を支出しており、各構成団体からの負担金も含めて、枚方市健康・医療・福祉フェスティバルを開催するために設置された、枚方市健康・医療・福祉フェスティバル実行委員会にて、承認を得ている。		
決算状況（単位：千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	2,000	2,000	2,300
決算額	2,000	967	2,300
財源の構成（決算額）			
一般財源	2,000	967	2,300

② 枚方市健康・医療・福祉フェスティバルの概要

枚方市健康・医療・福祉フェスティバルは、健康・福祉推進都市宣言の趣旨を踏まえ、市民の健康医療と福祉に対する意識の高揚を図る目的で平成元年度より実施されている。なお、平成30年度は台風接近のため、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となっている。

本フェスティバルは、枚方市医師会、歯科医師会、枚方市薬剤師会、社会福祉協議会及び枚方市により構成された枚方市健康・医療・福祉フェスティバル実行委員会（以下、本項において「実行委員会」という。）が主催して実施されている。

③ 監査の結果及び意見

ア) 決算報告における模擬店出店に係る収支の取扱いについて【意見51】

(有効性)

実行委員会を構成する枚方市医師会、歯科医師会、枚方市薬剤師会は各 350 千円（令和元年度は 410 千円）、枚方市は 2,000 千円（令和元年度は 2,300 千円）を負担金として実行委員会に対して支出しているが、社会福祉協議会については、負担金の支出を行っていない。

所管課によると、社会福祉協議会は実行委員会の構成員であるが、フェスティバルの当日、模擬店を運営する福祉団体の窓口として、金券の販売や出店にあたっての保険の加入等の事務を行っていることから、負担金の支出はないとのことであった。

確かに、実行委員会の経費を負担することだけでなく、実行委員会の事務に携わることも、実行委員会への関わり方としてあり得ることであり、社会福祉協議会が負担金を支出していないことにも合理性があると考えられる。

しかし、令和元年度の決算報告においては、社会福祉協議会が直接収受した模擬店の運営に係る金券の精算状況（販売収入及び福祉団体への出店支度金や材料費等への充当状況）について、実行委員会の収支として記載されていなかった。ただし、所管課では、金券の精算に関する資料を社会福祉協議会が内部資料として作成していることを確認しているとのことである。

今後は、金券の精算状況に関する報告を社会福祉協議会の内部資料と位置づけるのではなく、実行委員会の決算報告における収支に併せて報告するよう指導する必要がある。

5. 健康福祉部 地域健康福祉室（長寿・介護保険担当）

(1) 老人クラブ活動補助金

① 概要

補助金名	老人クラブ活動補助金		
所管部署	令和元年度	長寿社会部 長寿社会総務課	
	令和2年度	健康福祉部 地域健康福祉室（長寿・介護保険担当）	
補助の根拠 （法令、要綱等）	枚方市老人クラブ等活動事業等補助金交付要綱		
補助開始年度	昭和38年度		
交付先	老人クラブ、老人クラブ連合会、 ひとり暮らし老人会連絡会		
交付の目的	老人クラブ、老人クラブ連合会、ひとり暮らし老人会連絡会に対し補助金を交付することにより、老人クラブ等の活動の円滑化を図り、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的としている。		
補助対象経費	上記要綱第4条に該当する老人クラブ等が行う、教養関係活動費、健康増進等活動費、清掃奉仕活動費、地域見守り活動費、友愛訪問活動費		
補助率・補助額	定額補助		
決算状況（単位：千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	20,421	19,577	19,021
決算額	18,986	18,503	17,824
財源の構成（決算額）			
国	5,872	5,644	5,421
一般財源	13,114	12,859	12,403
交付件数（単位：件）	222	219	215
効果測定 of 指標			
指標の内容	老人クラブ補助金申請時の会員数		
目標	13,643	13,058	12,621
実績	13,058	12,621	12,076

② 補助対象事業及び補助金の額

要綱第3条によると、本補助金の交付の対象となる事業は次のとおりである。

- (1) 老人クラブ活動事業（老人クラブの構成員が常時参加して、恒常的かつ計画的に会員の教養の向上、健康の増進及びレクリエーションの振興を図り、並びに地域社会との交流を深めるために老人クラブが行う活動に係る事業をいう。）
- (2) 老人クラブ連合会活動事業（老人クラブの幅広い社会活動を促進するため、老人クラブに対して老人クラブ連合会が行う指導等の活動に係る事業をいう。）
- (4) ひとり暮らし老人会連絡会活動事業（ひとり暮らし老人会の幅広い社会活動を促進するため、ひとり暮らし老人会に対してひとり暮らし老人会連絡会が行う研修に係る事業をいう。）

(※要綱第3条には、上記のほかに「(3)老人クラブ連合会運営事業」を対象として掲げているが、これは本補助金ではなく後記「(2)老人クラブ連合会事務費補助金」の対象事業である。)

また、補助金の額は要綱第5条で定められており、同条が定める基準額と対象経費の合計額のいずれか少ない方の額とされている。

このうち、老人クラブ活動事業の基準額については、年間を通じて活動を行った場合、【表54】のとおりとなる。

【表54】老人クラブ活動補助金の基準額・算出方法

会員数	定額分（年）	会員数 1人当たり（年）
10～19人	9,480円	360円
20～29人	17,760円	360円
30～39人	26,040円	360円
40～49人	34,320円	360円
50～69人	50,760円	360円
70～89人	63,240円	360円
90～109人	75,720円	360円
110～129人	88,200円	360円
130～149人	100,680円	360円
150～169人	113,160円	360円
170～189人	125,640円	360円
190～209人	138,120円	360円
210～229人	150,600円	360円

※会員数が230人以上のクラブについては、会員数が20人増えるごとに、定額分12,480円/年の増額がある。

③ 最近の補助金の見直し状況

見直し方針に基づく本補助金のサンセット終期は、令和元年度末であり、令和元年度において、見直し方針に基づく定期的な見直しが実施された。

結論としては、高齢者を構成員とする老人クラブが、地域社会に貢献する社会活動を継続して行っていくためには、活動経費の一部を補助する財政的支援が必要不可欠であり、老人福祉法第13条の趣旨に基づき、当該補助を継続するが、要綱をホームページで公表するなど必要な見直しを行った上で、令和2年度以降についても本補助金を改善して継続するものとされている。

④ 監査の結果及び意見

ア) 関係帳簿及び証拠書類のチェックについて【意見52】(合規性/有効性)

要綱第8条では、補助金交付の条件として、各被補助者に対し、収支状況の明確化や、関係帳簿及び証拠書類の5年間の保管を義務づけている。

しかし、これらの関係帳簿及び証拠書類を実際に提出させてのチェックまでは行われていないとのことである。

他方で、本補助金の交付先は215件に達しており、そのすべてが法人格を持たない任意団体である。このような任意団体は、一般論として言えば、法人としての権利能力の付与も法律による組織面や財務面等の規制も受けていないだけに、組織や財務が脆弱であることが多い。特に200件を超える多数の老人クラブの中には、大小様々な団体が含まれており、十分な財務管理が行われていない団体も含まれている可能性がある。

この点、各老人クラブが枚方市に提出した本補助金に関する実績報告書における支出額の記載の中には、各費目について千円未満の端数のない金額が並んでいる例も散見された。

確かに、本補助金は、「②補助対象事業及び補助金の額」で述べたとおり、会員数をもって基準額が算出されることとなっており、対象経費が基準額を上回っていれば、補助金の額には影響がないことになる。しかし、老人クラブにおいては実績報告における支出額を現実に即して正確に記載すべきであるし、所管課においても、支出額の記載に不自然な点がある場合には、十分な確認を行うべきである。

以上のような実情を踏まえると、全件についてチェックを行うことは現実的ではないにしても、上記のような「千円未満の端数のない金額が並んでいる例」を含んだ相応の件数を抽出し、関係帳簿及び証拠書類の提出を受けてチェックを行うことが必要であると考えられる。

(2) 老人クラブ連合会事務費補助金

① 概要

補助金名	老人クラブ連合会事務費補助金		
所管部署	令和元年度	長寿社会部 長寿社会総務課	
	令和2年度	健康福祉部 地域健康福祉室（長寿・介護保険担当）	
補助の根拠 （法令、要綱等）	枚方市老人クラブ等活動事業等補助金交付要綱		
補助開始年度	昭和38年度		
交付先	老人クラブ連合会		
交付の目的	老人クラブ活動事業の業務を行う老人クラブ連合会に対し補助金を交付することにより、老人クラブ等の活動の円滑化を図り、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的としている。		
補助対象経費	老人クラブ連合会の活動にかかる人件費（アルバイト賃金）、役務費（電話基本料）		
補助率・補助額	その他		
決算状況（単位：千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	4,989	5,121	5,121
決算額	4,839	4,971	5,108
財源の構成（決算額）			
国	1,620	1,657	1,702
一般財源	3,219	3,314	3,406
交付件数（単位：件）	1	1	1
効果測定 of 指標			
指標の内容	老人クラブ補助金申請時の会員数		
目標	13,643	13,058	12,621
実績	13,058	12,621	12,076

② 補助対象事業及び補助金の額

本補助金は、前述の「(1) 老人クラブ活動補助金」とともに、枚方市老人クラブ等活動事業等補助金交付要綱において定められており、要綱第3条(3)が定める老人クラブ連合会運営事業が本補助金の対象事業となっている。

補助金の額は要綱第5条で定められており、老人クラブ活動補助金と同じく、同条が定める基準額と対象経費の合計額のいずれか少ない方の額とされている。

③ 最近の補助金の見直し状況

見直し方針に基づく本補助金のサンセット終期は、令和元年度末であり、令和元年度において、見直し方針に基づく定期的な見直しが実施された。

結論としては、老人福祉法第 13 条において地方公共団体は老人クラブその他当該事業を行う者に対して適当な援助をするよう努めなければならないと定められており、営利を追求せずに老人クラブの取りまとめや指導啓発等を行っている老人クラブ連合会がこれらの活動を行うためには、活動経費の一部を補助する財政的支援が必要不可欠であると考えため、当該補助を継続するが、要綱をホームページで公表するなど必要な見直しを行った上で、令和 2 年度以降についても本補助金を改善して継続するものとされている。

④ 監査の結果及び意見

ア) 法人格を持たない任意団体であることについて【意見53】（有効性）

各地域の老人クラブと同様、本補助金の対象である枚方市老人クラブ連合会も法人格を持たない任意団体である。このような任意団体は、一般論として言えば、法人としての権利能力の付与も法律による組織面や財務面等の規制も受けていないだけに、組織や財務が脆弱であることは前述のとおりである。

他方、昨今、任意団体の法人化に関し、手続きが簡易な一般社団法人をはじめ様々な選択肢が設けられている。国も「地域運営組織法人化のススメ」（内閣官房まち・しごと・創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局）と題したリーフレットを平成 29 年に作成するなど、地域運営組織の法人化を推進しており、実際にも近時は様々な任意団体が法人化を進めている。

無論、補助金の対象が任意団体であってはならないわけではないし、例えば、各地域の老人クラブのような小規模な親睦団体に法人格の取得を求めることは現実的ではない。

しかし、枚方市老人クラブ連合会は、多数の老人クラブの取りまとめや指導啓発を行う組織であり、他の地域の老人クラブ連合会を見ても、近時は次第に法人化が進んでいる状況にある。

また、枚方市老人クラブ連合会の令和元年度の収入総額は約 14 百万円に達しているが、このうち枚方市からの補助金は、老人クラブ連合会活動事業に関する補助金（約 3 百万円）を合わせて 8 百万円を超え、総収入額の 6 割近くについて枚方市からの補助が行われていることとなる。

さらに、「①概要」において示したとおり、本補助金の効果測定の指標である老人クラブ補助金申請時の会員数は減少傾向にあるところ、枚方市老人クラブ連合会は、かかる減少傾向に対する種々の方策について指導啓発を行う

立場にある。この点に関しても、法人化による信頼性や安定性の向上は有益であると思われる。

以上からすれば、本補助金の対象である枚方市老人クラブ連合会も、将来的には法人化を進めることが望ましく、継続的に運営費や事業費を補助する立場から、枚方市においても将来に向けた法人化についての助言や指導を開始することが望ましい。

(3) 高齢者能力活用推進事業補助金

① 概要

補助金名	高齢者能力活用推進事業補助金		
所管部署	令和元年度	長寿社会部 長寿社会総務課	
	令和2年度	健康福祉部 地域健康福祉室（長寿・介護保険担当）	
補助の根拠 （法令、要綱等）	枚方市高齢者能力活用推進事業補助金交付要領		
補助開始年度	令和元年度		
交付先	（公社）枚方市シルバー人材センター		
交付の目的	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第36条に基づき、高齢者の知識や技能を活かした事業に対して、その経費を助成することにより、高齢者が働くことを通じた生きがいをづくり、地域社会の活性化の貢献につなげていくことを目的としている。		
補助対象経費	（公社）枚方市シルバー人材センターが実施する自主事業に係る経費（会員への配分金、研修費、通信運搬費、消耗品費等）		
補助率・補助額	その他		
決算状況（単位：千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	-	-	8,377
決算額	-	-	5,064
財源の構成（決算額）			
一般財源	-	-	5,064
交付件数（単位：件）	-	-	1
効果測定の指標			
指標の内容	シルバー人材センターの各年度末時点の登録会員数		
目標	-	-	3,000
実績	-	-	2,177

② 補助対象事業及び補助金の額

公益社団法人枚方市シルバー人材センター（以下、本項において「センター」という。）に対しては、平成30年度までセンターの運営費（人件費、傷害保険料）を対象とした枚方市シルバー人材センター補助金が継続的に交付されていた。一方、令和元年度から開始された本補助金は、センターが実施する事業に対する補助金である。

交付の対象事業は、新たに制定された要領第3により、「センターが実施する事業のうち、市長が適当と認めたものとする」とされている。令和元年度は、子育て世帯家事支援事業、幅広い世代の居場所づくり事業の2つが補助の対象とされた。

また、補助金の額は、要領第4により、下記の別表の左欄に掲げる基準額と、右欄に掲げる対象経費のいずれか少ない方の額とする、とされている。

【要領 別表（第4関係）】

基準額	対象経費
「高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱」に基づくセンターに対する国からの補助（予定）額	センターが行う自主事業に係る経費（会員への配分金、研修費、通信運搬費、消耗品費等）のうち、市が認めた費用。

③ 監査の結果及び意見

ア) 補助対象事業及び補助金の算定の明確化について【意見54】（公益性）

「②補助対象事業及び補助金の額」で述べたとおり、本補助金について定めた要領においては、補助金交付の対象事業は「センターが実施する事業のうち、市長が適当と認めたものとする」との定めがあるだけとなっており、目的や種類の例示や限定等はなされていない。そのため、「センターが実施する事業」でありさえすれば、いかなる事業でも本補助金の対象になり得ることとなる。

また、補助金の額の算定基準となる補助対象経費についても、配分金等の例示は行われているものの、具体的な算定方法の記載はなく、「市が認めた費用」とされている。そして、実際の補助金の額は、補助対象経費の各費目に所定の補助率（一律ではない）を乗じて算定されているところ、要領の記載内容からはかかる補助率の存在は判明しない。

なお、要領第5には、補助金の交付に関して必要な事項は別に定めるとの規定があるが、今のところ、要領の下位規範といえるような「別の定め」は置かれていない。

本補助金は外郭団体への補助金であるだけに、馴れ合いや恣意的な運用の疑いを排除するためにも、できるだけ明確性・透明性を持った定めに基づいて補助が行われるべきであり、本来であれば、要領あるいはその下位規範にあたる「別の定め」において、補助対象事業の目的や種類の例示や限定を行うとともに、補助金の額の決定に用いられる補助対象経費や補助率の基準を定めておく必要がある。

ただし、所管課によれば、事業への補助は令和元年度から開始されたことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大による事業実施への影響から、今後の補助対象事業の選定については多分に流動的な面があるとのことである。

このような事情は理解できるところであり、所管課において十分検討を行った上で、補助対象事業等の明確化を求めたい。

イ) 効果測定の指標について【意見55】(有効性)

本補助金の効果測定の指標は、「シルバー人材センターの各年度末時点の登録会員数」とされており、これは、前年度まで実施されていた運営費を対象とした補助金についての指標をそのまま用いたものとなっている。

しかし、本補助金が運営費の補助から個別事業に対する事業費の補助に変更されたことを重視するならば、従前の指標をそのまま用いるのではなく、補助対象事業の実施件数など、事業費補助の内容に即した指標を設定することがより適切であるように思われる。

他方、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第36条等により、枚方市はセンターに対して就業の機会確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとされており、この趣旨からすれば、事業費補助であっても、登録会員数の増加を目的としてこれを指標として用いることは、十分考えられるところである。ただし、この場合には、補助対象事業と登録会員数との関連性の分析検討が必要となるものと思われる。

以上については、「ア) 補助対象事業及び補助金の算定の明確化について【意見54】」で述べたとおり、現時点では今後の補助対象事業の選定について多分に流動的な面があるため、効果測定の指標に関しても、何が最適かを確定し難い状態にある。したがって、今後、補助対象事業等の明確化と併せ、最適な効果測定の指標の設定についても、十分検討することが求められる。

ウ) 補助金に係る消費税等の仕入税額控除の把握について【意見56】(公益性)

「第3 監査の結果及び意見(総論) 2. 補助金に係る個別の監査の結果及び意見を踏まえた総括意見 ②補助対象事業及び補助対象経費に関する事項 イ) 補助対象経費に含まれる消費税相当額の取扱いについて【意見6】」(27ページ)で述べたとおり、被補助者が補助対象経費に係る消費税相当額を確定申告において仕入税額控除したときには、消費税相当額が還付され、補助及び還付として、被補助者に対して二重に利益を与えることとなるが、この点は、シルバー人材センターへの補助金においても該当する可能性がある。

しかし、現状では、所管課において、シルバー人材センターの消費税申告に

おける取扱いについて確認を行っていないため、まずは、シルバー人材センターの消費税申告書入手し、その状況や影響額を把握する必要がある。

また、他都市においては、シルバー人材センターへの補助金の要綱において、補助金に係る消費税等の仕入税額控除の取扱いに明確に記載している例もあるため、参考にされたい。

【補助金要綱の事例】

センターは、(中略) 補助金交付申請書を提出するに当たって、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

(出所：公益財団法人品川区シルバー人材センター補助金要綱(抜粋))

6. 健康福祉部 地域健康福祉室（健康増進・介護予防担当）

(1) 街かどデイハウス事業補助金（通常分）

① 概要

補助金名	街かどデイハウス事業補助金（通常分）		
所管部署	令和元年度	長寿社会部 地域包括ケア推進課	
	令和2年度	健康福祉部 地域健康福祉室（健康増進・介護予防担当）	
補助の根拠 （法令、要綱等）	枚方市街かどデイハウス事業補助金交付要綱		
補助開始年度	平成10年度		
交付先	街かどデイハウス事業を行う団体		
交付の目的	街かどデイハウス事業を運営する団体に対し補助金を交付することにより、当該団体の活動を支援するとともに、高齢者等の生活支援の基盤を整備し、もって高齢者等の介護予防及び社会参加の促進を図ることを目的としている。		
補助対象経費	家賃、光熱水費、人件費、旅費、需用費、修繕費、委託料、使用料及び賃貸料、研修費、備品購入費等		
補助率・補助額	全額補助（上限あり）		
決算状況（単位：千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	48,000	44,000	44,000
決算額	37,853	41,473	40,420
財源の構成（決算額）			
一般財源	37,853	41,473	40,420
交付件数（単位：件）	10	11	11
効果測定 of 指標			
指標の内容	本補助金単独では設定していない。		
目標	-	-	-
実績	-	-	-

② 補助対象事業及び補助金の額

要綱第2条によると、街かどデイハウス事業とは、高齢者等が住み慣れた地域でいつまでも自立した日常生活を続けられるよう、地域の既存施設を活用して、住民参加によるきめ細かな生活支援として、健康チェック、健康体操、介護予防及び閉じこもり予防につながる取組等の活動を実施する事業をいう。要綱第4条によれば、本補助金の補助対象者は、次のとおりとされている。

【要綱第4条】

補助金の交付を受けることができるものは、市内において街かどデイハウス事業を行う法人格を持たない住民参加型の非営利団体又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち、市長が必要と認める運営実績（新たに街かどデイハウス事業を実施する団体にあつては、市長が必要と認める試行実績）を有するものとする。

また、要綱第5条によると、補助金の額は、次のとおりである。

【要綱第5条】

補助金の額は、街かどデイハウス事業の運営に必要な経費の額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。ただし、1実施施設につき1年度当たり基本補助と加算補助の合計額が400万円（街かどデイハウス事業を行う期間が1年に満たない場合にあつては、街かどデイハウス事業を実施する月数（街かどデイハウス事業を実施する日数が15日未満の月は、当該月数に含まない）に33万円を乗じて得た額）を超えることができない。

- (1) 基本補助 別表の1の表に定める金額
- (2) 加算補助 別表の2の表に定める金額
- (3) 初年度経費補助 1施設につき50万円を限度として、街かどデイハウス事業の開始に際して必要な備品購入費（その設置に伴う付帯工事費を含む。）及びバリアフリー化等のための改修工事費に該当する金額

(別表1 基本補助)

街かどデイハウス事業の実施日数を当該月の日数で除した割合 (小数点以下切捨て)	1月当たりの金額
4割以上6割未満	218,000円
6割以上7割未満	250,000円
7割以上9割未満	282,000円
9割以上	314,000円

備考 4割未満の場合は、街かどデイハウス事業の実施日数に12,500円を乗じて得た金額とする。

(※加算補助に関する別表2は省略。なお、加算補助においては、食事の提供、見守り訪問等の活動によって一定額が加算される。)

③ 最近の補助金の見直し状況

見直し方針に基づく本補助金のサンセット終期は、令和元年度末であり、令和元年度において、見直し方針に基づく定期的な見直しが実施された。

結論としては、街かどデイハウスを高齢者の通いの場の中心施設として位置づけ、地域における福祉拠点として、高齢者の孤立を防止し、人と人をつなげる専門的な役割を担う拠点となるよう、事業内容の検討と見直しを行うとされており、令和2年度以降についても改善して継続するものとされている。

④ 監査の結果及び意見

ア) 基本補助額の算定に係る要綱の規定について【意見57】(公益性)

本補助金の額の算定に関する要綱上の定めは「②補助対象事業及び補助金の額」のとおりである。この定めからは、別表1によって算定した金額が基本補助額であり、上限額の定めには抵触しない限りは、別表1による金額より基本補助額が減額されることはないように読むことができる。

しかし、実際には、基本補助の額は、実績報告書が提出された後に確定される際に、別表1による金額と、「枚方市街かどデイハウス事業実施要領」に基づいて算定された補助対象経費とが比較されて、いずれか少ない方の額で確定されることとなっている。(したがって、補助対象経費の方が少額である場合は、別表1による金額より減額されることになる。)しかし、この要領の存在も、補助対象経費の内容や算定方法も、補助対象経費との比較によって基本補助の額が確定することも、要綱からは読み取れない。また、上記要領にも、補助対象経費の内容や算定方法が記載されているだけで、上記要領によって算定された補助対象経費との比較によって基本補助の額を定めることは記載されていない。

補助金の額という重要な事項に関する定めであるだけに、明確性の観点から、実際の基本補助額の算定方法が明確にわかるように要綱を改正するか、少なくとも、上記の算定方法を明記した別の定めを置く必要がある。

例えば、要綱第5条における基本補助に係る規定について、下記のように改めることが考えられる。

(1) 基本補助 別表の1の表に定める金額と別途定める「枚方市街かどデイハウス事業実施要領」によって算定した補助対象経費の合計額とを比較していずれか少ない方の額

イ) 利用者の個人情報の保護について【意見58】(有効性)

要綱上の本補助金の補助対象者に関する定めは「②補助対象事業及び補助金の額」のとおりであり、令和元年度の11件の補助事業者は、すべて法人格を持たない任意団体である。しかるに、このような任意団体は、一般論として言えば、法人としての権利能力の付与も法律による組織面や財務面等の規制も受けていないだけに、組織や財務が脆弱であることが多い。

本補助事業においては、このような任意団体が、高齢者を対象とした活動を行うのであるから、上限付きとはいえ全額補助を行っている枚方市としては、適正な運営や業務遂行がなされるよう十分な配慮を行う必要があるといえる。この点、所管課において、要綱において詳細に事業の内容や基準等を定め、こ

れらに関して自主点検表の提出を得た上で現地調査を行ってチェックリストを作成し、適宜の行政指導も行っている。

しかし、令和元年度の現地調査によって判明した事実のうち、個人情報保護に関しては、チェックリストの記載に不十分な内容が散見された。具体的には、個人情報保護に関し、「奥にカーテンをして立てかけています」、「利用者の目に届かないところに管理」といった記載があった。他方では、紙媒体の情報については利用者が立ち入れない場所への施錠した上での保管とシュレッダーによる破棄、パソコン上の情報についてはパスワードによる管理と持ち出しの厳禁など、適切な取扱いを実施している旨が記載されている例もあった。

この点、所管課によれば、不十分と思われる記載があったケースについては口頭で指導を行ったとのことであるが、チェックリスト等の記録上はそのような記載がなく、どのように改善されたのかも記録上は不明である。

近時は高齢者の個人情報保護の重要性が一層増大していることを考えれば、すべての補助事業者に対し、適切な内容での取扱いを行うよう、十分な指導を行った上で、指導の内容や改善の結果を記録しておくべきである。

ウ) 補助事業者における保険への加入について【意見59】(有効性)

前述のとおり、本補助事業においては任意団体が高齢者を対象とした活動を行っているところ、その財務面の脆弱性や万一、事故が発生した際の責任主体が個人のみになってしまうことを考えれば、補助事業者におけるボランティア保険や傷害保険等の保険への加入は必須であるといえる。

この点、各種保険への加入の有無についても、「イ) 利用者の個人情報の保護について【意見 58】」で述べた現地調査におけるチェックリスト上の項目としており、チェックに際して具体的な保険会社名も聞き取って記録している。そして、このチェックリストによれば、すべての補助事業者がボランティア保険や傷害保険に加入している。

しかし、保険への加入については、要綱には記載されておらず、補助金交付決定においても保険への加入を条件とする記載はない。したがって、現状では、枚方市の事実上の指導はあるにしても、保険への加入は任意に行われているにすぎないこととなる。

本補助事業における保険への加入の重要性に鑑みれば、補助金交付決定において、補助事業者の保険への加入を交付の条件として明記しておく必要がある。

エ) 効果測定 of 指標について【意見60】(有効性)

本補助事業については、枚方市の事務事業実績測定調書においては、枚方市高齢者居場所づくり補助金と併せて、「高齢者居場所支援事業」として調書が作成され、実績測定が行われている。(2つの事業の実参加者数を合算して算定した、通いの場への参加率が成果指標として設定されている。)

この点、国(厚生労働省)も、平成26年の介護保険法改正で高齢者のふれあいの場というべき「通いの場」という概念を設定して、市町村が進める介護予防事業の中核に位置づけ、その後もこれを推進強化している。このことに照らしても、所管課が、「通いの場」に関する2つの補助事業を併せて「高齢者居場所支援事業」として実績測定を行っていること自体は適切であり、問題はない。

しかし、枚方市高齢者居場所づくり補助金は、1件あたりの上限額が20万円で、事業開始時に1回限り交付される点や、月2回以上、1回あたり概ね90分の活動が条件とされている点など、規模や頻度の小さい事業を主な対象としており、本補助金の対象事業とは金額面でも内容面でも相当に異なっている。本補助金の対象事業が、複数の任意団体が1件あたり400万円を上限として総額4000万円を超える規模の補助金を受けて高齢者を対象とした活動を行う事業であることからすれば、他の事業と併せて一括して評価するだけでなく、本補助事業独自の評価も行われるべきである。

例えば、街かどデイハウスを利用する高齢者の人数や満足度など、具体的な効果測定のための成果指標の設定は可能であると考えられることから、今後、本補助事業独自の成果指標の設定も検討する必要がある。

7. 健康福祉部 地域健康福祉室（障害福祉担当）

(1) 重度障害者等住宅改造助成事業補助金

① 概要

補助金名	重度障害者等住宅改造助成事業補助金		
所管部署	令和元年度	福祉部 障害福祉室	
	令和2年度	健康福祉部 地域健康福祉室（障害福祉担当）	
補助の根拠 （法令、要綱等）	枚方市重度障害者住宅改造助成事業実施要綱		
補助開始年度	平成7年度		
交付先	個人		
交付の目的	重度障害者及び重度知的障害者（児）の日常生活の自立や介護負担軽減を図ることを目的に、心身の状況や住宅構造に合わせた住宅改造を行うため、住宅の所有者等に費用の一部を補助する。		
補助対象経費	段差解消や手すりの設置等、住居のバリアフリー化に係る住宅改造費。自己負担割合は世帯の所得税額により異なり、補助金の上限金額を80万円に設定している。		
補助率・補助額	定率補助		
決算状況（単位：千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	20,000	20,000	20,000
決算額	14,317	13,341	15,208
財源の構成（決算額）			
一般財源	14,317	13,341	15,208
交付件数（単位：件）	19	19	22
効果測定 of 指標			
指標の内容	実施件数（単位：件） ※令和2年度以降は利用者満足度（単位：%）		
目標	25	25	25
実績	19	19	22

② 補助対象事業及び補助金の額

要綱第3条によると、本補助金の補助対象等は次のとおりである。

住宅改造助成事業の対象となる世帯（以下「対象世帯」という。）は、市内に住所を有し、住宅改造を必要とする重度障害者が属する世帯とする。ただし、当該世帯の生計中心者の前年分（1月から6月までの申請にあつては、前々年分をいう。以下同じ。）の所得税額が70,000円以下である場合に限る。

- 2 住宅改造助成事業の対象となる住宅は、市内に所在し、かつ、重度障害者が居住するものとする。ただし、借家にあつては、住宅改造に関し当該住宅の所有者の承諾を得ているものに限る。
- 3 住宅改造助成事業の対象となる者は、対象世帯に属する者とする。

③ 最近の補助金の見直し状況

見直し方針に基づく本補助金のサンセット終期は、令和元年度末であり、令和元年度において、見直し方針に基づく定期的な見直しが実施された。

補助金の交付決定にあたっては、保健センターの理学療法士、作業療法士が訪問調査に立会い、申請者の障害程度に応じた改造内容になるよう必要性、有効性等の確保を図っているが、過去 3 年間の交付実績が減少傾向にあつたため、周知方法や募集時期等、事業実施方法について検討を行い、改善を図っていくことで、令和 2 年度以降についても継続するものとされた。なお、補助金の交付決定に必要な調査事務は平成 8 年度より社会福祉協議会に委託している。

④ 監査の結果及び意見

ア) 調査事務の委託に係る事業計画書の入手について【監査の結果12】(合規性)

「③最近の補助金の見直し状況」で述べたとおり、本補助金の交付決定に必要な調査事務は平成 8 年度より社会福祉協議会に委託している。平成 31 年度枚方市重度障害者住宅改造助成事業調査事務委託契約書(以下、本項において「契約書」という。)第 6 条によると、受注者(社会福祉協議会)の事業計画書等の作成等について次のとおり規定されている。

- 受注者は、この契約の締結後 30 日以内に、発注者が定める様式により事業計画書及び委託業務に関する収支予算書を作成し、発注者に提出するものとする。
- 2 前項の事業計画書及び収支予算書には、発注者が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 3 発注者は、前 2 項の規定に基づき受注者から提出された書類の内容に不適當な箇所又は不備があると認めるときは、受注者に指示してそれを変更させ、又は補正させることができる。

契約書によると契約締結後 30 日以内に事業計画書の提出が必要と規定されているが、平成 30 年度及び令和元年度について、社会福祉協議会から事業計画書が未提出のままであった。

一義的には、社会福祉協議会による契約条項の違反ではあるが、枚方市としても事業計画書を確認しないまま業務委託を継続させることは委託した業務

の実効性に不安が残り、また、業務完了後の委託業務の評価も適切に実施することが困難となることから、契約条項の遵守が求められる。

イ) 委託による調査業務の見直しについて【意見61】(経済性・効率性)

平成 30 年度及び令和元年度の調査業務に係る委託費はそれぞれ 6,594 千円、6,499 千円であり、社会福祉協議会の重度障害者等住宅改造助成事業決算書によると決算額の内訳は【表 55】のとおりである。

【表 55】 重度障害者等住宅改造助成事業の決算額 (平成 30 年度、令和元年度)

(単位：千円)

科目	平成 30 年度 決算額	令和元年度 決算額
職員人件費	5,881	5,807
消耗品費	19	17
車両費	38	40
通信運搬費	3	2
賃借料	181	87
租税公課	470	465
事業運営費	-	78
支出合計	6,594	6,499

【表 55】のとおり、委託費の 9 割は職員の人件費が占めている。委託内容は主に住宅改造に関する助成・相談関係の事務であるが、補助金の目標件数は年間 25 件であり、平成 30 年度及び令和元年度の実績はそれぞれ 19 件、22 件であった。

年間 20 件前後の実施件数に対する委託費としてこれだけの人件費を要することには経済性の観点から疑問が残る。今後、委託内容の見直しや直営化等の検討が望まれる。なお、現段階において令和 3 年度以降は直営にて実施する方針とされている。

(2) 障害者（児）歯科診療事業補助金

① 概要

補助金名	障害者（児）歯科診療事業補助金		
所管部署	令和元年度	福祉部 障害福祉室	
	令和2年度	健康福祉部 地域健康福祉室（障害福祉担当）	
補助の根拠 （法令、要綱等）	枚方市障害者（児）歯科診療運営補助金交付要領		
補助開始年度	平成2年度		
交付先	枚方市歯科医師会		
交付の目的	障害者歯科診療事業を実施している枚方市歯科医師会に対し、補助金を交付することにより、同事業の円滑な運営を促すとともに、障害者（児）の歯科診療の受診を促進する。		
補助対象経費	歯科医師、歯科衛生士、事務員の人件費、材料費、保険料、研究研修費、その他必要経費		
補助率・補助額	その他		
決算状況（単位：千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	9,190	9,190	13,680
決算額	8,944	11,180	13,416
財源の構成（決算額）			
一般財源	8,944	11,180	13,416
交付件数（単位：件）	1	1	1
効果測定 of 指標			
指標の内容	受診者数（単位：人）		
目標	600	750	750
実績	636	680	783

② 補助対象事業及び補助金の額

要領第3条によると、本補助金の補助対象等は次のとおりである。

補助金の額は、次に掲げる経費のうち市長が必要と認める実支出額から実収入額を差し引いた額（その額が年1,500万円を超えるときは、1,500万円）とする。

- (1) 人件費
- (2) 材料費
- (3) 保険料
- (4) 研究研修費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、診療所の運営に要する経費

③ 最近の補助金の見直し状況

見直し方針に基づく本補助金のサンセット終期は、令和元年度末であり、令和元年度において、見直し方針に基づく定期的な見直しが実施された。

令和元年度の目標の実績度は、104.44%と100%以上を上回り、本補助事業は、歯科医師会に対し、障害者（児）歯科診療運営補助金を交付することにより、障害者（児）歯科診療の円滑かつ効果的な運営を図ることができたとし、令和2年度以降についても継続するものとされた。

④ 監査の結果及び意見

ア) 診療収入に係る報告額の再検証と補助金返還請求に向けた協議について

【監査の結果13】（合規性）

「4. 健康福祉部 健康福祉総務課 (2) 枚方休日歯科急病診療所運営補助金 ④ 監査の結果及び意見 ア) 診療収入に係る報告額の再検証と補助金返還請求に向けた協議について【監査の結果7】」（127 ページ）で述べた内容と同一である。

休日歯科急病診療所運営補助金と障害者（児）歯科診療事業補助金の合計で1,653千円過大に支給されている可能性があるため、健康福祉総務課と共同で、両補助事業に係る収支差額の検証を行い、歯科医師会に対して補助金の返還に向けた協議を進める必要がある。

イ) 補助対象経費積算の明確化について【監査の結果14】（公益性）

歯科医師会は、一般の歯科医院では治療が困難な障害者（児）を対象に障害者歯科診療事業を実施しており、枚方市は歯科医師会に対し診療所の運営に要する経費を対象として補助金を交付している。診療所は、障害者歯科診療において2次医療機関に該当し、1人の受診者に対して歯科医師が2人で対応しなければならない場合も多く、本来ならば歯科医師が4人配置されることが望ましいが、予約を調整することで歯科医師3人の体制で対応を行っている。

なお、令和元年度の障害者歯科診療事業の概要は【表56】のとおりである。

【表 56】 障害者（児） 歯科診療事業の概要

実施場所	枚方休日歯科急病診療所
所在地	枚方市禁野本町 2 丁目 13 番 13 号 (枚方市保健センター1 階)
診療日時（予約制）	毎週木曜日 午後 1 時～5 時 土曜日（月 2 回） 午後 2 時～6 時
診療体制	歯科医師 3 人 歯科衛生士 4 人
1 日当たりの診療数	10.9 人（延診療件数／診療日数）

平成 30 年 9 月以前の診療日は毎週木曜日のみであったが、平成 30 年 10 月以降は月 2 回の土曜日の診療が追加され、補助金の上限額は 1,000 万円から平成 30 年度は 1,250 万円、令和元年度以降は 1,500 万円に改定されている。

令和元年度の決算支出額は 21,572 千円であり、支出額に対する収入額は診療報酬が 6,572 千円（30.5%）、大阪府補助金が 1,584 千円（7.3%）、枚方市補助金が 13,416 千円（62.2%）と枚方市補助金が大半を占めている。枚方市補助金は診療所の実支出額から大阪府補助金、診療報酬等の収入を差し引いた全額が補助対象となっており、補助金の上限は規定されているものの、実質的に診療所の運営経費の不足額が補助対象となっている。また、決算額については収支決算書の確認にとどまり、支出額の妥当性の確認までは行われていなかった。

支出額のうち、主な内容は人件費 17,232 千円、運営費 1,728 千円であり、【表 57】のとおりの内容である。

【表 57】 障害者（児） 歯科診療事業補助金の主な支出内容

人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科医師 1 日当たり 50,000 円（診療時間 1 時間あたり換算 12,500 円） ・ 歯科衛生士 1 日当たり 15,000 円（診療時間 1 時間あたり換算 3,750 円） ・ 受付 1 日当たり 15,000 円（診療時間 1 時間あたり換算 3,750 円） ・ 事務員 1 日当たり 9,000 円（診療時間 1 時間あたり換算 2,250 円）
運営費	診療時間後に当日の出務医師と障害者歯科運営委員 3 名で行う運営委員会（当日の診療事例の内容検討他）にかかる日当（4,000 円×72 回×6 名）

人件費について、歯科医師の日当は枚方市の母子検診の単価を参考に設定されているが、他の日当に関しては設定根拠が不明とのことであった。

また、運営費について、診療日の都度、障害者歯科運営委員会が開催され、6名の出席者によって当日の診療内容の検討などが行われているとのことであるが、委員会議事録の確認等までは行っていない状況であった。

所管課は歯科医師会へのヒアリングや帳簿、証拠書類の閲覧により、決算額の妥当性について確認する必要がある。さらには、補助対象経費の設定が妥当であるか積算を見直すことが必要である。

(3) 精神保健福祉推進事業補助金

① 概要

補助金名	精神保健福祉推進事業補助金		
所管部署	令和元年度	福祉部 障害福祉室	
	令和2年度	健康福祉部 地域健康福祉室（障害福祉担当）	
補助の根拠 （法令、要綱等）	決裁		
補助開始年度	昭和48年度		
交付先	枚方市社会福祉協議会		
交付の目的	精神保健に係る市民の理解と精神障害者福祉の向上を図るため、関係機関・団体と連携を図り、啓発活動等を実施することにより、市民の精神的健康の保持と増進を図る。		
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉推進協議会運営費、各種講座、相談事業等の事業費及び事務費 ・心の電話相談助成 ・当事者会への活動助成（5団体） ・人件費 		
補助率・補助額	全額補助		
決算状況（単位：千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	10,860	11,923	11,553
決算額	10,773	11,332	11,553
財源の構成（決算額）			
一般財源	10,773	11,332	11,553
交付件数（単位：件）	1	1	1
効果測定 of 指標			
指標の内容	利用者数（単位：件） ※令和2年度以降は精神障害に関する市民理解度の進展 （単位：%）（算出式：前年比）		
目標	400	450	400
実績	390	387	171

② 最近の補助金の見直し状況

見直し方針に基づく本補助金のサンセット終期は、令和元年度末であり、令和元年度において、見直し方針に基づく定期的な見直しが実施された。

精神保健福祉に係る啓発事業は同種の他事業もあり、保健所で行う地域保健、精神衛生に係る業務でもあることから、事業の見直しが検討され、また、ボランティア団体への補助事業も含まれていることについて、所管課等にお

いて、事業ごとの存続等協議を行い、事業ごとに存続・廃止・類似事業への統合を検討している。

③ 監査の結果及び意見

ア) 活動助成金に係る活動内容の確認について【監査の結果15】(合規性)

精神保健福祉推進事業のひとつにセルフヘルプグループの活動支援があり、複数の家族会へ活動助成金を総額 1,555 千円支出している。

精神保健に係る市民の理解と精神障害者福祉の向上を図るために家族会活動を補助することは有意義なものとして理解しているが、社会福祉協議会より所管課へ提出される精神保健福祉推進事業報告では、セルフヘルプグループの活動支援として各家族会へ活動の支援を行ったと記載されているのみであった。活動助成金は補助金交付先である社会福祉協議会から各家族会への支出であり、直接各家族会と連携しているのは社会福祉協議会で、事業報告上でも具体的な活動の記載がないことから、後日、所管課において各家族会の活動内容を確認することが難しいと考えられる。

活動助成金を支出している以上、年度ごとにどのような活動を行ったか確認するため、事業報告において具体の記載を求める必要がある。

「4. 健康福祉部 健康福祉総務課 (3) 社会福祉協議会に対する補助金に係る共通事項 ③監査の結果及び意見」に記載した「ア) 人件費に対する補助のあり方について【意見 46】」(133 ページ) 及び「イ) 補助金に係る消費税等の仕入税額控除の把握について【意見 47】」(135 ページ) は本補助金にも該当する。

(4) 重症心身障害者宿泊訓練補助金

① 概要

補助金名	重症心身障害者宿泊訓練補助金		
所管部署	令和元年度	福祉部 障害福祉室	
	令和2年度	健康福祉部 地域健康福祉室（障害福祉担当）	
補助の根拠 (法令、要綱等)	枚方市重症心身障害者宿泊訓練補助金交付要綱		
補助開始年度	平成28年度		
交付先	市内の生活介護サービス運営事業者		
交付の目的	重症心身障害者に対し、障害の程度や介護家族の状況等を十分に理解する事業所等において宿泊を伴う生活訓練を実施することにより、重症心身障害者の地域社会における自立した日常生活又は社会生活に対する支援を図る。		
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練1回あたり 34,000円 ・ 初度調弁費 		
補助率・補助額	定額補助		
決算状況（単位：千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	800	800	800
決算額	374	387	343
財源の構成（決算額）			
一般財源	374	387	343
交付件数（単位：件）	1	1	1
効果測定の指標			
指標の内容	宿泊訓練を受ける障害者の延べ人数（単位：人） ※令和2年度以降は訓練を受けた者の数のうち、地域生活における新たなサービスの利用の開始等につながった人数 （単位：%）（算出式：新規人数／訓練実施人数×100）		
目標	20	20	20
実績	22	20	20

② 補助対象事業及び補助金の額

要綱第4条によると、本補助金の補助対象等は次のとおりである。

<p>補助金の交付の対象となる行為は、次のいずれにも該当する宿泊訓練とする。</p> <p>(1) 利用者の2分の1以上が次項各号のいずれかに該当する市内の枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市</p>
--

条例第 53 号) 第 80 条第 1 項に規定する指定生活介護事業所において実施するものであること。

- (2) 1 年度に 10 回以上実施するものであること。
 - (3) 利用者の数が、1 泊につき 2 人以上のものであること。
 - (4) 市長が適当と認める世話を、利用者と同数以上置くものであること。
- 2 前項第 2 号から第 4 号までの利用者とは、本市に住所を有する 15 歳以上の者で、次のいずれかに該当するものをいう。
- (1) 身体障害福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、その障害程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の肢体不自由 1 級又は 2 級に該当し、かつ、大阪府療育手帳に関する規則（平成 12 年大阪府規則第 42 号）第 7 条第 2 項の規定により療育手帳の交付を受け、その判定の結果が同規則第 6 条第 2 項第 1 号に規定する A に該当するもの
 - (2) 前号に掲げるものと同程度の障害があり、常時市長が定める介護が必要であるもの

③ 最近の補助金の見直し状況

見直し方針に基づく本補助金のサンセット終期は、令和元年度末であり、令和元年度において、見直し方針に基づく定期的な見直しが実施された。

本補助金は、令和 2 年度以降についても現状のまま継続するものとされたが、今後、早急に、本事業の振り返りを行い、事業の目的等に照らして、効果や問題点等について検証を行うこととしている。

④ 監査の結果及び意見

ア) 重症心身障害者宿泊訓練補助金のあり方について【意見62】（有効性）

重症心身障害者宿泊訓練事業の実施状況についてみると、平成 28 年度から令和元年度までの 4 年間で訓練を実施した事業者は 1 件、実施件数は 78 件、対象者数は 12 人であり、中には 4 年間毎年実施された対象者も含まれていた。

訓練事業者と対象者が限定されていることから、単なるショートステイ替わりに利用されていることも考えられ、本来の趣旨とは異なった解釈で利用されている可能性がある。

今一度、補助金の効果的な利用が図られるよう周知することや、グループホームの新規開設や運営費の補助等、他の事業との関係から制度自体の見直しも必要と考えられる。なお、現段階において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 2 に基づき設置された枚方市自立支援協議会において、より効果的な取組について検討しているとのことである。

(5) 基準該当障害福祉サービス（生活介護・自立訓練）運営補助金

① 概要

補助金名	基準該当障害福祉サービス（生活介護・自立訓練）運営補助金		
所管部署	令和元年度	福祉部 障害福祉室	
	令和2年度	健康福祉部 地域健康福祉室（障害福祉担当）	
補助の根拠 （法令、要綱等）	枚方市基準該当障害福祉サービス（生活介護・自立訓練）運営補助金交付要綱		
補助開始年度	平成19年度		
交付先	市内の基準該当障害福祉サービス運営事業者		
交付の目的	基準該当障害福祉サービス（生活介護・自立訓練）を実施する事業所に対し、市単費の加算を行うことで、運営の安定を図るとともに、障害者の施設通所による入浴等の機会の確保を図る。		
補助対象経費	基準該当障害福祉サービス事業所が、基準該当障害福祉サービス（生活介護・自立訓練）を実施した場合、利用者の障害程度に応じて補助金（日額）を支給。		
補助率・補助額	定額補助		
決算状況（単位：千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	12,027	11,966	11,700
決算額	10,451	9,983	9,617
財源の構成（決算額）			
一般財源	10,451	9,983	9,617
交付件数（単位：件）	13	11	12
効果測定の指標			
指標の内容	基準該当サービスの年間延べ利用回数（回） ※令和2年度以降は基準該当福祉サービス利用日数 （単位：日）		
目標	7,000	6,600	6,300
実績	6,565	6,244	6,009

② 補助対象事業及び補助金の額

要綱第5条及び第6条によると、本補助金の補助対象等は次のとおりである。

<p>第5条 補助金の交付の対象となる事業は、本市の区域において実施する利用者に対する生活介護及び自立訓練とする。</p> <p>第6条 補助金の額は、1日における利用者の人数に、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 重症心身障害者（児）である利用者 2,000円</p> <p>(2) 前号に掲げる利用者以外の利用者 1,500円</p>

③ 最近の補助金の見直し状況

見直し方針に基づく本補助金のサンセット終期は、令和元年度末であり、令和元年度において、見直し方針に基づく定期的な見直しが実施された。

本補助金は、在宅の重度身体障害者等の入浴を支援する事業として定着しており、在宅の重度身体障害者等の入浴等の機会の確保につながっていることから、令和2年度以降についても継続するものとされた。

④ 監査の結果及び意見

ア) 証跡の不備について【監査の結果16】(合規性)

所管課は、事業者に対して実績報告書(利用者区分・月ごとに利用者名、実施日をまとめた報告書)及び生活介護サービス提供実績記録票(日ごと・利用者ごとにサービス提供実績について利用者の押印や署名のある実績記録票)の提出を求め、実績報告書と実績記録票の照合の上、要綱に沿って補助金を交付している。また、利用者の押印や署名がない等不備があった場合には事業者に再提出を求めている。

令和元年度の生活介護サービス提供実績記録票を確認したところ利用者の押印や署名がなされていない実績記録票が散見された。これらについて再提出を求めているとのことであったが令和2年8月時点においては未回収のままとなっていた。利用者印は、サービスの実績確認及び補助金交付の証跡として必要なものであることから今後一層徹底されたい。

イ) 報告様式の整備について【意見63】(合規性)

実績報告書及び実績記録票は、枚方市の定めた様式によって作成・提出を求めている。

しかし、一部の事業者からは、月ごとにまとめて利用者の署名をもらう実績記録票等、枚方市の定めた様式にはよっていない独自の記録票が提出されていた。利用者によっては月十数回の利用がなされることもあり、所管課としては月ごとではなく、サービス提供の都度証跡をもらうよう求めている。

今後、全ての事業者が適切な様式によって提出されるよう周知徹底が望まれる。

8. 都市整備部 住宅まちづくり課

(1) 修景補助金

① 概要

補助金名	修景補助金		
所管部署	令和元年度	都市整備部 景観住宅整備課	
	令和2年度	都市整備部 住宅まちづくり課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	枚方市歴史的景観の保全等に係る補助金交付要綱		
補助開始年度	平成14年度		
交付先	個人又は団体		
交付の目的	歴史と文化を色濃く残す本市の枚方宿歴史的景観保全地区において、歴史的景観建造物又は歴史的景観の保全及び整備を行うものに対し、その建造物等の外観等の修復、復元等に要する経費の一部を助成することで歴史的景観の保全・整備を行い、魅力ある街並みを形成することを目的とする。		
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的景観建造物及び景観重要建造物の外観の修復、復元等に要する経費 ・ 歴史的景観建造物に係る景観の保全のために必要な門、塀等の外観の修復、復元及び植栽等に要する経費 ・ 歴史的景観の保全及び整備のために必要な建築物の新築、増築、改築、並びに門、塀等の外観の新設、改造及び植栽等に要する経費 ・ 景観重要樹木に係る景観の保全のために必要な事業に要する経費 ・ 歴史的景観の保全及び整備のために設置された街灯の改造に要する経費 		
補助率・補助額	定率補助		
決算状況（単位：千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	6,000	8,563	9,000
決算額	3,777	5,708	5,015
財源の構成（決算額）			
国	1,048	2,854	2,397
一般財源	2,729	2,854	2,618
交付件数（単位：件）	7	2	3
効果測定の指標	町家の保全および修景助成件数		
指標の内容	平成14年度から実施してきた修景助成件数を指標としたもので、実績は累計を示している。		
目標	43	45	47
実績	43	45	48

② 補助対象事業及び補助金の額

要綱第 5 条及び別表によると、本補助金の補助対象等は次のとおりである。

枚方市景観規則（平成 26 年枚方市規則第 34 号。以下「規則」という。）

第 21 条第 1 号に掲げる行為

- ・ 景観重要建造物の外観の修復、復元等（以下「工事」という。）
- ・ 工事に関連する景観重要建造物の内部の改造
- ・ 景観重要建造物に係る景観の保全のために必要な門、塀等の外観の修復、復元等
- ・ 景観重要建造物に係る景観の保全のために必要な植栽等
- ・ 景観重要樹木に係る景観の保全のために必要な事業

規則第 21 条第 2 号又は第 4 号に掲げる行為

- ・ 歴史的景観の保全及び整備のために必要な建築物の新築、増築、改築又は修繕
- ・ 歴史的景観の保全及び整備のために必要な門、塀等の新設、改造等
- ・ 歴史的景観の保全及び整備のために必要な植栽等
- ・ 歴史的景観の保全及び整備のために必要な屋外広告物の設置等
- ・ 歴史的景観の保全及び整備のために設置された街灯の改造

規則第 21 条第 3 号に掲げる行為

- ・ 歴史的景観建造物の外観の修復、復元等
- ・ 工事に関連する歴史的景観建造物の内部の改造
- ・ 歴史的景観建造物に係る景観の保全のために必要な門、塀等の外観の修復、復元等
- ・ 歴史的景観建造物に係る景観の保全のために必要な植栽等

また、要綱第 6 条により補助金の補助率及び上限額が個々に定められており、補助金の合算額についても上限を定めている。

③ 最近の補助金の見直し状況

見直し方針に基づく本補助金のサンセット終期は、令和元年度末であり、令和元年度において、見直し方針に基づく定期的な見直しが実施されている。

市民のニーズの有無や、広く市民の公益に資するものかどうか、また、その効果について検討した結果、令和 2 年度以降についても継続するものとされた。

④ 監査の結果及び意見

ア) 補助事業の実施状況確認の文書化について【意見64】(有効性)

規則第16条においては、被補助者から実績の報告を受けた後、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金の額を確定するものとされているが、本補助金においては、補助対象となったすべての工事について、被補助者から報告を受けるだけでなく、所管課の職員による現地調査を実施している。

しかし、規則に基づき作成されている「完了実績確認書」には具体的な検査内容に関する記載がないため、後日、どのような方法で、どのような観点から現地調査が実施されたのかを確認することができず、調査方法が属人化する可能性を否定できない。

この点、所管課において、現地調査時に具体的なチェック項目について取りまとめたリストに結果を記入するなどの方法により、いつ、誰が、どこで、どのような調査を実施したかについて文書化して保存することにより、調査に関する着眼点や起こりやすい問題点といったノウハウを蓄積する方策を検討することが望ましい。

9. 都市整備部 連続立体交差推進室

(1) 光善寺駅周辺市街地再開発事業補助金

① 概要

補助金名	光善寺駅周辺市街地再開発事業補助金		
所管部署	令和元年度	都市整備部 連続立体交差推進室	
	令和2年度	都市整備部 連続立体交差推進室	
補助の根拠 (法令、要綱等)	枚方市市街地再開発事業補助金交付要綱		
補助開始年度	平成30年度		
交付先	光善寺駅西地区市街地再開発組合等		
交付の目的	本市の区域内において施行される市街地再開発事業の施行者等に対し、補助金を交付することにより、本市の区域内における市街地の再開発を進め、もって公共の福祉の増進に資するため。		
補助対象経費	調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費、付帯事務費		
補助率・補助額	定率補助		
決算状況（単位：千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	-	85,120	158,603
決算額	-	85,120	12,680
財源の構成（決算額）			
国	-	42,560	4,585
一般財源	-	42,560	8,095
交付件数（単位：件）	-	1	1
効果測定 of 指標	総会、理事会等の開催回数		
指標の内容	市街地再開発事業の円滑な実施に向けて、組合が行う各種検討に要する会議の回数		
目標	12	10	10
実績	14	10	9

② 補助対象事業及び補助金の額

要綱第5条によると、本補助金の補助対象等は次のとおりである。

- | |
|--|
| (1) 調査設計計画費
(2) 土地整備費
(3) 共同施設整備費
(4) 付帯事務費 |
|--|

また、要綱によると補助金は、上記経費（補助対象事業のうち、本市の区域内に係るものに限る。）の合計額に3分の1を乗じて得た額とされている。

③ 最近の補助金の見直し状況

本補助金については令和2年度より新規補助金チェックシートの作成対象となっているが、当該事業については国の社会資本整備総合交付金要綱等に基づき、事業進捗に合わせて補助を行っていく。

④ 監査の結果及び意見

ア) 補助事業の実施状況確認の文書化について【意見65】（有効性）

光善寺駅西地区市街地再開発組合の令和元年度決算額に関する事業終了実績報告書については、要綱第22条において「市長は、前条の規定（実績の報告）による報告があった場合において、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び交付条件に調査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定するものとする。」とされていることを受け、所管課において組合の作成した根拠資料を精査し、その内容を確認した上で決裁を受けているが、その調査に関する調査報告及び根拠資料等が所管課に保存されておらず、後日、調査実施状況を確認することができない状況となっていた。

補助事業の実施状況を確認する際には、その実施時期、実施場所及び実施する手続き等を記載した計画書及び当該計画書に基づき実施した手続きの内容とその結果及び実施に際して確認した資料に関する記録について文書化した調査結果報告書を作成保存し、後日において調査実施状況を確認できる状況にしておく必要がある。

この点、規則第16条に基づく実地調査等の調書を作成し、調査結果報告書として保存するとともに、調査方法が属人的とならないよう、補助対象事業ごとに具体的なチェック項目を取りまとめたリストに結果を記入するなどの方法により、いつ、誰が、どこで、どのような調査を実施したかを文書化しておくことについて検討が必要である。

10. 土木部 交通対策課

(1) 枚方交野交通安全協会補助金

① 概要

補助金名	枚方交野交通安全協会補助金		
所管部署	令和元年度	土木部 交通対策課	
	令和2年度	土木部 交通対策課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	決裁		
補助開始年度	昭和44年度		
交付先	一般社団法人枚方交野交通安全協会		
交付の目的	交通事故防止のために、枚方交野交通安全協会が行っている交通安全啓発事業に対して補助を行う。		
補助対象経費	交通安全活動費（広報宣伝費、安全教育費、行事費、表彰費）		
補助率・補助額	全額補助		
決算状況（単位：千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	3,600	3,200	3,200
決算額	3,102	3,200	3,048
財源の構成（決算額）			
一般財源	3,102	3,200	3,048
交付件数（単位：件）	1	1	1
効果測定 of 指標			
指標の内容	枚方市内の交通事故発生件数		
目標	1,530	1,450	1,300
実績	1,467	1,304	1,192

② 補助対象事業及び補助金の額

本補助金の補助対象経費は枚方交野交通安全協会が実施する交通安全活動費である。具体的には広報宣伝費、安全教育費、行事費、表彰費等が対象となっている。

③ 最近の補助金の見直し状況

見直し方針に基づく本補助金のサンセット終期は、令和元年度末であり、令和元年度において、見直し方針に基づく定期的な見直しが行われている。

具体的には、ニーズの有無の確認、市内における交通事故発生件数の動向をチェックする等によりその有効性を確認するとともに、近隣の中核市の動向も含めて検討を実施している。

検討の結果、令和2年度以降についても継続するものとされた。

④ 監査の結果及び意見

ア) 補助事業の実施状況確認報告について【意見66】(有効性)

本補助金の使用状況を確認するため、所管課の職員が枚方交野交通安全協会の実施する主要行事計画にあるイベント等に出席する等の方法により現地調査を実施しているが、現地調査を実施した証跡が写真しか残っておらず、実際に現地調査を実施したのか、枚方交野交通安全協会から写真の提供を受けただけなのか不明な状況が確認された。

現地調査を実施したのであれば、調査報告書等を作成し、いつ、誰が、どこで、何を確認したかを明確化し、現地調査を実施した証拠として保存すべきである。また、現地調査における気付き事項があれば付記する等により、今後の改善に役立てるような様式にすることも併せて検討すべきである。

イ) 本補助金を充当して購入した物品の転用について【監査の結果17】

(合規性)

後述の「(2) 枚方市交通対策協議会補助金」における「交通事故をなくす運動」事業の主要行事である駅前キャンペーン等において啓発物品であるポケットティッシュの配布を実施しているが、当該ポケットティッシュは、本項の枚方交野交通安全協会補助金を充当して購入したものであった。

枚方市交通対策協議会の主要行事で必要となる物品は、枚方市交通対策協議会補助金で購入すべきであり、枚方交野交通安全協会補助金を充当して購入した物品を転用することは適切ではない。

今後は当該配布物品の購入に要する経費について、両補助事業の負担割合を検討し、それぞれの事業計画に含めて補助金の申請を行う必要がある。

(2) 枚方市交通対策協議会補助金

① 概要

補助金名	枚方市交通対策協議会補助金		
所管部署	令和元年度	土木部 交通対策課	
	令和2年度	土木部 交通対策課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	枚方市交通対策協議会に対する補助金交付要綱		
補助開始年度	昭和44年度		
交付先	枚方市交通対策協議会		
交付の目的	交通事故防止のために、交通対策協議会が実施する「交通事故をなくす運動」事業に対し補助を行う。		
補助対象経費	枚方市交通対策協議会事務局職員の人件費 (給料、職員手当、共済費) 交通事故をなくす運動推進に伴う物件費 (報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料)		
補助率・補助額	全額補助		
決算状況(単位:千円)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	10,427	10,819	10,936
決算額	10,425	10,591	10,402
財源の構成(決算額)			
一般財源	10,425	10,591	10,402
交付件数(単位:件)	1	1	1
効果測定 of 指標			
指標の内容	交通対策協議会が実施している1年間の交通安全対策の啓発事業件数		
目標	9	9	9
実績	9	9	9

② 補助対象事業及び補助金の額

本補助金は、枚方市における交通事故の減少をはかりもって人命の安全を期するため、全市の総力を結集して強力かつ効果的な交通安全対策の推進指導に当り、事故防止活動を目的とする枚方市交通対策協議会(以下「交対協」という。)に対する補助金である。

要綱第2条によると、本補助金の補助対象等は次のとおりである。

(1) 交対協の事務局職員の人件費
(2) 交対協が小学校区ごとに置く支部に対する助成金
(3) 交対協が行う交通事故をなくす運動推進に伴う物件費等
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める費用

また、要綱第 3 条によると補助金は、規則第 6 条に規定する補助金交付の決定後、概算払により交付される。

③ 最近の補助金の見直し状況

見直し方針に基づく本補助金のサンセット終期は、令和元年度末であり、令和元年度において、見直し方針に基づく定期的な見直しが実施された。

具体的には、ニーズの有無の確認、市内における交通事故発生件数の動向をチェックする等によりその有効性を確認するとともに、近隣の中核市の動向も含めて検討を実施した結果、令和 2 年度以降についても継続するものとされた。

④ 監査の結果及び意見

ア) 補助金の申請及び交付決定における双方代理について【意見67】(合規性)

交対協の会則第 6 条において「会長は、市長の職にあるものをもって充て、本会を代表して会務を総理する。」と規定されており、交対協の会長には枚方市長が就任している。

そして、交対協への補助金に関しては、枚方市長が交対協の会長として行った申請に対し、枚方市長が交付決定を行っており、形式的には、枚方市長が枚方市と交対協の双方を代表する形となっている。

この点、最高裁判所平成 16 年 7 月 13 日判決においては、地方公共団体の長が締結する契約について、民法第 108 条の双方代理の禁止の規定が類推適用されるとしている。そして、地方公共団体が行う補助金の交付決定の法的性質は、原則として、いわゆる行政処分ではなく、契約の申込み(交付申請)に対する承諾とされており、本補助金の交付申請及び交付決定についても、双方代理の禁止の規定が類推適用され、枚方市と交対協の双方ともに法律効果が帰属していないことになる可能性がある。

枚方市では、前述の最高裁判所判決に対応して、同一人が契約当事者の双方の代理人とならないよう、書面による契約書を作成する場合には、地方自治法第 153 条第 1 項の規定に基づき、副市長に契約に係る権限を委任しているとのことであるが、書面による契約書を作成しない場合の契約の申込み及び承諾においても、同様に、双方代理の問題が発生する可能性がある。

したがって、双方代理の問題を解消するため、交対協が補助金の交付申請を行う際、市長以外の代表権を有する者の名義で申請するなどの対策を執る必要がある。

イ) 市職員の交対協事務局業務への従事について【意見68】(合規性)

交対協の会則第 22 条において「本会の事務局を枚方市役所内に置き、その事務を処理する」とされており、交対協の事務局長には交通対策課の職員が就任している。

所管課によると、交対協の事務局業務は「地方公共団体がなすべき責を有する職務」（地方公務員法第 35 条）に該当するものとの認識のもと、職務命令として、交対協の事務局長としての業務に従事させているとのことであり、地方公務員法第 35 条に基づく条例による「職務に専念する義務の免除」としては取り扱っていない。具体的には、毎年、交対協からの依頼に基づき、市職員の事務局長就任について同意する文書を交付しており、その決裁に係る回議書には、「職務の取扱いについては、本市職員としての職務にあたるため、公務扱いとします。」と明記されている。

確かに、枚方市における交通事故の減少を図るという交対協の目的は、交通対策課の事務分掌のうち、「交通安全対策事業に関すること」に密接に関連する面があり、市職員としての職務に該当するとの判断については一定の合理性が認められる。

一方、交対協は、法人格を有しない任意団体ではあるものの、国土交通省大阪国道事務所高槻維持出張所ほか 12 団体や小学校区ごとに選出される民間交通指導員から構成され、総会等、枚方市から独立した独自の意思決定機関が整備されている。また、そもそも、補助金として支出している以上、事業の実施主体は交対協であり、枚方市は交対協が行う事業を支援する立場ということになる。仮に、このような側面を重視するのであれば、市職員が交対協の事務局業務に従事する場合、職務命令として位置づけるのではなく、「職務に専念する義務の免除」の手続きを執る必要性は高いと考えられる。

近年、職員の「職務に専念する義務の免除」に関連する複数の住民訴訟や住民監査請求が提起されている状況にも鑑み、枚方市として、市職員が任意団体の事務局業務に従事する際のサービス上の手続き等についての考え方を整理し、職員が交対協をはじめとした任意団体の事務局業務に従事する根拠を明確化しておく必要がある。

ウ) 事業計画書に記載されていない費目への補助金の充当について【意見69】(合規性)

枚方市交通対策協議会補助金に係る決算報告書に申請時に提出された事業計画書に記載されていない「使用料及び賃借料」という費目が追加記載され、特別な手続きもなく承認されている状況が確認された。

当該「使用料及び賃借料」の内容は令和元年9月に開催された「交通安全市民大会」の会場で使用するマイク、演台及びマイクスタンドの使用料である。

当該使用料は平成30年度までは無料であったが、令和元年6月より有料化されたものであり、計画時点では予算に計上することが不可能であった費用であるが、当初の計画どおりイベントを実施するためには必要な費用と考えられ、当該経費について補助金を充当することについて問題はない。

また、規則第12条第1項2号において「補助金等の使途又は配分の変更（軽微なものを除く。）をするとき。」に該当する場合は市長に申し出て、その承認を受けなければならないと規定されているが、今回の使用料は16,200円であり、「軽微なもの」にあたると思われる。

しかし、事業計画書に記載されていない費目の追加であることから、所管課の承認の可否を客観的に判断するため、「軽微」と判断する基準について、要綱等において明確化しておくことが望ましい。

1 1. 上下水道経営部 営業料金課

(1) 私設メーター取替事業補助金

① 概要

補助金名	私設メーター取替事業補助金		
所管部署	令和元年度	上下水道経営部 上下水道経営室（営業料金担当）	
	令和2年度	上下水道経営部 営業料金課	
補助の根拠 （法令、要綱等）	集合住宅等の貯水槽水道に係る私設メーター取替事業の補助に関する要綱		
補助開始年度	平成7年度		
交付先	集合住宅等の管理組合又は所有者（オーナー）等		
交付の目的	水道メーターに係る計量法の規定（検定満期8年）又は故障等による取替えについては、戸建住宅の水道メーターは市が取替えを行っていることから、集合住宅等の私設メーターの所有者等が行う取替えに対して補助することにより、水道使用者に対する公平性を確保するとともに、計量法を遵守させることを目的としている。		
補助対象経費	水道メーター購入費・取替工事費・結線調整費・材料費・手数料等		
補助率・補助額	定額補助		
決算状況（単位：千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	19,950	23,450	23,450
決算額	15,614	19,470	11,014
財源の構成（決算額）			
一般財源	15,614	19,470	11,014
交付件数	104件（2,444個）	83件（2,796個）	73件（1,500個）
効果測定 of 指標			
指標の内容	私設メーター取替費用補助金を交付したメーター数		
目標	2,300	2,900	2,900
実績	2,444	2,796	1,500

② 補助対象事業及び補助金の額

ア) 私設メーターの設置形態

枚方市では、枚方市水道事業給水条例施行規程第 23 条第 2 項に基づき、集合住宅等の管理組合や所有者等との間で、共用給水建物に係る使用水量に関する協定（以下、本項において「協定」という。）を締結することとしている。

共用給水建物とは、貯水槽水道を設置した集合住宅等であり、集合住宅であっても、直結式（直結増圧式）給水方式を採用しているものは含まれない。なお、直結式（直結増圧式）給水方式を採用している集合住宅等については、戸建て住宅と同様、市メーターのみが設置されている。

協定における使用水量の検針と集合住宅等における水道メーターの設置形態との関係を示すと、【表 58】のとおりである。

【表 58】 協定におけるメーターの設置と水道料金等の算定方法の関係

分類	メーターの設置	設置の主体	水道料金
① 各戸検針・ 各戸徴収	市メーター（親）	枚方市	私設メーターの検針において計量した使用水量に基づいて算定
	私設メーター（子）	管理組合等（私設）	
② 均等割り	市メーター（親）	枚方市	水道使用住戸の使用水量を均等とみなして算定

（注）（親）＝親メーター、（子）＝子メーター

【表 58】の①（各戸検針・各戸徴収）の場合に設置される私設メーターは、直読式メーター又は遠隔指示式メーターのいずれかであり、枚方市では、協定に基づき、私設メーターの検針を行い、各私設メーターに係る水道の利用者から水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）を徴収することとされている。

一方、②（均等割り）の場合には枚方市が市メーターの検針を行い、集合住宅等の管理組合や所有者等から水道料金等を徴収することとされている。ただし、②（均等割り）の場合においても、管理組合や所有者等が独自に私設メーターを設置し、各住戸の入居者等の水道料金等の負担額の算定に用いている場合もある。（この場合は、枚方市が私設メーターの検針を行うことはない。）

水道メーターのうち口径が 350mm 以下のものは、計量法上「特定計量器」に該当するため、検定に合格し、かつ有効期間内のものでなければ使用できない

(計量法第 16 条)。検定の有効期間は 8 年であり (計量法施行令第 12 条及び別表第 3)、検定満期となった市メーターについては枚方市が費用負担及び取替えを行っている。一方、私設メーターについては、管理組合や所有者等、当該メーターを設置した者が費用負担し、取替えを行うことが原則である。

イ) 本補助金における補助対象等

要綱第 3 条によると、本補助金の補助対象等は次のとおりである。

次の(1)から(3)のすべてに該当すること。

- (1) 枚方市上下水道局が検針を行っている私設メーターであること
- (2) 私設メーターを次のいずれかの事由により取替えを行う場合であること
 - ① 検定満期 (8 年) を経過した私設メーターの取替え
 - ② 検定満期 (8 年) 満了まで 1 年未満の私設メーターの取替え
 - ③ 回転不良や故障による私設メーターの取替え
- (3) 取替え後の私設メーターは、検定証印受領後 6 か月以内であること

また、要綱第 4 条によると補助金額の上限は次のとおりである。

- ・直読式メーター 4,500 円/個
- ・遠隔指示式メーター 12,500 円/個
- ※ 1 個あたり取替費用が上記補助金額に満たない場合は、1 個あたり取替費用が補助金額となる。

枚方市では、集合住宅等に係る給水装置の新設等に係る分担金について、各戸ごとに計算した合計額を徴収することとしており、集合住宅等についても戸建て住宅と同水準の分担金を負担していることになる。

この点、戸建て住宅等に設置された市メーターについて、枚方市が費用負担及び取替えを行っているのに対して、集合住宅等に設置される私設メーターの取替え費用については管理組合や所有者等が負担することになるため、公平性の観点から、補助制度が設けられたものである。

③ 最近の補助金の見直し状況

見直し方針が策定された平成 28 年度において、従前は、すべての私設メーターを補助対象としていたところ、枚方市が検針している私設メーター (【表 58】の① (各戸検針・各戸徴収)) のみを対象とする見直しを行った。

その後、見直し方針に基づくサンセット終期となった令和元年度において、見直し方針に基づく定期的な見直しが実施され、補助対象については現状の

まま継続することとされた。また、水道メーターの取替経費との比較等を実施し、補助額の妥当性についての検証を行った結果、補助額についても現状のまま継続することとされた。

④ 他都市における同種補助制度の状況

大阪府内の中核市について、所管課を通じて照会を行ったところ、高槻市、東大阪市、寝屋川市、吹田市について、同種の補助制度は設けられていないとの回答を得た。

また、豊中市については、同市のホームページによると、貯水槽水道方式の共同住宅にも市の水道メーターを設置し、取替え及び費用負担は市が行う制度を導入しているとのことである。

⑤ 監査の結果及び意見

ア) 私設メーター取替事業補助金のあり方について【意見70】(公益性)

「④他都市における同種補助制度の状況」で述べたとおり、他都市における同種補助制度の存在は確認できなかった。

貯水槽水道方式の共同住宅にも市の水道メーターを設置しているという、豊中市のような例もあるが、多くは、私設メーターの設置や取替えには関与していない状況となっている。

このような中、枚方市として、本補助制度を継続するにあたっては、その根拠となる補助制度の目的を整理しておく必要があると考える。

例えば、本補助制度の目的の一つとして、「戸建て住宅と集合住宅の所有者等に対する公費負担の公平性」が挙げられている。

しかし、本補助金には1個あたりの上限額が設けられており、取替えに係る実費が上限額を超過した場合には、その差額は管理組合や所有者等が負担することとなる。この点、本補助金を受けて行われた私設メーターの取替え費用の平均と補助金額の上限を比較すると、【表59】のとおりである。

【表59】私設メーター取替え費用と補助金額の上限の比較

区分	補助金額の上限	取替え費用 平均 (平成28年度～30年度)
直読式メーター	4,500円	12,403円
遠隔指示式メーター	12,500円	36,393円

【表59】の補助金額の上限と実際の取替え費用の平均に差が生じるのは、補助金額の上限について、市メーターの1個あたりの取替え経費の平均など

をもとに設定されているが、枚方市全体と個々の集合住宅等とでは、調達の規模が大きく異なり、個々の集合住宅等における水道メーターの取替えに係る単価が割高となるためである。

もし、「戸建て住宅と集合住宅の所有者等に対する公費負担の公平性」の観点を第一義に考えるのであれば、補助金額の上限を取替え費用の平均に近づける努力をすべきこととなる。

しかし、単純に枚方市の財政負担を増加させることで、管理組合や所有者等の負担の軽減を図ることは理解を得られにくい。この点、豊中市のように、貯水槽水道方式の共同住宅の水道メーターの取替え及び費用負担を枚方市が行うことによって、補助金額の上限と同水準の額で取替えが可能なのであれば、枚方市が追加の財政負担を行うことなく、管理組合や所有者等の負担も軽減されることとなる。

このように、管理組合や所有者等の負担の軽減という目的を達成するため、可能な限り、枚方市の財政負担を軽減できる手法について、補助以外の手法も含め、検討する必要がある。

サンセット終期を踏まえて、要綱の附則では、この要綱は令和5年3月31日限り効力を失うこととされており、本補助金のあり方については令和4年度中に再検討されることとなる。

その際には、他都市の事例も踏まえて、補助制度の目的と補助金額の上限の設定等、補助金の制度設計が整合しているか、また、補助制度の目的を達成するための方法として補助以外の手法が考えられないかなどについて検討を行う必要がある。

イ) 協定及び要綱に基づく報告書類の一元化について【意見71】

(経済性・効率性)

本補助金の交付申請から交付決定に至るまでの手続きについて検証したところ、【表 60】のように、実際の水道メーター取替えの作業が完了し、管理組合や所有者等から事業完了報告書が提出された後、補助金交付請求書の提出が大幅に遅延しているものが散見された。

【表 60】 事業完了報告書、補助金交付請求書の提出遅延（例）

取替え工事期間	事業完了報告書 (管理組合⇒枚方市)	交付請求書 (管理組合⇒枚方市)	交付決定通知書 (枚方市⇒管理組合)
平成 30 年 12 月 11 日～ 平成 31 年 1 月 31 日	平成 31 年 2 月 6 日	令和 2 年 2 月 19 日	令和 2 年 3 月 6 日

このように、補助金交付請求書の提出が遅れている案件については、随時、管理組合等に連絡をとって、早期の提出を依頼しているとのことであるが、それでも提出が遅延してしまったとのことであった。

一方、本補助金の対象となる私設メーターについては、協定に基づき、枚方市が検針を行っているが、枚方市に無断で取替えが行われた場合には検針ができなくなってしまうため、協定において下記の規定が置かれている。

【協定（各戸検針・各戸徴収）抜粋】

（私設メーター）

第4条 （略）

7 乙は、（略）私設メーターを取替えるときは甲に対して事前に報告するものとし、取替え後最初の検針日の20日前までに次の各号に定める事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 取替え年月日
- (2) 新私設メーターの口径
- (3) 新私設メーターの検定満期年月
- (4) 取替え時の旧私設メーター及び新私設メーターの指示数

補助金交付請求書の提出遅延については、一義的には管理組合等の責任ではあるものの、協定及び要綱に基づき枚方市に提出することが必要な書類について、管理組合等において容易に理解できるように整理して伝達されていないことも一因として考えられる。

については、補助金の審査手続きの簡略化や審査期間の短縮化の観点からも、協定及び要綱に基づく報告書類を一元化して整理するなど、管理組合等が容易に理解できる形で伝達するなどの方策を検討されたい。

12. 教育委員会 総合教育部 学校安全課

(1) 遠距離通学児童・生徒通学費補助金

① 概要

ア) 遠距離通学児童通学費補助金

補助金名	遠距離通学児童通学費補助金		
所管部署	令和元年度	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	
	令和2年度	教育委員会 総合教育部 学校安全課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	枚方市遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱		
補助開始年度	平成4年度		
交付先	個人		
交付の目的	枚方市立小学校に通学する児童のうち、通学の距離及び安全面から、バス通学が必要と認められる者の保護者に対して、バス通学に係る費用を補助することで、児童の安全な通学環境を確保し、保護者の経済的負担の軽減を図る。		
補助対象経費	枚方市立春日小学校に通学する児童のうち、通学の距離及び安全面から、バス通学が必要と認められる者(茄子作南町(府道枚方富田林泉佐野線に隣接する地域に限る。)に居住地を有する者)の保護者に対して、バス通学に係る費用(バス通学定期券の額)を支給する。		
補助率・補助額	全額補助		
決算状況(単位:千円)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	14	14	14
決算額	-	-	-
財源の構成(決算額)			
一般財源	-	-	-
交付件数(単位:件)	0	0	0
効果測定 of 指標			
指標の内容	設定していない。		
目標	-	-	-
実績	-	-	-

イ) 遠距離通学生徒通学費補助金

補助金名	遠距離通学生徒通学費補助金		
所管部署	令和元年度	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	
	令和2年度	教育委員会 総合教育部 学校安全課	
補助の根拠 (法令、要綱等)	枚方市遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱		
補助開始年度	平成4年度		
交付先	個人		
交付の目的	枚方市立中学校に通学する生徒のうち、通学の距離及び安全面から、バス通学が必要と認められる者の保護者に対して、バス通学に係る費用を補助することで、生徒の安全な通学環境を確保し、保護者の経済的負担の軽減を図る。		
補助対象経費	枚方市立杉中学校に通学する生徒のうち、通学の距離及び安全面から、バス通学が必要と認められる者（尊延寺1丁目から6丁目まで、穂谷1丁目から4丁目まで、宗谷1丁目及び2丁目、杉責谷1丁目、氷室台1丁目、大字尊延寺並びに大字穂谷に居住地を有する者）の保護者に対して、バス通学に係る費用（バス通学定期券の額）を支給する。		
補助率・補助額	全額補助		
決算状況（単位：千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	11,551	11,388	10,713
決算額	10,428	11,087	9,355
財源の構成（決算額）			
一般財源	10,428	11,087	9,355
交付件数（単位：件）	391	413	358
効果測定 of 指標			
指標の内容	設定していない。		
目標	-	-	-
実績	-	-	-

② 補助金の額

要綱第5条によると、本補助金の額は次のとおりである。

児童・生徒（以下児童等）1人につき、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める額を限度として、児童等が通学した日数に往復分のバスの運賃を乗じて得た額とする。

(1)各学期（第1学期及び第2学期については、8月に係る期間を除く。）

バスの学期ごとの学期別定期券の額

(2)8月 バスの通学1か月定期券の額

③ 最近の補助金の見直し状況

見直し方針に基づく本補助金のサンセット終期は、令和元年度末であり、令和元年度において、見直し方針に基づく定期的な見直しを実施された。

具体的には、児童・生徒の通学上の安全を確保するため、令和2年4月から対象地域を拡大し、令和2年度以降についても継続するものとされた。

④ 監査の結果及び意見

ア) 学期中に通学していない期間がある場合の補助金額の算定方法について

【監査の結果18】（合規性）

令和元年度の本補助金の交付決定金額について検討したところ、第1学期において、支給対象の生徒が転出し、同学期中に再度転入した生徒に係る補助金について、1か月定期券の額に通学した月数を乗じた額を支給していたものが見受けられた。

本来、「②補助金の額」において述べた要綱第5条の規定に従って、この場合の補助金の額は、実際通学した日数に往復運賃を乗じた額と第1学期の学期別定期券の額とを比較して算定する必要があったと考えられる。

よって、今後は、要綱に従って補助金の算定を行う必要がある。

なお、要綱に規定される計算方法では支給対象の児童・生徒に不利益が生じる場合などに備えて、例外的な計算方法について規定する条項の追加を検討する余地があると考えられる。

イ) 補助金交付申請書の様式について【意見72】（合規性）

令和元年度の枚方市遠距離児童・生徒通学費補助金交付申請書（2学期分）は以下のような様式になっている。

上記のように同補助金申請書は「申請内訳」に「学期定期（2学期）」及び「8月 登校日数に応じた実費額（通学1ヶ月定期券の額を限度）」との記載が予め印刷されている。そして、「学期定期（2学期）」及び「8月 登校日数に応じた実費額（通学1ヶ月定期券の額を限度）」の両方に○印をつけた申請書が多数を占めているが、「学期定期（2学期）」に○印はあるものの、「8月 登校日数に応じた実費額（通学1ヶ月定期券の額を限度）」に○印を付けていないものが散見された。

令和元年度においてはすべての生徒について夏休み期間の8月に登校日が設定されていたため、本来は上記の2項目に○印をして、申請を行う必要があったと考えられる。

また、支給額としては、8月に○印がなくとも8月の交通費分を上乗せして支給しているため、形式的には申請のない補助金を交付したかにみえる恐れがある。

これは、申請書の様式がわかりづらいものとなっているために生じた不備と考えられる。

よって、申請書の記載時に誤解が生じないように、申請書の様式をわかりやすく見直すとともに、記載例を添付するなどの方策を検討することが必要である。

(2) 枚方市学校園安全共済会補助金（小）、（中）

① 概要

補助金名	枚方市学校園安全共済会補助金（小）、（中）		
所管部署	令和元年度	教育委員会 学校教育部 学務課	
	令和2年度	教育委員会 総合教育部 学校安全課	
補助の根拠 （法令、要綱等）	枚方市学校園安全共済会補助金交付要項		
補助開始年度	昭和50年度		
交付先	枚方市学校園安全共済会		
交付の目的	市立小学校及び中学校の管理下における児童生徒の負傷や事故に係る治療費等の保障や安全教育を行うため団体に補助金を交付する。		
補助対象経費	学校園安全共済会事業実施に要する経費		
補助率・補助額	定率補助（団体が支出した補助対象事業費の2分の1を限度として、予算の範囲内で補助）		
決算状況（単位：千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度
【小学校】			
当初予算額	4,076	4,094	4,094
決算額	4,017	4,094	3,379
財源の構成（決算額）			
一般財源	4,017	4,094	3,379
【中学校】			
当初予算額	1,986	1,974	1,974
決算額	1,779	1,974	1,790
財源の構成（決算額）			
一般財源	1,779	1,974	1,790
交付件数	それぞれ1件	それぞれ1件	それぞれ1件
効果測定の指標			
指標の内容	設定していない。		
目標	-	-	-
実績	-	-	-

② 枚方市学校園安全共済会の災害共済給付制度の概要

小中学校等の学校園の管理下で起きた災害（負傷・死亡）については、医療費、障害見舞金、死亡見舞金の給付を行う国の公的共済制度（日本スポーツ振興センターの災害給付制度）があるが、それを補完するため、枚方市では枚方市学

校園安全共済会（以下「安全共済会」という。）の災害共済給付制度が設けられている。

安全共済会は、枚方市 PTA 協議会の組織で、その運営には、PTA 会員と学校の代表が関わっており、保護者からの会費（年 300 円）と枚方市からの補助金で運営されている。

安全共済会の災害給付金の対象（上限金額）は、室料差額（1 日当たり 5,000 円）、コンタクトレンズ代（10,000 円）及び緊急性のあるタクシー代（実費）等である。

③ 最近の補助金の見直し状況

安全共済会の運営及び財務状況を精査し、同団体の事業費に補助することとし、平成 29 年度に補助対象経費を明確にするとともに、補助限度額を設定した枚方市校園安全共済会補助金交付要項を策定し、補助方式を人数割額から、実際に安全共済会が支出した事業費の 2 分の 1 を補助する方法に改定した。安全共済会は、近年、単年度赤字を出していることから、本補助金は、令和 2 年度以降についても継続するものとされた。

④ 監査の結果及び意見

ア) 補助金の概算払について【監査の結果19】（合規性）

本補助金については、令和元年 9 月 13 日付けの安全共済会からの交付申請を受けて、9 月 24 日付けの回議書「令和元年度枚方市校園安全共済会に対する補助金の交付決定について」において、交付方法に「本補助事業については、補助対象行為である補填料や移送料の給付にあたり、事前に交付しなければ事業に支障をきたすものと判断されるため、概算払で交付します。なお、事業完了後の提出書類を審査し、概算払額と確定額に差がある場合には戻入処理を行います。」と記載し、同補助金 6,149,000 円（小学校費 4,094,000 円、中学校費 1,974,000 円、幼稚園費 81,000 円）を全額概算払とする決議を行っている。

そして、9 月 25 日付けで安全共済会に補助金の交付決定を通知した後、9 月 27 日付けの学校共済会からの補助金等交付請求書に基づき、10 月 21 日に補助金の全額を概算払により支払っている。

この回議書における概算払の理由とされている「事前に交付しなければ事業に支障をきたすものと判断される」について、令和元年度の安全共済会の繰越金は補助金の約 3 倍にあたる 18,347,908 円もあり、補助金全額を一括概算払しないと事業に支障をきたすとは到底考えられない。

補助金の交付にあたっては、補助対象団体の財政状態を精査し、概算払が必要か検討する必要がある。

なお、補助金は元来、公益性がある場合（地方自治法第 232 条の 2）に、地方公共団体の意思によって経済的に支援するものであり、公益性があるにしても、経済的に支援する必要があるかを見極める必要がある。年間の補助金の約 3 倍に達する多額の繰越金を有する安全共済会に対する補助金の支給については、廃止も視野に入れた抜本的な見直しの検討が必要である。

13. 教育委員会 学校教育部 教育支援推進室

(1) 枚方市奨学金

① 概要

補助金名	枚方市奨学金		
所管部署	令和元年度	教育委員会 学校教育部 学務課	
	令和2年度	教育委員会 学校教育部 教育支援推進室	
補助の根拠 (法令、要綱等)	枚方市奨学金条例、枚方市奨学金条例施行規則		
補助開始年度	昭和39年度		
交付先	個人		
交付の目的	経済的な理由のため学校教育法に規定される高等学校等に修学が困難な者に奨学金を支給することにより、教育の機会均等を図ることを目的とする。		
補助対象経費	修学に必要な費用		
補助率・補助額	定額補助		
決算状況(単位:千円)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	22,464	18,864	16,320
決算額	22,402	18,768	16,257
財源の構成(決算額)			
一般財源	22,402	18,768	16,257
交付件数(単位:件)	344	286	249
効果測定の指標	設定していない。		
指標の内容			
目標	-	-	-
実績	-	-	-

① 奨学金の支給対象及び支給額

枚方市奨学金条例第2条によると、本奨学金の支給対象は次のとおりである。

奨学金の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 本市に住所を有していること。
- (2) 向学の志を有していること。
- (3) 高等学校等に在学していること。
- (4) 経済的理由により修学が困難であること。

また、奨学金の月額はおりのとおりである。

- (1) 国立又は公立の高等学校等に在学している者 4,500 円
- (2) 私立の高等学校等に在学している者 6,500 円

奨学生に選定されると、継続して在学していれば、卒業まで奨学金が支給される。また、奨学生の世帯の所得の確認は奨学生選定時のみで、翌年度以降については、所得の確認は実施されていない。

② 最近の奨学金の見直し状況

見直し方針に基づく本奨学金のサンセット終期とされた令和元年度において、定期的な見直しが行われ、本奨学金は、今後も引き続き教育の機会均等を図るために、令和 2 年度以降についても、国・府の動向を注視しながら、継続するものとされた。

③ 監査の結果及び意見

ア) 支給要件の明確化について【意見73】(公益性)

枚方市奨学金条例第 1 条において、経済的理由のため高等学校等の修学が困難な者に奨学金を支給するとしており、支給要件を定める同条例第 2 条第 1 項 4 号において「経済的理由により修学が困難である」ことが明記されている。

しかしながら、「経済的理由により修学が困難である」についての具体的内容は、同条例及び枚方市奨学金施行規則には何ら記載がない。また、「平成 31 年度枚方市奨学生募集のしおり」には、奨学生の選定については、必要書類を提出された方の中から、市民税課税標準額の低い順に予算の範囲内で行うと記載されているだけで、特に所得の上限は設けられていない。

なお、本奨学金は、非課税及び生活保護(生業扶助)受給世帯については、大阪府が実施している高等学校等奨学のための給付金制度の対象となっているため、対象外となっている。

また、本奨学金は奨学生選定時に世帯の所得の確認が行われるが、翌年度以降は奨学生の世帯の所得の確認が行われなため、高等学校入学時に選定されれば、高等学校に在籍する 3 年間の継続給付が確定する。

令和元年度及び平成 30 年度の新規出願者の世帯の市民税課税標準額を調査したところ、その最高額の世帯の収入は、一般の市民感覚からすると、「経済的理由により修学が困難」な状況に該当すると考えることに疑問の残る額であるが、現状の取扱いでは、応募者が非常に少ない場合には、このような世帯も奨学金の支給対象になる可能性も否定できない。

また、本奨学金の支給要件について、応募者からみた場合、「経済的理由により修学が困難である」の条件が不明確なため、応募条件を満たしているかの判断に迷う状況となっている。

さらに、本奨学金は高等学校入学時に選定されれば、高等学校に在学する3年間は継続給付され、翌年度以降の世帯の所得の確認は行われていない。枚方市奨学金条例第1条において、経済的理由のため高等学校等の修学が困難な者に奨学金を支給するとされており、あくまで経済的理由のために修学困難者を救済するものと考えられる。確かに奨学生にとって世帯の所得により、奨学金が支給されない年度があるのは不安定な制度と感ずるかもしれないが、地方公共団体における給付制度及び税等の減免制度のほとんどは、前年度の所得を基準に年度ごとに判断する仕組みである。

したがって、応募者の公平な取扱いの観点から、支給要件である「経済的理由により修学が困難である」という基準を明確にするよう検討すべきである。

イ) 奨学生募集のしおり等の記載について【意見74】(公益性)

枚方市奨学金は、奨学金の返済を要しない給付型の奨学金制度となっているが、「平成31年度枚方市奨学生募集のしおり」には、「枚方市では経済的理由のため高等学校等への就学が困難な生徒に対し、機会均等を図ることを目的として奨学生制度を設けています。」と記載しているが、奨学金が返済不要の給付なのか、返済を要する貸与なのか何ら記載されていない。一方、同種の枚方市の奨学金制度である枚方市交通災害遺児奨学金では同条例の第7条において、「奨学金は返還を要しない。」と明記されているが、枚方市奨学金条例及び同規則には、「奨学金は返還を要しない。」の旨の記載はない。

このように、奨学金を受給される方にとって、「奨学金は返還を要しない。」ということがわかりにくいものとなっている。少なくとも、募集のしおり及び市のホームページの同奨学金制度の説明には、「奨学金は返還を要しない。」の旨を明記することが必要である。

以 上